

改 正 案	現 行
<p>食品衛生法目次</p> <p>第一章 総則</p> <p>第二章 食品及び添加物</p> <p>第三章 器具及び容器包装</p> <p>第四章 表示及び広告</p> <p>第四章の二 食品添加物公定書</p> <p>第四章の三 監視指導指針及び計画</p> <p>第五章 検査</p> <p>第五章の二 指定検査機関</p> <p>第六章 営業</p> <p>第七章 削除</p> <p>第八章 雑則</p> <p>第九章 罰則</p> <p>附則</p> <p>第一条 この法律は、食品の安全性の確保のために公衆衛生の見地から必要な規制その他の措置を講ずることにより、飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止し、もつて国民の健康の保護を図ることを目的とする。</p> <p>第一条の二 国、都道府県、地域保健法（昭和二十二年法律第百一号）（第五条第一項の規定に基づく政令で定める市）以下「保健所を設</p>	<p>食品衛生法目次</p> <p>第一章 総則</p> <p>第二章 食品及び添加物</p> <p>第三章 器具及び容器包装</p> <p>第四章 表示及び広告</p> <p>第四章の二 食品添加物公定書</p> <p>第五章 検査</p> <p>第五章の二 指定検査機関</p> <p>第六章 営業</p> <p>第七章 削除</p> <p>第八章 雑則</p> <p>第九章 罰則</p> <p>附則</p> <p>第一条 この法律は、飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止し、公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的とする。</p>

置する市」という。）及び特別区は、教育活動及び広報活動を通じて食品衛生に関する正しい知識の普及、食品衛生に関する情報の収集、整理、分析及び提供、食品衛生に関する研究の推進、食品衛生に関する検査の能力の向上並びに食品衛生の向上にかかわる人材の養成及び資質の向上を図るために必要な措置を講じなければならぬ。

国、都道府県、保健所を設置する市及び特別区は、食品衛生に関する施策が総合的かつ迅速に実施されるよう、相互に連携を図らなければならない。

国は、食品衛生に関する情報の収集、整理、分析及び提供並びに研究並びに輸入される食品、添加物、器具及び容器包装についての食品衛生に関する検査の実施を図るための体制を整備し、国際的な連携を確保するために必要な措置を講ずるとともに、都道府県、保健所を設置する市及び特別区（以下「都道府県等」という。）に対し前二項の責務が十分に果たされるように必要な技術的援助を与えるものとする。

第一条の三 食品等事業者（食品若しくは添加物採取し、製造し、輸入し、加工し、調理し、貯蔵し、運搬し、若しくは販売すること若しくは器具若しくは容器包装を製造し、輸入し、若しくは販売することを営む人若しくは法人又は学校、病院その他の施設において継続的に不特定若しくは多数の者に食品を供与する人若しくは法人をいう。以下同じ。）は、その採取し、製造し、輸入し、加工し、調理し、貯蔵し、運搬し、販売し、不特定若しくは多数の者に授与し、又は営業上使用する食品、添加物、器具又は容器包装（以下「販売食品等」という。）について、自らの責任においてそれらの安全性を確保するため、販売食品等の安全性の確保に係る知識及び技

術の習得、販売食品等の原材料の安全性の確保、販売食品等の自主検査の実施その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

食品等事業者は、販売食品等に起因する食品衛生上の危害の発生の防止に必要な限度において、当該食品等事業者に対して販売食品等又はその原材料の販売を行った者の名称その他必要な情報に関する記録を作成し、これを保存するよう努めなければならない。

食品等事業者は、販売食品等に起因する食品衛生上の危害の発生を防止するため、前項に規定する記録の国、都道府県等への提供、食品衛生上の危害の原因となつた販売食品等の廃棄その他の必要な措置を適確かつ迅速に講ずるよう努めなければならない。

第四条の二 厚生労働大臣は、一般に飲食に供されることがなかつた物であつて人の健康を損なうおそれがない旨の確証がないもの又はこれを含む物が新たに食品として販売され、又は販売されることとなつた場合において、食品衛生上の危害の発生を防止するため必要があると認めるときは、薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて、これらの物を食品として販売することを禁止することができる。

厚生労働大臣は、一般に食品として飲食に供されている物であつて当該物の通常の方法と著しく異なる方法により飲食に供されているものについて、人の健康を損なうおそれがない旨の確証がなく、食品衛生上の危害の発生を防止するため必要があると認めるときは、薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて、その物を食品として販売することを禁止することができる。

厚生労働大臣は、食品によるものと疑われる人の健康に係る重大な被害が生じた場合において、当該被害の態様からみて当該食品に当該被害を生ずるおそれのある一般に飲食に供されることがなかつ

第四条の二 厚生労働大臣は、一般に飲食に供されることがなかつた物であつて人の健康をそこなうおそれがない旨の確証がないもの又はこれを含む物が新たに食品として販売され、又は販売されることとなつた場合において、食品衛生上の危害の発生を防止するため必要があると認めるときは、薬事・食品衛生審議会の意見をきいて、その物を食品として販売することを禁止することができる。

た物が含まれていることが疑われる場合において、食品衛生上の危害の発生を防止するため必要があると認めるときは、薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて、その食品を販売することを禁止することができる。

厚生労働大臣は、前三項の規定による販売の禁止をした場合において、厚生労働省令で定めるところにより、当該禁止に関し利害關係を有する者の申請に基づき、又は必要に応じ、当該禁止に係る物又は食品に起因する食品衛生上の危害が発生するおそれがないと認めるときは、薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて、当該禁止の全部又は一部を解除するものとする。

厚生労働大臣は、第一項から第三項までの規定による販売の禁止をしたとき、又は前項の規定による禁止の全部若しくは一部の解除をしたときは、官報で告示するものとする。

第四条の三 厚生労働大臣は、特定の国若しくは地域において採取され、製造され、加工され、調理され、若しくは貯蔵され、又は特定の者により採取され、製造され、加工され、調理され、若しくは貯蔵される特定の食品又は添加物について、第十五条第一項から第三項まで又は第十七条第一項の規定による検査の結果次に掲げる食品又は添加物に該当するものが相当数発見されたこと、生産地における食品衛生上の管理の状況その他の厚生労働省令で定める事由からみて次に掲げる食品又は添加物に該当するものが相当程度含まれるおそれがあると認められる場合において、人の健康を損なうおそれの程度その他の厚生労働省令で定める事項を勘案して、当該特定の食品又は添加物に起因する食品衛生上の危害の発生を防止するため特に必要があると認めるときは、薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて、当該特定の食品又は添加物を販売し、又は販売の用に供する

第四条の三 厚生労働大臣は、特定の国若しくは地域において採取され、製造され、加工され、調理され、若しくは貯蔵され、又は特定の者により採取され、製造され、加工され、調理され、若しくは貯蔵される特定の食品又は添加物について、第十五条第一項から第三項まで又は第十七条第一項の規定による検査の結果次に掲げる食品又は添加物に該当するものが相当数発見されたこと、生産地における食品衛生上の管理の状況その他の厚生労働省令で定める事由からみて次に掲げる食品又は添加物に該当するものが相当程度含まれるおそれがあると認められる場合において、人の健康を損なうおそれの程度その他の厚生労働省令で定める事項を勘案して、当該特定の食品又は添加物に起因する食品衛生上の危害の発生を防止するため特に必要があると認めるときは、薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて、当該特定の食品又は添加物を販売し、又は販売の用に供する

ために、採取し、製造し、輸入し、加工し、使用し、若しくは調理することを禁止することができる。

一〇四（略）

厚生労働大臣は、前項の規定による禁止をしようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

厚生労働大臣は、第一項の規定による禁止をした場合において、当該禁止に関し利害関係を有する者の申請に基づき、又は必要に応じ、厚生労働省令で定めるところにより、当該禁止に係る特定の食品又は添加物に起因する食品衛生上の危害が発生するおそれがないと認めるときは、薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて、当該禁止の全部又は一部を解除するものとする。

厚生労働大臣は、第一項の規定による禁止をしたとき、又は前項の規定による禁止の全部若しくは一部の解除をしたときは、官報で告示するものとする。

第七条の二 厚生労働大臣は、前条第一項の食品の成分に係る規格として、食品に残留する農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）第一条の二第一項に規定する農薬、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第二条第三項に規定する飼料添加物又は薬事法第二条第一項に規定する医薬品であつて専ら動物のために使用されることが目的とされているもの（以下この条において「農薬等」という。）の成分である物質（その物質が化学的に変化して生成した物質を含む。）の量の限度を定めるため必要があると認めるときは、農林水産大臣に対し、農薬等の成分に関する資料の提供その他必要な協力を求めることができる。

第九条の二 厚生労働大臣は、特定の国若しくは地域において製造さ

ために、採取し、製造し、輸入し、加工し、使用し、若しくは調理することを告示をもつて禁止することができる。

一〇四（略）

厚生労働大臣は、前項の規定による処分をしようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

第一項の規定による処分が行われた場合において、厚生労働大臣は、当該処分に関し利害関係を有する者の申請に基づき、又は必要に応じ、厚生労働省令で定めるところにより、当該処分に係る特定の食品又は添加物に起因する食品衛生上の危害が発生するおそれがないと認めるときは、薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて、当該処分の全部又は一部を告示をもつて解除するものとする。

第七条の二 厚生労働大臣は、前条第一項の食品の成分に係る規格として、食品に残留する農薬の成分である物質（その物質が化学的に変化して生成した物質を含む。）の量の限度を定めるため必要があると認めるときは、農林水産大臣に対し、農薬の成分に関する資料の提供その他必要な協力を求めることができる。

第九条の二 厚生労働大臣は、特定の国若しくは地域において製造さ

れ、又は特定の者により製造される特定の器具又は容器包装について、第十五条第一項から第三項まで又は第十七条第一項の規定による検査の結果次に掲げる器具又は容器包装に該当するものが相当数発見されたこと、製造地における食品衛生上の管理の状況その他の厚生労働省令で定める事由からみて次に掲げる器具又は容器包装に該当するものが相当程度含まれるおそれがあると認められる場合において、人の健康を損なうおそれの程度その他の厚生労働省令で定める事項を勘案して、当該特定の器具又は容器包装に起因する食品衛生上の危害の発生を防止するため特に必要があると認めるときは、薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて、当該特定の器具又は容器包装を販売し、販売の用に供するために製造し、若しくは輸入し、又は営業上使用することを禁止することができる。

一・二二（略）

厚生労働大臣は、前項の規定による禁止をしようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

第四条の三第三項及び第四項の規定は、第一項の規定による禁止が行われた場合について準用する。この場合において、同条第三項中「食品又は添加物」とあるのは、「器具又は容器包装」と読み替えるものとする。

第四章の三 監視指導指針及び計画

第十三条の二 厚生労働大臣は、国及び都道府県等が行う食品衛生に関する監視又は指導（以下「監視指導」という。）の実施に関する指針（以下「指針」という。）を定めるものとする。

指針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 監視指導の実施に関する基本的な方向

れ、又は特定の者により製造される特定の器具又は容器包装について、第十五条第一項から第三項まで又は第十七条第一項の規定による検査の結果次に掲げる器具又は容器包装に該当するものが相当数発見されたこと、製造地における食品衛生上の管理の状況その他の厚生労働省令で定める事由からみて次に掲げる器具又は容器包装に該当するものが相当程度含まれるおそれがあると認められる場合において、人の健康を損なうおそれの程度その他の厚生労働省令で定める事項を勘案して、当該特定の器具又は容器包装に起因する食品衛生上の危害の発生を防止するため特に必要があると認めるときは、薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて、当該特定の器具又は容器包装を販売し、販売の用に供するために製造し、若しくは輸入し、又は営業上使用することを告示をもつて禁止することができる。

一・二二（略）

厚生労働大臣は、前項の規定による処分をしようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

第四条の三第三項の規定は、第一項の規定による処分が行われた場合について準用する。この場合において、第四条の三第三項中「食品又は添加物」とあるのは、「器具又は容器包装」と読み替えるものとする。

二 重点的に監視指導を実施すべき項目に関する事項

三 監視指導の実施体制に関する事項

四 その他監視指導の実施に関する重要事項

厚生労働大臣は、指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

第十三条の三 厚生労働大臣は、指針に基づき、毎年度、翌年度の食品、添加物、器具及び容器包装の輸入について国が行う監視指導の実施に関する計画（以下「輸入食品監視指導計画」という。）を定めるものとする。

輸入食品監視指導計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 生産地の事情その他の事情からみて重点的に監視指導を実施すべき項目に関する事項

二 輸入を行う営業者に対する自主的な衛生管理の実施に係る指導に関する事項

三 その他監視指導の実施のために必要な事項

厚生労働大臣は、輸入食品監視指導計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

厚生労働大臣は、輸入食品監視指導計画の実施の状況について、公表するものとする。

第十三条の四 都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長（以下「都道府県知事等」という。）は、指針に基づき、毎年度、翌年度の当該都道府県等が行う監視指導の実施に関する計画（以下「都道府県等食品衛生監視指導計画」という。）を定めなければならない。

都道府県等食品衛生監視指導計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 重点的に監視指導を実施すべき項目に関する事項

二 食品等事業者に対する自主的な衛生管理の実施に係る指導に関する事項

三 当該都道府県等と隣接する都道府県等その他関係行政機関との連携の確保に関する事項

四 その他監視指導の実施のために必要な事項

都道府県等食品衛生監視指導計画は、当該都道府県等の区域における食品等事業者の施設の設置の状況、食品衛生上の危害の発生の状況その他の地域の実情を勘案して定められなければならない。

都道府県知事等は、都道府県等食品衛生監視指導計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に報告しなければならない。

都道府県知事等は、都道府県等食品衛生監視指導計画の実施の状況について、厚生労働省令で定めるところにより、公表しなければならない。

第十四条 第七条第一項の規定により規格が定められた食品若しくは添加物又は第十条第一項の規定により規格が定められた器具若しくは容器包装であつて政令で定めるものは、政令で定める区分に従い厚生労働大臣若しくは都道府県知事又は厚生労働大臣が指定した者の行う検査を受け、これに合格したのものとして厚生労働省令で定める表示が付されたものでなければ、販売し、販売の用に供するために陳列し、又は営業上使用してはならない。

（略）

第十四条 第七条第一項の規定により規格が定められた食品若しくは添加物又は第十条第一項の規定により規格が定められた器具若しくは容器包装であつて政令で定めるものは、政令で定める区分に従い厚生労働大臣又は都道府県知事若しくは厚生労働大臣が指定した者の行う検査を受け、これに合格したのものとして厚生労働省令で定める表示が付されたものでなければ、販売し、販売の用に供するために陳列し、又は営業上使用してはならない。

（略）

第十五条 都道府県知事は、次の各号に掲げる食品、添加物、器具又は容器包装を発見した場合において、これらを製造し、又は加工した者の検査の能力等からみて、その者が製造し、又は加工する食品、添加物、器具又は容器包装がその後引き続き当該各号に掲げる食品、添加物、器具又は容器包装に該当するおそれがあり、食品衛生上の危害の発生を防止するため必要があるときは、政令で定める要件及び手続に従い、その者に対し、当該食品、添加物、器具又は容器包装について、当該都道府県知事又は厚生労働大臣が指定した者の行う検査を受けるべきことを命ずることができる。

一〇五（略）

厚生労働大臣は、食品衛生上の危害の発生を防止するため必要があると認めるときは、前項各号に掲げる食品、添加物、器具若しくは容器包装又は第六条に規定する食品を製造し、又は加工した者が製造し、又は加工した同種の食品、添加物、器具又は容器包装を輸入する者に対し、当該食品、添加物、器具又は容器包装について、厚生労働大臣又は厚生労働大臣が指定した者の行う検査を受けるべきことを命ずることができる。

厚生労働大臣は、食品衛生上の危害の発生を防止するため必要があると認めるときは、生産地の事情その他の事情からみて第一項各号に掲げる食品、添加物、器具若しくは容器包装又は第六条に規定する食品に該当するおそれがあると認められる食品、添加物、器具又は容器包装を輸入する者に対し、当該食品、添加物、器具又は容器包装について、厚生労働大臣又は厚生労働大臣が指定した者の行う検査を受けるべきことを命ずることができる。

第十五条 都道府県知事は、政令で定める食品、添加物、器具又は容器包装であつて次に掲げる食品、添加物、器具又は容器包装に該当するものを発見した場合において、これらを製造し、又は加工した者の検査の能力等からみて、その者が製造し、又は加工する食品、添加物、器具又は容器包装がその後引き続き当該各号に掲げる食品、添加物、器具又は容器包装に該当するおそれがあり、食品衛生上の危害の発生を防止するため必要があるときは、政令で定める要件及び手続に従い、その者に対し、当該食品、添加物、器具又は容器包装について、当該都道府県知事又は厚生労働大臣が指定した者の行う検査を受けるべきことを命ずることができる。

一〇五（略）

厚生労働大臣は、食品衛生上の危害の発生を防止するため必要があると認めるときは、政令で定める食品、添加物、器具又は容器包装であつて前項各号に掲げる食品、添加物、器具若しくは容器包装又は第六条に規定する食品に該当するものを製造し、又は加工した者が製造し、又は加工した同種の食品、添加物、器具又は容器包装を輸入する者に対し、当該食品、添加物、器具又は容器包装について、厚生労働大臣又は厚生労働大臣が指定した者の行う検査を受けるべきことを命ずることができる。

厚生労働大臣は、食品衛生上の危害の発生を防止するため必要があると認めるときは、政令で定める食品、添加物、器具又は容器包装であつて、生産地の事情その他の事情からみて第一項各号に掲げる食品、添加物、器具若しくは容器包装又は第六条に規定する食品に該当するおそれがあると認められるものを輸入する者に対し、当該食品、添加物、器具又は容器包装について、厚生労働大臣又は厚生労働大臣が指定した者の行う検査を受けるべきことを命ずること

）
（略）

第十七条 厚生労働大臣又は都道府県知事等は、必要があると認めるときは、営業者その他の関係者から必要な報告を求め、当該官吏員に営業の場所、事務所、倉庫その他の場所に臨検し、販売の用に供し、若しくは営業上使用する食品、添加物、器具若しくは容器包装、営業の施設、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は試験の用に供するのに必要な限度において、販売の用に供し、若しくは営業上使用する食品、添加物、器具若しくは容器包装を無償で収去させることができる。

前項の規定により当該官吏員に臨検検査又は収去をさせる場合においては、これにその身分を示す証票を携帯させ、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示させなければならない。

第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第十八条 （略）

都道府県等の食品衛生検査施設に関し必要な事項は、政令で定める。

第十九条 第十七条第一項に規定する当該官吏員の職権及び食品衛生に関する指導の職務を行わせるために、厚生労働大臣又は都道府県知事等は、官吏又は当該都道府県等の吏員のうちから食品衛生監

ができる。

）
（略）

第十七条 厚生労働大臣、都道府県知事、地域保健法（昭和二十二年法律第百一号）第五条第一項の規定に基づき政令で定める市（以下「保健所を設置する市」をいう。）の市長又は特別区の区長は、必要があると認めるときは、営業を行う者その他の関係者から必要な報告を求め、当該官吏員に営業の場所、事務所、倉庫その他の場所に臨検し、販売の用に供し、若しくは営業上使用する食品、添加物、器具若しくは容器包装、営業の施設、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は試験の用に供するのに必要な限度において、販売の用に供し、若しくは営業上使用する食品、添加物、器具若しくは容器包装を無償で収去させることができる。

前項の規定により当該官吏員に臨検検査又は収去をさせる場合においては、これにその身分を示す証票を携帯させなければならない。

第十八条 （略）

都道府県、保健所を設置する市及び特別区の食品衛生検査施設に関し必要な事項は、政令でこれを定める。

第十九条 第十七条第一項に規定する当該官吏員の職権及び食品衛生に関する指導の職務を行わせるために、厚生労働大臣又は都道府県知事、保健所を設置する市の市長若しくは特別区の区長は、官吏

視員を命ずるものとする。

都道府県知事等は、政令で定めるところにより、食品衛生監視員に各営業の施設等について、監視指導を行わせなければならない。

前二項に定めるもののほか、食品衛生監視員の資格その他食品衛生監視員に関し必要な事項は、政令で定める。

第十九条の十六 (略)

第十七条第二項及び第三項の規定は、前項の場合に準用する。

第十九条の十七 乳製品、第六条の規定により厚生労働大臣が定めた添加物その他製造又は加工の過程において特に衛生上の考慮を必要とする食品又は添加物であつて政令で定めるものの製造又は加工を行う営業者は、その製造又は加工を衛生的に管理させるため、その施設ごとに、専任の食品衛生管理者を置かなければならない。ただし、営業者が自ら食品衛生管理者となつて管理する施設については、この限りでない。

(略)

食品衛生管理者は、当該施設においてその管理に係る食品又は添加物に関してこの法律又はこの法律に基づく命令若しくは処分に係る違反が行われないように、その食品又は添加物の製造又は加工に従事する者を監督しなければならない。

食品衛生管理者は、前項に定めるもののほか、当該施設においてその管理に係る食品又は添加物に関してこの法律又はこの法律に基づく命令若しくは処分に係る違反の防止及び食品衛生上の危害の発生の防止のため、当該施設における衛生管理の方法その他の食品衛生

又は当該都道府県、保健所を設置する市若しくは特別区の吏員のうちから食品衛生監視員を命ずるものとする。

都道府県知事、保健所を設置する市の市長及び特別区の区長は、政令の定めるところにより、食品衛生監視員に各営業の施設等について、監視又は指導を行わせなければならない。

前二項に定めるもののほか、食品衛生監視員の資格その他食品衛生監視員に関し必要な事項は、政令でこれを定める。

第十九条の十六 (略)

第十七条第二項の規定は、前項の場合に準用する。

第十九条の十七 乳製品、第六条の規定により厚生労働大臣が定めた添加物その他製造又は加工の過程において特に衛生上の考慮を必要とする食品又は添加物であつて政令で定めるものの製造又は加工を行う営業者は、その製造又は加工を衛生的に管理させるため、その施設ごとに、専任の食品衛生管理者を置かなければならない。ただし、第七条の三第一項の承認に係る施設及び営業者が自ら食品衛生管理者となつて管理する施設については、この限りでない。

(略)

食品衛生管理者は、当該施設においてその管理に係る食品又は添加物に関してこの法律又はこの法律に基づく命令若しくは処分の違反が行われないように、その食品又は添加物の製造又は加工に従事する者を監督しなければならない。

生に関する事項につき、必要な注意をするとともに、営業者に対し必要な意見を述べなければならない。

営業者は、その施設に食品衛生管理者を置いたときは、前項の規定による食品衛生管理者の意見を尊重しなければならない。

次の各号のいずれかに該当する者でなければ、食品衛生管理者となることができない。

一～三 (略)

四 学校教育法に基づく高等学校若しくは中等教育学校若しくは旧中等学校令(昭和十八年勅令第三十六号)に基づく中等学校を卒業した者又は厚生労働省令で定めるところによりこれらの者と同等以上の学力があると認められる者で、第一項の規定により食品衛生管理者を置かなければならない製造業又は加工業において食品又は添加物の製造又は加工の衛生管理の業務に三年以上従事し、かつ、厚生労働大臣の指定した講習会の課程を修了した者

・ (略)

第二十三条 都道府県知事は、営業者が第四条、第五条、第六条、第七条第二項、第九条、第十条第二項、第十一条第二項、第十二条、第十四条第一項、第十五条第四項、第十九条の十七第一項若しくは第十九条の十八第三項の規定に違反した場合、第四条の二第一項から第三項まで、第四条の三第一項若しくは第九条の二第一項の規定による禁止に違反した場合、第二十一条第二項第一号若しくは第三号に該当するに至つた場合又は同条第三項の規定による条件に違反した場合においては、同条第一項の許可を取り消し、又は営業の全部若しくは一部を禁止し、若しくは期間を定めて停止することができる。

厚生労働大臣は、営業者(食品、添加物、器具若しくは容器包装

次の各号のいずれかに該当する者でなければ、食品衛生管理者となることができない。

一～三 (略)

四 学校教育法に基づく高等学校若しくは中等教育学校若しくは旧中等学校令(昭和十八年勅令第三十六号)に基づく中等学校を卒業した者又は厚生労働省令の定めるところによりこれらの者と同等以上の学力があると認められる者で、第一項の規定により食品衛生管理者を置かなければならない製造業又は加工業において食品又は添加物の製造又は加工の衛生管理の業務に三年以上従事し、かつ、厚生労働大臣の指定した講習会の課程を修了した者

・ (略)

第二十三条 都道府県知事は、営業者が第四条、第五条、第六条、第七条第二項、第九条、第十条第二項、第十一条第二項、第十二条、第十四条第一項、第十五条第四項、第十九条の十七第一項若しくは第十九条の十八第三項の規定に違反した場合、第四条の三第一項若しくは第九条の二第一項の規定による禁止に違反した場合、第二十一条第二項第一号若しくは第三号に該当するに至つた場合又は同条第三項の規定による条件に違反した場合においては、同条第一項の許可を取り消し、又は営業の全部若しくは一部を禁止し、若しくは期間を定めて停止することができる。

を輸入することを営む人又は法人に限る。)が第四条、第五条第二項、第六条、第七条第二項、第九条、第十条第二項、第十五条第四項若しくは第十九条の十八第三項の規定に違反した場合又は第四条の二第一項から第三項まで、第四条の三第一項若しくは第九条の二第一項の規定による禁止に違反した場合においては、営業の全部若しくは一部を禁止し、又は期間を定めて停止することができる。

第二十七条 食品、添加物、器具若しくは容器包装に起因して中毒した患者若しくはその疑いのある者(以下「食中毒患者等」という。)を診断し、又はその死体を検案した医師は、直ちに最寄りの保健所長にその旨を届け出なければならない。

保健所長は、前項の届出を受けたときその他食中毒患者等が発生しているとき認めるときは、速やかに都道府県知事等に報告するとともに、政令で定めるところにより、調査しなければならない。

都道府県知事等は、前項の規定により保健所長より報告を受けた場合であつて、食中毒患者等が厚生労働省令で定める数以上発生し、又は発生するおそれがあると認めるときその他厚生労働省令で定めるときは、直ちに、厚生労働大臣に報告しなければならない。

保健所長は、第二項の規定による調査を行ったときは、政令で定めるところにより、都道府県知事等に報告しなければならない。

都道府県知事等は、前項の規定による報告を受けたときは、政令で定めるところにより、厚生労働大臣に報告しなければならない。

第二十八条 都道府県知事等は、原因調査上必要があると認めるときは、食品、添加物、器具又は容器包装に起因し、又は起因すると疑われる疾病で死亡した者の死体を遺族の同意を得て解剖に付することができる。

第二十七条 食品、添加物、器具若しくは容器包装に起因して中毒した患者若しくはその疑いのある者を診断し、又はその死体を検案した医師は、直ちに最寄りの保健所長にその旨を届け出なければならない。

保健所長は、前項の届出を受けたときは、政令の定めるところにより、調査し、且つ、都道府県知事に報告しなければならない。

都道府県知事は、前項の規定による報告を受けたときは、政令の定めるところにより、厚生労働大臣に報告しなければならない。

第二十八条 都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長は、原因調査上必要があると認めるときは、食品、添加物、器具又は容器包装に起因し、又は起因すると疑われる疾病で死亡した者の死体を遺族の同意を得て解剖に付することができる。

前項の場合において、その死体を解剖しなければ原因が判明せず、その結果公衆衛生に重大な危害を及ぼすおそれがあると認めるときは、遺族の同意を得ないでも、これに通知した上で、その死体を解剖に付することができる。

・ (略)

第二十八条の二 厚生労働大臣は、食中毒患者等が厚生労働省令で定める数以上発生し、若しくは発生するおそれがある場合又は食中毒患者等が広域にわたり発生し、若しくは発生するおそれがある場合であつて、食品衛生上の危害の発生を防止するため緊急を要するときは、都道府県知事等に対し、期限を定めて、食中毒の原因を調査し、調査の結果を報告するよう求めることができる。

第二十八条の三 都道府県等は、食中毒の発生を防止するとともに、地域における食品衛生の向上を図るため、食品等事業者に対し、必要な助言、指導その他の援助を行うよう努めるものとする。

都道府県等は、食品等事業者の食品衛生の向上に関する自主的な活動を促進するため、社会的信望があり、かつ、食品衛生の向上に熱意と識見を有する者のうちから、食品衛生推進員を委嘱することができる。

食品衛生推進員は、飲食店営業の施設の衛生管理の方法その他の食品衛生に関する事項につき、都道府県等の施策に協力して、食品等事業者からの相談に応じ、及びこれらの者に対する助言その他の活動を行う。

前項の場合において、その死体を解剖しなければ原因が判明せず、その結果公衆衛生に重大な危害を及ぼす虞があると認めるときは、遺族の同意を得ないでも、これに通知した上で、その死体を解剖に付することができる。

・ (略)

第二十八条の二 都道府県、保健所を設置する市又は特別区は、食中毒の発生を防止するとともに、地域における食品衛生の向上を図るため、飲食店業者その他継続的に不特定又は多数の者に食品を供与する者(以下この条において「飲食店業者等」という。)に対し、必要な助言、指導その他の援助を行うよう努めるものとする。

都道府県、保健所を設置する市又は特別区は、飲食店業者等の食品衛生の向上に関する自主的な活動を促進するため、社会的信望があり、かつ、食品衛生の向上に熱意と識見を有する者のうちから、食品衛生推進員を委嘱することができる。

食品衛生推進員は、飲食店営業の施設の衛生管理の方法その他の食品衛生に関する事項につき、都道府県、保健所を設置する市又は特別区の施策に協力して、飲食店業者等からの相談に応じ、及びこれらの者に対する助言その他の活動を行う。

第二十九条 第四条、第四条の三、第六条、第七条、第九条から第十二条まで、第十四条から第二十四条まで及び第二十七条から第二十八条の二までの規定は、乳幼児が接触することによりその健康を損なうおそれがあるものとして厚生労働大臣の指定するおもちゃについて、これを準用する。この場合において、第六条中「添加物（天然香料及び一般に食品として飲食に供されている物であつて添加物として使用されるものを除く。）」とあるのは、「おもちゃの添加物として用いることを目的とする化学的合成品（化学的手段により元素又は化合物に分解反応以外の化学的反応を起こさせて得られた物質をいう。）」と読み替えるものとする。

（略）

第八条から第十条まで、第十四条第一項、第十七条から第十九条まで、第二十条及び第二十二条から第二十四条までの規定は、営業以外の場合で学校、病院その他の施設において継続的に不特定又は多数の者に食品を供与する場合に、これを準用する。

第二十九条の二の二 厚生労働大臣は、第四条第二号ただし書（第二十九条第一項及び第二項において準用する場合を含む。）に規定する人の健康を害つ虞がない場合を定めようとするとき、第四条の二第一項から第三項までの規定による販売の禁止をしようとし、若しくは同条第四項の規定による禁止の全部若しくは一部の解除をしようとするとき、第五条第一項の厚生労働省令を制定し、若しくは改廃しようとするとき、第六条に規定する人の健康を損なうおそれのない場合を定めようとするとき、第七条第一項（第二十九条第一項及び第二項において準用する場合を含む。）若しくは第十条第一項

第二十九条 第四条、第四条の三、第六条、第七条、第九条から第十二条まで、第十四条から第二十四条まで、第二十七条及び第二十八条の規定は、乳幼児が接触することによりその健康を損なうおそれがあるものとして厚生労働大臣の指定するおもちゃについて、これを準用する。この場合において、第六条中「添加物（天然香料及び一般に食品として飲食に供されている物であつて添加物として使用されるものを除く。）」とあるのは、「おもちゃの添加物として用いることを目的とする化学的合成品（化学的手段により元素又は化合物に分解反応以外の化学的反応を起こさせて得られた物質をいう。）」と読み替えるものとする。

（略）

第八条から第十条まで、第十四条第一項、第十七条から第十九条まで、第二十条及び第二十二条から第二十四条までの規定は、営業以外の場合で寄宿舎、学校、病院等の施設において継続的に不特定又は多数の者に食品を供与する場合に、これを準用する。

(第二十九条第一項及び第三項において準用する場合を含む。)(の規定により基準若しくは規格を定めようとするとき、第十一条第一項(第二十九条第一項において準用する場合を含む。)(の規定により基準を定めようとするとき、第十三条の二第一項に規定する指針を定め、若しくは変更しようとするとき、第十三条の三第一項に規定する輸入食品監視指導計画を定め、若しくは変更しようとするとき、又は第十九条の十八第一項の規定により基準を定めようとするときは、その趣旨、内容その他の必要な事項を公表し、広く国民の意見を求めるものとする。ただし、食品衛生上の危害の発生を防止するため緊急を要する場合で、あらかじめ広く国民の意見を求めまいとまがないときは、この限りでない。

都道府県知事等は、第十三条の四第一項に規定する都道府県等食品衛生監視指導計画を定め、又は変更しようとするときは、その趣旨、内容その他の必要な事項を公表し、広く住民の意見を求めなければならぬ。

厚生労働大臣は、第一項ただし書の場合においては、事後において、遅滞なく、広く国民の意見を求めるものとする。

第二十九条の二の三 厚生労働大臣及び都道府県知事等は、食品衛生に関する施策に国民又は住民の意見を反映し、関係者相互間の情報及び意見の交換の促進を図るため、当該施策の実施状況を公表するとともに、当該施策について広く国民又は住民の意見を求めなければならぬ。

第二十九条の二の四 第十九条の十七、第二十一条から第二十四条まで及び第二十九条の二の規定中「都道府県知事」とあるのは、保健所を設置する市又は特別区にあつては、「市長」又は「区長」と読

第二十九条の二の二 第十九条の十七、第二十一条から第二十四条までの規定及び前条中「都道府県知事」とあるのは、保健所を設置する市又は特別区にあつては、「市長」又は「区長」と読み替えるも

み替えるものとする。ただし、政令で定める営業に関する政令で定める処分については、この限りでない。

第二十九条の五 第十四条第一項（第二十九条第一項及び第三項において準用する場合を含む。）、第十五条第一項（第二十九条第一項において準用する場合を含む。）、第十七条第一項（第二十九条第一項及び第三項において準用する場合を含む。以下同じ。）、第十九条第二項（第二十条に規定する営業（飲食店営業その他販売の営業であつて、政令で定めるものに限る。）の許可に付随する監視指導に係る部分を除くものとし、第二十九条第一項及び第三項において準用する場合を含む。以下同じ。）、第二十二條（第二十九条第一項及び第三項において準用する場合を含む。以下同じ。）、第二十七條（第二十九条第一項において準用する場合を含む。）及び第二十八條第一項（第二十九条第一項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により都道府県が処理することとされている事務は、第一号法定受託事務とする。

第十七条第一項、第十九条第二項、第二十二條、第二十七條（第二十九条第一項において準用する場合を含む。）及び第二十八條第一項の規定により保健所を設置する市又は特別区が処理することとされている事務は、第一号法定受託事務とする。

第三十条 次の各号のいずれかに該当する者は、これを三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

一 第四条（第二十九条第一項及び第二項において準用する場合を含む。）、第五条第一項又は第六条（第二十九条第一項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

のとする。ただし、政令で定める営業に関する政令で定める処分については、この限りでない。

第二十九条の五 第十四条第一項（第二十九条第一項及び第三項において準用する場合を含む。）、第十五条第一項（第二十九条第一項において準用する場合を含む。）、第十七条第一項（第二十九条第一項及び第三項において準用する場合を含む。以下同じ。）、第十九条第二項（第二十条に規定する営業（飲食店営業その他販売の営業であつて、政令で定めるものに限る。）の許可に付随する監視又は指導に係る部分を除くものとし、第二十九条第一項及び第三項において準用する場合を含む。以下同じ。）、第二十二條（第二十九条第一項及び第三項において準用する場合を含む。以下同じ。）、第二十七條（第二十九条第一項において準用する場合を含む。）及び第二十八條第一項（第二十九条第一項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により都道府県が処理することとされている事務は、第一号法定受託事務とする。

第十七条第一項、第十九条第二項、第二十二條、第二十七條第一項及び第二項（第二十九条第一項において準用する場合を含む。）並びに第二十八條第一項の規定により保健所を設置する市又は特別区が処理することとされている事務は、第一号法定受託事務とする。

第三十条 第四条（第二十九条第一項及び第二項において準用する場合を含む。）、第五条第一項若しくは第六条（第二十九条第一項において準用する場合を含む。）の規定に違反し、又は第四条の二の規定による禁止に違反した者は、これを三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

二 第四条の二第一項から第三項までの規定による禁止に違反した者

三 第二十二條の規定による厚生労働大臣又は都道府県知事（第二十九條の二の四の規定により読み替えられる場合は、市長又は区長）の命令に従わない営業者（第二十九條第三項に規定する食品を供与する者を含む。）又は第二十三條（第二十九條第一項及び第三項において準用する場合を含む。）の規定による処分に違反して営業を行った者

（略）

第三十條の二 第七條第二項（第二十九條第一項及び第二項において準用する場合を含む。）、第九條（第二十九條第一項及び第三項において準用する場合を含む。）、第十一條第二項（第二十九條第一項において準用する場合を含む。）、第十二條（第二十九條第一項において準用する場合を含む。）又は第二十一條第一項（第二十九條第一項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者は、二年以下の懲役又は二百万円以下の罰金に処する。

（略）

第三十一條 次の各号のいずれかに該当する者は、これを一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一 第五條第二項、第十條第二項（第二十九條第一項及び第三項において準用する場合を含む。）、第十四條第一項（第二十九條第

（略）

第三十條の二 第七條第二項（第二十九條第一項及び第二項において準用する場合を含む。）、第九條（第二十九條第一項及び第三項において準用する場合を含む。）又は第二十一條第一項（第二十九條第一項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

（略）

第三十條の三 第十九條の十三の規定による業務の停止の命令に違反した場合には、その違反行為をした指定検査機関の役員又は職員は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十一條 次の各号のいずれかに該当する者は、これを六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第五條第二項、第十條第二項（第二十九條第一項及び第三項において準用する場合を含む。）、第十一條第二項（第二十九條第

一項及び第三項において準用する場合を含む。）、第十五条第四項（第二十九条第一項において準用する場合を含む。）又は第二十七条第一項（第二十九条第一項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

二・三（略）

四 第二十四条（第二十九条第一項及び第三項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による厚生労働大臣又は都道府県知事（第二十九条の二の四の規定により読み替えられる場合は、市長又は区長）の命令に従わない営業者（同項に規定する食品を供与する者を含む。）又は第二十四条の規定による処分に違反して営業を行った者

第三十一条の二 第十九条の十三の規定による業務の停止の命令に違反した場合には、その違反行為をした指定検査機関の役員又は職員は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、これを五十万円以下の罰金に処する。

一・二（略）

三 第十六条又は第十九条の十七第八項（それぞれ第二十九条第一項において準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

第三十二条の二 次の各号のいずれかに掲げる違反があつた場合には

一項において準用する場合を含む。）、第十二条（第二十九条第一項において準用する場合を含む。）、第十四条第一項（第二十九条第一項及び第三項において準用する場合を含む。）、第十五条第四項（第二十九条第一項において準用する場合を含む。）又は第二十七条第一項（第二十九条第一項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

二・三（略）

四 第二十一条若しくは第二十四条（第二十九条第一項及び第三項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による厚生労働大臣又は都道府県知事（第二十九条の二の二の規定により読み替えられる場合は、市長又は区長）の命令に従わない営業者（同項に規定する食品を供与する者を含む。）又は第二十三条（第二十九条第一項及び第三項において準用する場合を含む。）若しくは第二十四条の規定による処分に違反して営業を行った者

第三十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、これを三十万円以下の罰金に処する。

一・二（略）

三 第十六条又は第十九条の十七第六項（それぞれ第二十九条第一項において準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

第三十二条の二 次の各号のいずれかに掲げる違反があつた場合には

、その違反行為をした指定検査機関の役員又は職員は、五十万円以下の罰金に処する。

一〇四（略）

第三十二条の三 食品衛生管理者が第十九条の十七第三項に規定する職務を怠つたときは、当該施設においてその管理に係る食品又は添加物に関し第三十条から第三十一条までの違反に該当する行為があつた場合において、その行為の態様に応じ各本条の罰金刑を科する。ただし、その食品衛生管理者がその行為を行つた者であるときは、この限りでない。

第三十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。ただし、その人が食品衛生管理者として、前条の規定により罰金刑を科せられるべきときは、その人については、この限りでない。

一 第三十条又は第三十条の二（第七条第二項（第二十九条第一項及び第二項において準用する場合を含む。）、第十一条第二項（第二十九条第一項において準用する場合を含む。）及び第十二条（第二十九条第一項において準用する場合を含む。）の規定に係る部分に限る。）一億円以下の罰金刑

二 第三十条の二（第七条第二項（第二十九条第一項及び第二項において準用する場合を含む。）、第十一条第二項（第二十九条第一項において準用する場合を含む。）及び第十二条（第二十九条第一項において準用する場合を含む。）の規定に係る部分を除く

、その違反行為をした指定検査機関の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

一〇四（略）

第三十二条の三 食品衛生管理者が第十九条の十七第三項に規定する職務を怠つたときは、当該施設においてその管理に係る食品又は添加物に関し第三十条、第三十条の二又は第三十一条の違反に該当する行為があつた場合において、その行為の態様に応じ各本条の罰金刑を科する。ただし、その食品衛生管理者がその行為を行つた者であるときは、この限りでない。

第三十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十条、第三十条の二、第三十一条又は第三十二条の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。ただし、その人が食品衛生管理者として、前条の規定により罰金刑を科せられるべきときは、その人については、この限りでない。

。、第三十一条又は第三十二条 各本条の罰金刑

改正案	現行
<p>食品衛生法目次</p> <p>第一章 総則</p> <p>第二章 食品及び添加物</p> <p>第三章 器具及び容器包装</p> <p>第四章 表示及び広告</p> <p>第五章 食品添加物公定書</p> <p>第六章 監視指導指針及び計画</p> <p>第七章 検査</p> <p>第八章 登録検査機関</p> <p>第九章 営業</p> <p>第十章 雑則</p> <p>第十一章 罰則</p> <p>附則</p> <p>第一章 総則</p> <p>第二条 (略)</p> <p>第三条 (略)</p> <p>第四条 (略)</p>	<p>食品衛生法目次</p> <p>第一章 総則</p> <p>第二章 食品及び添加物</p> <p>第三章 器具及び容器包装</p> <p>第四章 表示及び広告</p> <p>第四章の二 食品添加物公定書</p> <p>第四章の三 監視指導指針及び計画</p> <p>第五章 検査</p> <p>第五章の二 指定検査機関</p> <p>第六章 営業</p> <p>第七章 削除</p> <p>第八章 雑則</p> <p>第九章 罰則</p> <p>附則</p> <p>第一章 総則</p> <p>第一条の二 (略)</p> <p>第一条の三 (略)</p> <p>第二条 (略)</p>

（略）

この法律で登録検査機関とは、第三十三条第一項の規定により厚生労働大臣の登録を受けた法人をいう。

第二章 食品及び添加物

第五条 （略）

第六条 次に掲げる食品又は添加物は、これを販売し（不特定又は多数の者に授与する販売以外の場合を含む。以下同じ。）、又は販売の用に供するために、採取し、製造し、輸入し、加工し、使用し、調理し、貯蔵し、若しくは陳列してはならない。

- 一 腐敗し、若しくは変敗したもの又は未熟であるもの。ただし、一般に人の健康を損なうおそれがなく飲食に適すると認められているものは、この限りでない。
- 二 有毒な、若しくは有害な物質が含まれ、若しくは附着し、又はこれらの疑いがあるもの。ただし、人の健康を損なうおそれがない場合として厚生労働大臣が定める場合においては、この限りでない。
- 三 病原微生物により汚染され、又はその疑いがあり、人の健康を損なうおそれがあるもの。
- 四 不潔、異物の混入又は添加その他の事由により、人の健康を損なうおそれがあるもの。

第七条 （略）

第八条 厚生労働大臣は、特定の国若しくは地域において採取され、

（略）

第二章 食品及び添加物

第三条 （略）

第四条 左に掲げる食品又は添加物は、これを販売し（不特定又は多数の者に授与する販売以外の場合を含む。以下同じ。）、又は販売の用に供するために、採取し、製造し、輸入し、加工し、使用し、調理し、貯蔵し、若しくは陳列してはならない。

- 一 腐敗し、若しくは変敗したもの又は未熟であるもの。但し、一般に人の健康を害つ虞がなく飲食に適すると認められているものは、この限りでない。
- 二 有毒な、若しくは有害な物質が含まれ、若しくは附着し、又はこれらの疑いがあるもの。但し、人の健康を害つ虞がない場合として厚生労働大臣が定める場合においては、この限りでない。
- 三 病原微生物により汚染され、又はその疑いがあり、人の健康を害つ虞があるもの。
- 四 不潔、異物の混入又は添加その他の事由により、人の健康を害つ虞があるもの。

第四条の二 （略）

第四条の三 厚生労働大臣は、特定の国若しくは地域において採取さ

製造され、加工され、調理され、若しくは貯蔵され、又は特定の者により採取され、製造され、加工され、調理され、若しくは貯蔵される特定の食品又は添加物について、第二十六条第一項から第三項まで又は第二十八条第一項の規定による検査の結果次に掲げる食品又は添加物に該当するものが相当数発見されたこと、生産地における食品衛生上の管理の状況その他の厚生労働省令で定める事由からみて次に掲げる食品又は添加物に該当するものが相当程度含まれるおそれがあると認められる場合において、人の健康を損なうおその程度その他の厚生労働省令で定める事項を勘案して、当該特定の食品又は添加物に起因する食品衛生上の危害の発生を防止するため特に必要があると認めるときは、薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて、当該特定の食品又は添加物を販売し、又は販売の用に供するために、採取し、製造し、輸入し、加工し、使用し、若しくは調理することを禁止することができる。

一 第六条各号に掲げる食品又は添加物

二 第十条に規定する食品

三 第十一条第一項の規定により定められた規格に合わない食品又は添加物

四 第十一条第一項の規定により定められた基準に合わない方法により添加物を使用した食品

（略）

第九条 第一号若しくは第三号に掲げる疾病にかかり、若しくはその疑いがあり、第一号若しくは第三号に掲げる異常があり、又はへい死した獣畜（と畜場法（昭和二十八年法律第百十四号）第三条第一項に規定する獣畜及び厚生労働省令で定めるその他の物をいう。以下同じ。）の肉、骨、乳、臓器及び血液又は第二号若しくは第三号

れ、製造され、加工され、調理され、若しくは貯蔵され、又は特定の者により採取され、製造され、加工され、調理され、若しくは貯蔵される特定の食品又は添加物について、第十五条第一項から第三項まで又は第十七条第一項の規定による検査の結果次に掲げる食品又は添加物に該当するものが相当数発見されたこと、生産地における食品衛生上の管理の状況その他の厚生労働省令で定める事由からみて次に掲げる食品又は添加物に該当するものが相当程度含まれるおそれがあると認められる場合において、人の健康を損なうおその程度その他の厚生労働省令で定める事項を勘案して、当該特定の食品又は添加物に起因する食品衛生上の危害の発生を防止するため特に必要があると認めるときは、薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて、当該特定の食品又は添加物を販売し、又は販売の用に供するために、採取し、製造し、輸入し、加工し、使用し、若しくは調理することを禁止することができる。

一 第四条各号に掲げる食品又は添加物

二 第六条に規定する食品

三 第七条第一項の規定により定められた規格に合わない食品又は添加物

四 第七条第一項の規定により定められた基準に合わない方法により添加物を使用した食品

（略）

第五条 厚生労働省令で定める疾病にかかり、若しくはその疑いがあり、又はへい死した獣畜（牛、馬、豚、めん羊及び山羊並びに厚生労働省令で定めるその他の物をいう。以下同じ。）の肉、骨、乳、臓器及び血液又は厚生労働省令で定める疾病にかかり、若しくはその疑いがあり、又はへい死した家きん（鶏、あひる及び七面鳥並び

に掲げる疾病にかかり、若しくはその疑いがあり、第二号若しくは第三号に掲げる異常があり、又はへい死した家きん（食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成二年法律第七十号）第二条第一号に規定する食鳥及び厚生労働省令で定めるその他の物をいう。以下同じ。）の肉、骨及び臓器は、厚生労働省令で定める場合を除き、これを食品として販売し、又は食品として販売の用に供するために、採取し、加工し、使用し、調理し、貯蔵し、若しくは陳列してはならない。ただし、へい死した獣畜又は家きんの肉、骨及び臓器であつて、当該職員が、人の健康を損なうおそれがなく飲食に適すると認められたものは、この限りでない。

一 と畜場法第十四条第六項各号に掲げる疾病又は異常

二 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第十五条第四項各号に掲げる疾病又は異常

三 前二号に掲げる疾病又は異常以外の疾病又は異常であつて厚生労働省令で定めるもの

獣畜及び家きんの肉及び臓器並びに厚生労働省令で定めるこれらの製品（以下この項において「獣畜の肉等」という。）は、輸出国の政府機関によつて発行され、かつ、前項各号に掲げる疾病にかかり、若しくはその疑いがあり、同項各号に掲げる異常があり、又はへい死した獣畜又は家きんの肉若しくは臓器又はこれらの製品でない旨その他厚生労働省令で定める事項（以下この項において「衛生事項」という。）を記載した証明書又はその写しを添付したものでなければ、これを食品として販売の用に供するために輸入してはならない。ただし、厚生労働省令で定める国から輸入する獣畜の肉等であつて、当該獣畜の肉等に係る衛生事項が当該国の政府機関から電気通信回線を通じて、厚生労働省の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に送信され、当該電子計算機に備えられたファイ

に厚生労働省令で定めるその他の物をいう。以下同じ。）の肉、骨及び臓器は、これを食品として販売し、又は食品として販売の用に供するために、採取し、加工し、使用し、調理し、貯蔵し、若しくは陳列してはならない。ただし、へい死した獣畜又は家きんの肉、骨及び臓器であつて、当該職員が、人の健康を損なうおそれがなく飲食に適すると認められたものは、この限りでない。

獣畜及び家きんの肉及び臓器並びに厚生労働省令で定めるこれらの製品（以下この項において「獣畜の肉等」という。）は、輸出国の政府機関によつて発行され、かつ、前項の厚生労働省令で定める疾病にかかり、若しくはその疑いがあり、又はへい死した獣畜又は家きんの肉若しくは臓器又はこれらの製品でない旨その他厚生労働省令で定める事項（以下この項において「衛生事項」という。）を記載した証明書又はその写しを添付したものでなければ、これを食品として販売の用に供するために輸入してはならない。ただし、厚生労働省令で定める国から輸入する獣畜の肉等であつて、当該獣畜の肉等に係る衛生事項が当該国の政府機関から電気通信回線を通じて、厚生労働省の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に送信され、当該電子計算機に備えられたファイルに記録されたもの

ルに記録されたものについては、この限りでない。

第十条 (略)

第十一条 (略)

第十二条 (略)

第十三条 厚生労働大臣は、第十一条第一項の規定により製造又は加工の方法の基準が定められた食品であつて政令で定めるものにつき、総合衛生管理製造過程（製造又は加工の方法及びその衛生管理の方法につき食品衛生上の危害の発生を防止するための措置が総合的に講じられた製造又は加工の過程をいう。以下同じ。）を経てこれを製造し、又は加工しようとする者（外国において製造し、又は加工しようとする者を含む。）から申請があつたときは、製造し、又は加工しようとする食品の種類及び製造又は加工の施設ごとに、その総合衛生管理製造過程を経て製造し、又は加工することについての承認を与えることができる。

（略）

第一項の承認に係る総合衛生管理製造過程を経た食品の製造又は加工については、第十一条第一項の基準に適合した方法による食品の製造又は加工とみなして、この法律又はこの法律に基づく命令の規定を適用する。

(略)

第十四条 前条第一項の承認は、三年を下らない政令で定める期間（

以下この条において「有効期間」といふ。）ごとにその更新を受け

については、この限りでない。

第六条 (略)

第七条 (略)

第七条の二 (略)

第七条の三 厚生労働大臣は、第七条第一項の規定により製造又は加工の方法の基準が定められた食品であつて政令で定めるものにつき、総合衛生管理製造過程（製造又は加工の方法及びその衛生管理の方法につき食品衛生上の危害の発生を防止するための措置が総合的に講じられた製造又は加工の過程をいう。以下同じ。）を経てこれを製造し、又は加工しようとする者（外国において製造し、又は加工しようとする者を含む。）から申請があつたときは、製造し、又は加工しようとする食品の種類及び製造又は加工の施設ごとに、その総合衛生管理製造過程を経て製造し、又は加工することについての承認を与えることができる。

（略）

第一項の承認に係る総合衛生管理製造過程を経た食品の製造又は加工については、第七条第一項の基準に適合した方法による食品の製造又は加工とみなして、この法律又はこの法律に基づく命令の規定を適用する。

(略)

なければ、その期間の経過によつて、その効力を失つ。

前条第二項及び第三項の規定は、前項の更新について準用する。

第一項の更新の申請があつた場合において、有効期間の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の承認は、有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。

前項の場合において、承認の更新がされたときは、その承認の有効期間は、従前の承認の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

第一項の承認の更新を受けようとする者は、審査に要する実費の額を考慮して政令で定める額の手数料を納めなければならない。

第三章 器具及び容器包装

第十五条 (略)

第十六条 有毒な、若しくは有害な物質が含まれ、若しくは附着して人の健康を損なつおそれがある器具若しくは容器包装又は食品若しくは添加物に接触してこれらに有害な影響を与えることにより人の健康を損なつおそれがある器具若しくは容器包装は、これを販売し、販売の用に供するために製造し、若しくは輸入し、又は営業上使用してはならない。

第十七条 厚生労働大臣は、特定の国若しくは地域において製造され、又は特定の者により製造される特定の器具又は容器包装について、第二十六条第一項から第三項まで又は第二十八条第一項の規定による検査の結果次に掲げる器具又は容器包装に該当するものが相当

第三章 器具及び容器包装

第八条 (略)

第九条 有毒な、若しくは有害な物質が含まれ、若しくは附着して人の健康を害つ虞がある器具若しくは容器包装又は食品若しくは添加物に接触してこれらに有害な影響を与えることにより人の健康を害つ虞がある器具若しくは容器包装は、これを販売し、販売の用に供するために製造し、若しくは輸入し、又は営業上使用してはならない。

第九条の二 厚生労働大臣は、特定の国若しくは地域において製造され、又は特定の者により製造される特定の器具又は容器包装について、第十五条第一項から第三項まで又は第十七条第一項の規定による検査の結果次に掲げる器具又は容器包装に該当するものが相当数

数発見されたこと、製造地における食品衛生上の管理の状況その他の厚生労働省令で定める事由からみて次に掲げる器具又は容器包装に該当するものが相当程度含まれるおそれがあると認められる場合において、人の健康を損なうおその程度その他の厚生労働省令で定める事項を勘案して、当該特定の器具又は容器包装に起因する食品衛生上の危害の発生を防止するため特に必要があると認めるときは、薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて、当該特定の器具又は容器包装を販売し、販売の用に供するために製造し、若しくは輸入し、又は営業上使用することを禁止することができる。

一・二 (略)

第八条第三項及び第四項の規定は、第一項の規定による禁止が行われた場合について準用する。この場合において、同条第三項中「食品又は添加物」とあるのは、「器具又は容器包装」と読み替えるものとする。

第十八条 (略)

第四章 表示及び広告

第十九条 (略)

第二十条 食品、添加物、器具又は容器包装に関しては、公衆衛生に危害を及ぼすおそれがある虚偽の又は誇大な表示又は広告をしてはならない。

第五章 食品添加物公定書

発見されたこと、製造地における食品衛生上の管理の状況その他の厚生労働省令で定める事由からみて次に掲げる器具又は容器包装に該当するものが相当程度含まれるおそれがあると認められる場合において、人の健康を損なうおその程度その他の厚生労働省令で定める事項を勘案して、当該特定の器具又は容器包装に起因する食品衛生上の危害の発生を防止するため特に必要があると認めるときは、薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて、当該特定の器具又は容器包装を販売し、販売の用に供するために製造し、若しくは輸入し、又は営業上使用することを禁止することができる。

一・二 (略)

第四条の三第三項及び第四項の規定は、第一項の規定による禁止が行われた場合について準用する。この場合において、同条第三項中「食品又は添加物」とあるのは、「器具又は容器包装」と読み替えるものとする。

第十条 (略)

第四章 表示及び広告

第十一条 (略)

第十二条 食品、添加物、器具又は容器包装に関しては、公衆衛生に危害を及ぼす虞がある虚偽の又は誇大な表示又は広告はこれを行ってはならない。

第四章の二 食品添加物公定書

第二十一条 厚生労働大臣は、食品添加物公定書を作成し、第十一
第一項の規定により基準又は規格が定められた添加物及び第十九条
第一項の規定により基準が定められた添加物につき当該基準及び規
格を収載するものとする。

第六章 監視指導指針及び計画

第二十二条 (略)

第二十三条 (略)

第二十四条 (略)

第七章 検査

第二十五条 第十一条第一項の規定により規格が定められた食品若し
くは添加物又は第十八条第一項の規定により規格が定められた器具
若しくは容器包装であつて政令で定めるものは、政令で定める区分
に従い厚生労働大臣若しくは都道府県知事又は登録検査機関の行う
検査を受け、これに合格したものととして厚生労働省令で定める表示
が付されたものでなければ、販売し、販売の用に供するために陳列
し、又は営業上使用してはならない。

前項の規定による厚生労働大臣又は登録検査機関の行う検査を受
けようとする者は、検査に要する実費の額を考慮して、厚生労働大
臣の行う検査にあつては厚生労働大臣が定める額の、登録検査機関
の行う検査にあつては当該登録検査機関が厚生労働大臣の認可を受

第十三条 厚生労働大臣は、食品添加物公定書を作成し、第七
第一項の規定により基準又は規格が定められた添加物及び第十一
第一項の規定により基準が定められた添加物につき当該基準及び規格を
収載するものとする。

第四章の三 監視指導指針及び計画

第十三条の二 (略)

第十三条の三 (略)

第十三条の四 (略)

第五章 検査

第十四条 第七条第一項の規定により規格が定められた食品若しくは
添加物又は第十条第一項の規定により規格が定められた器具若しく
は容器包装であつて政令で定めるものは、政令で定める区分に従い
厚生労働大臣若しくは都道府県知事又は厚生労働大臣が指定した者
の行う検査を受け、これに合格したものととして厚生労働省令で定め
る表示が付されたものでなければ、販売し、販売の用に供するため
に陳列し、又は営業上使用してはならない。

前項の規定による厚生労働大臣又は厚生労働大臣が指定した者の
行う検査を受けようとする者は、検査に要する実費の額を考慮して
政令で定める額の手数料を納めなければならない。

けて定める額の手数料を納めなければならない。

前項の手数料は、厚生労働大臣の行う検査を受けようとする者の納付するものについては国庫の、登録検査機関の行う検査を受けようとする者の納付するものについては当該登録検査機関の収入とする。

・ (略)

第二十六条 都道府県知事は、次の各号に掲げる食品、添加物、器具又は容器包装を発見した場合において、これらを製造し、又は加工した者の検査の能力等からみて、その者が製造し、又は加工する食品、添加物、器具又は容器包装がその後引き続き当該各号に掲げる食品、添加物、器具又は容器包装に該当するおそれがあり、食品衛生上の危害の発生を防止するため必要があるときは、政令で定める要件及び手続に従い、その者に対し、当該食品、添加物、器具又は容器包装について、当該都道府県知事又は登録検査機関の行う検査を受けるべきことを命ずることができる。

一 第六条第二号又は第三号に掲げる食品又は添加物

二 第十一条第一項の規定により定められた規格に合わない食品又は添加物

三 第十一条第一項の規定により定められた基準に合わない方法により添加物を使用した食品

四 第十六条に規定する器具又は容器包装

五 第十八条第一項の規定により定められた規格に合わない器具又は容器包装

厚生労働大臣は、食品衛生上の危害の発生を防止するため必要があると認めるときは、前項各号に掲げる食品、添加物、器具若しくは容器包装又は第十条に規定する食品を製造し、又は加工した者が

前項の手数料は、厚生労働大臣の行う検査を受けようとする者の納付するものについては国庫の、厚生労働大臣が指定した者の行う検査を受けようとする者の納付するものについては当該厚生労働大臣が指定した者の収入とする。

・ (略)

第十五条 都道府県知事は、次の各号に掲げる食品、添加物、器具又は容器包装を発見した場合において、これらを製造し、又は加工した者の検査の能力等からみて、その者が製造し、又は加工する食品、添加物、器具又は容器包装がその後引き続き当該各号に掲げる食品、添加物、器具又は容器包装に該当するおそれがあり、食品衛生上の危害の発生を防止するため必要があるときは、政令で定める要件及び手続に従い、その者に対し、当該食品、添加物、器具又は容器包装について、当該都道府県知事又は厚生労働大臣が指定した者の行う検査を受けるべきことを命ずることができる。

一 第四条第二号又は第三号に掲げる食品又は添加物

二 第七条第一項の規定により定められた規格に合わない食品又は添加物

三 第七条第一項の規定により定められた基準に合わない方法により添加物を使用した食品

四 第九条に規定する器具又は容器包装

五 第十条第一項の規定により定められた規格に合わない器具又は容器包装

厚生労働大臣は、食品衛生上の危害の発生を防止するため必要があると認めるときは、前項各号に掲げる食品、添加物、器具若しくは容器包装又は第六条に規定する食品を製造し、又は加工した者が

製造し、又は加工した同種の食品、添加物、器具又は容器包装を輸入する者に対し、当該食品、添加物、器具又は容器包装について、厚生労働大臣又は登録検査機関の行う検査を受けるべきことを命ずることができる。

厚生労働大臣は、食品衛生上の危害の発生を防止するため必要があると認めるときは、生産地の事情その他の事情からみて第一項各号に掲げる食品、添加物、器具若しくは容器包装又は第十条に規定する食品に該当するおそれがあると認められる食品、添加物、器具又は容器包装を輸入する者に対し、当該食品、添加物、器具又は容器包装について、厚生労働大臣又は登録検査機関の行う検査を受けるべきことを命ずることができる。

(略)

前項の通知であつて登録検査機関がするものは、当該検査を受けるべきことを命じた都道府県知事又は厚生労働大臣を経由してするものとする。

第一項から第三項までの規定による厚生労働大臣又は登録検査機関の行う検査を受けようとする者は、検査に要する実費の額を考慮して、厚生労働大臣の行う検査にあつては厚生労働大臣が定める額の、登録検査機関の行う検査にあつては当該登録検査機関が厚生労働大臣の認可を受けて定める額の手数料を納めなければならない。

(略)

第二十七条 販売の用に供し、又は営業上使用する食品、添加物、器具又は容器包装を輸入しようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、その都度厚生労働大臣に届け出なければならない。

製造し、又は加工した同種の食品、添加物、器具又は容器包装を輸入する者に対し、当該食品、添加物、器具又は容器包装について、厚生労働大臣又は厚生労働大臣が指定した者の行う検査を受けるべきことを命ずることができる。

厚生労働大臣は、食品衛生上の危害の発生を防止するため必要があると認めるときは、生産地の事情その他の事情からみて第一項各号に掲げる食品、添加物、器具若しくは容器包装又は第六条に規定する食品に該当するおそれがあると認められる食品、添加物、器具又は容器包装を輸入する者に対し、当該食品、添加物、器具又は容器包装について、厚生労働大臣又は厚生労働大臣が指定した者の行う検査を受けるべきことを命ずることができる。

(略)

前項の通知であつて厚生労働大臣が指定した者がするものは、当該検査を受けるべきことを命じた都道府県知事又は厚生労働大臣を経由してするものとする。

第一項から第三項までの規定による厚生労働大臣又は厚生労働大臣が指定した者の行う検査を受けようとする者は、政令で定める額を超えない範囲内において検査に要する実費の額を考慮して、厚生労働大臣の行う検査にあつては厚生労働大臣が定める額の、厚生労働大臣が指定した者の行う検査にあつては当該検査を行う者が厚生労働大臣の認可を受けて定める額の手数料を納めなければならない。

(略)

第十六条 販売の用に供し、又は営業上使用する食品、添加物、器具又は容器包装を輸入しようとする者は、厚生労働省令の定めるところにより、その都度厚生労働大臣に届け出なければならない。

第二十八条 (略)

・ (略)

厚生労働大臣又は都道府県知事等は、第一項の規定により収去した食品、添加物、器具又は容器包装の試験に関する事務を登録検査機関に委託することができる。

第二十九条 国及び都道府県は、第二十五条第一項又は第二十六条第

一項から第三項までの検査（以下「製品検査」という。）及び前条第一項の規定により収去した食品、添加物、器具又は容器包装の試験に関する事務を行わせるために、必要な検査施設を設けなければならない。

・ (略)

第三十条 第二十八条第一項に規定する当該官吏吏員の職権及び食品

衛生に関する指導の職務を行わせるために、厚生労働大臣又は都道府県知事等は、官吏又は当該都道府県等の吏員のうちから食品衛生監視員を命ずるものとする。

都道府県知事等は、都道府県等食品衛生監視指導計画の定めるところにより、食品衛生監視員に監視指導を行わせなければならない。

厚生労働大臣は、輸入食品監視指導計画の定めるところにより、

食品衛生監視員に食品、添加物、器具及び容器包装の輸入に係る監視指導を行わせるものとする。

前三項に定めるもののほか、食品衛生監視員の資格その他食品衛生監視員に関し必要な事項は、政令で定める。

第十七条 (略)

・ (略)

第十八条 国及び都道府県は、第十四条第一項又は第十五条第一項か

ら第三項までの検査（以下「製品検査」という。）及び前条第一項の規定により収去した食品、添加物、器具又は容器包装の試験に関する事務を行わせるために、必要な検査施設を設けなければならない。

・ (略)

第十九条 第十七条第一項に規定する当該官吏吏員の職権及び食品衛

生に関する指導の職務を行わせるために、厚生労働大臣又は都道府県知事等は、官吏又は当該都道府県等の吏員のうちから食品衛生監視員を命ずるものとする。

都道府県知事等は、政令で定めるところにより、食品衛生監視員に各営業の施設等について、監視指導を行わせなければならない。

前二項に定めるもののほか、食品衛生監視員の資格その他食品衛生監視員に関し必要な事項は、政令で定める。

第八章 登録検査機関

第三十一条 登録検査機関の登録を受けようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納付して、厚生労働大臣に登録の申請をしなければならない。

第三十二条 次の各号のいずれかに該当する法人は、登録検査機関の登録を受けることができない。

- 一 その法人又はその業務を行う役員がこの法律又はこの法律に基づく処分違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しないもの
- 二 第四十三条の規定により登録を取り消され、その取消の日から二年を経過しない法人
- 三 第四十三条の規定による登録の取消の日前三十日以内にその取消しに係る法人の業務を行う役員であつた者でその取消の日から二年を経過しないものがその業務を行う役員となつている法人

第三十三条 厚生労働大臣は、第三十一条の規定により登録を申請した者（以下この項において「登録申請者」という。）が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならぬ。この場合において、登録に関して必要な手続は、厚生労働省令で定める。

- 一 別表の第一欄に掲げる製品検査の種類ごとに、それぞれ同表の

第五章の二 指定検査機関

第十九条の二 第十四条第一項又は第十五条第一項から第三項までの指定は、製品検査を行おうとする者の申請により行う。

第十九条の三 次の各号のいずれかに該当する者は、第十四条第一項又は第十五条第一項から第三項までの指定を受けることができない。

- 一 この法律又はこの法律に基づく処分違反し、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者
- 二 第十九条の十三の規定により指定を取り消され、その取消の日から二年を経過しない者
- 三 その業務を行う役員のうち、次のいずれかに該当する者があ
る者
イ 第一号に該当する者
ロ 第十九条の十の規定による命令により解任され、解任の日から二年を経過しない者

第十九条の四 厚生労働大臣は、第十四条第一項又は第十五条第一項から第三項までの指定の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、その指定をしてはならない。

- 一 食品衛生に関する試験を行つている民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人であること。
- 二 厚生労働省令で定める機械器具その他の設備を有し、かつ、厚

第一欄に掲げる機械器具その他の設備を有し、かつ、製品検査は同表の第三欄に掲げる条件に適合する知識経験を有する者が実施し、その人数が同表の第四欄に掲げる数以上であること。

二 次に掲げる製品検査の信頼性の確保のための措置が執られていること。

イ 検査を行う部門に製品検査の種類ごとにそれぞれ専任の管理者を置くこと。

ロ 製品検査の業務の管理及び精度の確保に関する文書が作成されていること。

ハ ロに掲げる文書に記載されたところに従い製品検査の業務の管理及び精度の確保を行う専任の部門を置くこと。

三 登録申請者が、第二十五条第一項又は第二十六条第一項から第三項までの規定により製品検査を受けなければならないこととされる食品、添加物、器具又は容器包装を販売し、販売の用に供するために製造し、輸入し、加工し、若しくは陳列し、又は営業上使用する営業者（以下この号及び第三十九条第二項において「受検営業者」という。）に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。

イ 登録申請者が株式会社又は有限会社である場合にあつては、受検営業者がその親会社（商法（明治三十二年法律第四十八号）（第二十一条ノ二第一項の親会社をいう。）であること。

ロ 登録申請者の役員（合名会社又は合資会社にあつては、業務執行権を有する社員）に占める受検営業者の役員又は職員（過去二年間に当該受検営業者の役員又は職員であつた者を含む。）の割合が二分の一を超えていること。

ハ 登録申請者の代表権を有する役員が、受検営業者の役員又は職員（過去二年間に当該受検営業者の役員又は職員であつた者

生労働省令で定める条件に適合する知識経験を有する者が製品検査を実施し、その数が厚生労働省令で定める数以上であること。

三 製品検査の業務の管理に関する事項が厚生労働省令で定める基準に適合すること。

四 製品検査の業務を適確かつ円滑に行うに必要な経理的基礎を有するものであること。

五 その役員若しくは社員の構成又は第一号の業務以外の業務を行っている場合にはその業務の内容が製品検査の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

を含む。)であること。

登録は、次に掲げる事項を登録台帳に記帳して行う。

- 一 登録年月日及び登録番号
- 二 登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
- 三 登録検査機関が行う製品検査の種類
- 四 登録検査機関が製品検査を行う事業所の名称及び所在地

第三十四条 登録検査機関の登録は、三年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失つ。

第三十一条から前条までの規定は、前項の登録の更新について準用する。

第三十五条 登録検査機関は、製品検査を行うべきことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、製品検査を行わなければならない。

登録検査機関は、公正に、かつ、厚生労働省令で定める技術上の基準に適合する方法により製品検査を行わなければならない。

第三十六条 登録検査機関は、製品検査を行う事業所を新たに設置し、廃止し、又はその所在地を変更しようとするときは、その設置し、廃止し、又は変更しようとする日の一月前までに、厚生労働大臣に届け出なければならない。

登録検査機関は、第三十三条第二項第二号及び第四号(事業所の名称に係る部分に限る。)に掲げる事項に変更があつたときは、遅滞なく、同項第三号に掲げる事項を変更しようとするときは、変更

第十九条の五 第十四条第一項又は第十五条第一項から第三項までの指定を受けた者(以下「指定検査機関」という。)は、製品検査を行う検査施設を新たに設置し、廃止し、又はその所在地を変更しようとするときは、その設置し、廃止し、又は変更しようとする日の二週間前までに、厚生労働大臣に届け出なければならない。

しようとする日の一月前までに、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならぬ。

第三十七条 登録検査機関は、製品検査の業務に関する規程（以下「業務規程」という。）を定め、製品検査の業務の開始前に、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

業務規程には、製品検査の実施方法、製品検査に関する手数料その他の厚生労働省令で定める事項を定めなければならない。

（略）

第三十八条 登録検査機関は、厚生労働大臣の許可を受けなければ、製品検査の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

第三十九条 登録検査機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに営業報告書又は事業報告書（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項及び第七十九条において「財務諸表等」という。）を作成し、五年間事業所に備えて置かなければならない。

受検業者その他の利害関係人は、登録検査機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、登録検査機関の定めた費用を支払わ

第十九条の六 指定検査機関は、製品検査の業務に関する規程（以下「業務規程」という。）を定め、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

業務規程で定めるべき事項は、厚生労働省令で定める。

（略）

第十九条の七 指定検査機関は、厚生労働大臣の許可を受けなければ、製品検査の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

第十九条の八 指定検査機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の事業報告書及び収支決算書を作成し、厚生労働大臣に提出しなければならない。

なければならぬ。

一 財務諸表等が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二 前号の書面の謄本又は抄本の請求

三 財務諸表等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を厚生労働省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて厚生労働省令で定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

第四十条 登録検査機関の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、その製品検査の業務又は第二十八条第四項の規定により委託を受けた事務（次項において「委託事務」という。）に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

製品検査の業務又は委託事務に従事する登録検査機関の役員及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第十九条の九 製品検査の業務に従事する指定検査機関の役員を選任は、厚生労働大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

第十九条の十 厚生労働大臣は、指定検査機関の役員又は第十九条の四第二号に規定する者がこの法律、この法律に基づく命令若しくは処分又は業務規程に違反したときは、その指定検査機関に対し、その役員又は同号に規定する者を解任すべきことを命ずることができる。

第十九条の十一 製品検査の業務に従事する指定検査機関の役員又は職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第四十一条 厚生労働大臣は、登録検査機関が第三十三条第一項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その登録検査機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置を執るべきことを命ずることができる。

第四十二条 厚生労働大臣は、登録検査機関が第三十五条の規定に違反していると認めるとき、又は登録検査機関が行つ製品検査若しくは第二十五条第一項の規定による表示若しくは第二十六条第四項の規定による通知の記載が適当でないと認めるときは、当該登録検査機関に対し、製品検査を行うべきこと又は製品検査の方法その他の業務の方法の改善に必要な措置を執るべきことを命ずることができる。

第四十三条 厚生労働大臣は、登録検査機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて製品検査の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- 一 (略)
- 二 第三十二条第一号又は第二号に該当するに至つたとき。
- 三 第三十七条第一項の認可を受けた業務規程によらないで製品検査を行ったとき。
- 四 第三十七条第三項又は前二条の規定による命令に違反したとき。
- 五 正当な理由がないのに第三十九条第二項各号の規定による請求を拒んだとき。
- 六 不正の手段により第三十三条第一項の登録を受けたとき。

第十九条の十二 厚生労働大臣は、指定検査機関が第十九条の四第二号から第五号までに適合しなくなつたと認めるときは、その指定検査機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置を執るべきことを命ずることができる。

第十九条の十三 厚生労働大臣は、指定検査機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて製品検査の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- 一 (略)
- 二 第十九条の三第一号又は第二号に該当するに至つたとき。
- 三 第十九条の四第一号に適合しなくなつたとき。
- 四 第十九条の六第一項の認可を受けた業務規程によらないで製品検査を行ったとき。
- 五 第十九条の六第三項、第十九条の十又は前条の規定による命令に違反したとき。
- 六 不正の手段により第十四条第一項又は第十五条第一項から第三

第四十四条 登録検査機関は、厚生労働省令で定めるところにより、帳簿を備え、製品検査に関し厚生労働省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

第四十五条 厚生労働大臣は、次の場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

- 一 第三十三条第一項の登録をしたとき。
- 二 第三十四条第一項の規定により登録検査機関の登録が効力を失ったとき。
- 三 第三十六条第一項又は第二項の規定による届出があつたとき。
- 四 第三十八条の許可をしたとき。
- 五 第四十三条の規定により登録を取り消し、又は製品検査の業務の停止を命じたとき。

第四十六条 登録検査機関以外の者は、その行う業務が製品検査である人と人を誤認させるような表示、広告その他の行為をしてはならない。

厚生労働大臣は、登録検査機関以外の者に対し、その行う業務が製品検査であると人を誤認させないようにするための措置を執るべきことを命ずることができる。

第四十七条 厚生労働大臣は、この法律の施行に必要な限度において、登録検査機関に対し、その業務若しくは経理の状況に関し報告をさせ、又は当該職員に、登録検査機関の事務所若しくは事業所に立

項までの指定を受けたとき。

第十九条の十四 指定検査機関は、厚生労働省令で定めるところにより、帳簿を備え、製品検査に関し厚生労働省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

第十九条の十五 厚生労働大臣は、次の場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

- 一 第十四条第一項又は第十五条第一項から第三項までの指定をしたとき。
- 二 第十九条の五の規定による届出があつたとき。
- 三 第十九条の七の許可をしたとき。
- 四 第十九条の十三の規定により指定を取り消し、又は製品検査の業務の停止を命じたとき。

第十九条の十六 厚生労働大臣は、この法律の施行に必要な限度において、指定検査機関に対し、その業務若しくは経理の状況に関し報告をさせ、又は当該職員に、指定検査機関の事務所若しくは検査施

ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

第二十八条第二項及び第三項の規定は、前項の場合に準用する。

第九章 営業

第四十八条 乳製品、第十条の規定により厚生労働大臣が定めた添加物その他製造又は加工の過程において特に衛生上の考慮を必要とする食品又は添加物であつて政令で定めるものの製造又は加工を行う営業者は、その製造又は加工を衛生的に管理させるため、その施設ごとに、専任の食品衛生管理者を置かなければならない。ただし、営業者が自ら食品衛生管理者となつて管理する施設については、この限りでない。

（略）

次の各号のいずれかに該当する者でなければ、食品衛生管理者となることができない。

一・二 （略）

三 厚生労働大臣の登録を受けた食品衛生管理者の養成施設において所定の課程を修了した者

四 学校教育法に基づく高等学校若しくは中等教育学校若しくは旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）に基づく中等学校を卒業した者又は厚生労働省令で定めるところによりこれらの者と同等以上の学力があると認められる者で、第一項の規定により食品衛生管理者を置かなければならない製造業又は加工業において食品又は添加物の製造又は加工の衛生管理の業務に三年以上従事し、かつ、厚生労働大臣の登録を受けた講習会の課程を修了した者

（略）

設に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

第十七条第二項及び第三項の規定は、前項の場合に準用する。

第六章 営業

第十九条の十七 乳製品、第六条の規定により厚生労働大臣が定めた添加物その他製造又は加工の過程において特に衛生上の考慮を必要とする食品又は添加物であつて政令で定めるものの製造又は加工を行う営業者は、その製造又は加工を衛生的に管理させるため、その施設ごとに、専任の食品衛生管理者を置かなければならない。ただし、営業者が自ら食品衛生管理者となつて管理する施設については、この限りでない。

（略）

次の各号のいずれかに該当する者でなければ、食品衛生管理者となることができない。

一・二 （略）

三 厚生労働大臣の指定した食品衛生管理者の養成施設において所定の課程を修了した者

四 学校教育法に基づく高等学校若しくは中等教育学校若しくは旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）に基づく中等学校を卒業した者又は厚生労働省令で定めるところによりこれらの者と同等以上の学力があると認められる者で、第一項の規定により食品衛生管理者を置かなければならない製造業又は加工業において食品又は添加物の製造又は加工の衛生管理の業務に三年以上従事し、かつ、厚生労働大臣の指定した講習会の課程を修了した者

（略）

第四十九条 前条第六項第三号の養成施設又は同項第四号の講習会の登録に關して必要な事項は政令で、受講科目その他同項第三号の養成施設又は同項第四号の講習会の課程に關して必要な事項は厚生労働省令で定める。

第五十条 (略)

都道府県は、営業(食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に關する法律第二条第五号に規定する食鳥処理の事業を除く。)の施設の内外の清潔保持、ねずみ、昆虫等の駆除その他公衆衛生上講ずべき措置に關し、条例で、必要な基準を定めることができる。

(略)

第五十一条 (略)

第五十二条 前条に規定する営業を営もうとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならぬ。

前項の場合において、都道府県知事は、その営業の施設が前条の規定による基準に合つと認めるときは、許可をしなければならぬ。ただし、同条に規定する営業を営もうとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可を与えないことができる。

一 (略)

二 第五十四条から第五十六条までの規定により許可を取り消され、その取消の日から起算して二年を経過しない者

三 (略)

第十九条の十八 (略)

都道府県は、営業(食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に關する法律(平成二年法律第七十号)第二条第五号に規定する食鳥処理の事業を除く。)の施設の内外の清潔保持、ねずみ、昆虫等の駆除その他公衆衛生上講ずべき措置に關し、条例で、必要な基準を定めることができる。

(略)

第二十条 (略)

第二十一条 前条に規定する営業を営もうとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならぬ。

前項の場合において、都道府県知事は、その営業の施設が前条の規定による基準に合つと認めるときは、許可をしなければならぬ。ただし、同条に規定する営業を営もうとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可を与えないことができる。

一 (略)

二 第二十二條から第二十四條までの規定により許可を取り消され、その取消の日から起算して二年を経過しない者

三 (略)

(略)

第五十二条 (略)

第五十四条 厚生労働大臣又は都道府県知事は、営業者が第六条、第九条、第十条、第十一条第二項、第十六条、第十八条第二項若しくは第二十条の規定に違反した場合又は第八条第一項若しくは第十七条第一項の規定による禁止に違反した場合においては、営業者若しくは当該官吏吏員にその食品、添加物、器具若しくは容器包装を廃棄させ、又はその他営業者に対し食品衛生上の危害を除去するために必要な処置をとることを命ずることができる。

第五十五条 都道府県知事は、営業者が第六条、第九条、第十条、第二十一条第二項、第十六条、第十八条第二項、第十九条第二項、第二十条、第二十五条第一項、第二十六条第四項、第四十八条第一項若しくは第五十条第三項の規定に違反した場合、第七条第一項から第三項まで、第八条第一項若しくは第十七条第一項の規定による禁止に違反した場合、第五十二条第二項第一号若しくは第三号に該当するに至つた場合又は同条第三項の規定による条件に違反した場合においては、同条第一項の許可を取り消し、又は営業の全部若しくは一部を禁止し、若しくは期間を定めて停止することができる。

厚生労働大臣は、営業者（食品、添加物、器具若しくは容器包装を輸入することを営む人又は法人に限る。）が第六条、第九条第二項、第十条、第十一条第二項、第十六条、第十八条第二項、第二十六条第四項若しくは第五十条第三項の規定に違反した場合又は第七条第一項から第三項まで、第八条第一項若しくは第十七条第一項の

(略)

第二十一条の二 (略)

第二十二條 厚生労働大臣又は都道府県知事は、営業者が第四条、第五条、第六条、第七条第二項、第九条、第十条第二項若しくは第十二条の規定に違反した場合又は第四条の三第一項若しくは第九条の二第一項の規定による禁止に違反した場合においては、営業者若しくは当該官吏吏員にその食品、添加物、器具若しくは容器包装を廃棄させ、又はその他営業者に対し食品衛生上の危害を除去するために必要な処置をとることを命ずることができる。

第二十三条 都道府県知事は、営業者が第四条、第五条、第六条、第七条第二項、第九条、第十条第二項、第十一条第二項、第十二条、第十四条第一項、第十五条第四項、第十九条の十七第一項若しくは第十九条の十八第三項の規定に違反した場合、第四条の二第一項から第三項まで、第四条の三第一項若しくは第九条の二第一項の規定による禁止に違反した場合、第二十一条第二項第一号若しくは第三号に該当するに至つた場合又は同条第三項の規定による条件に違反した場合においては、同条第一項の許可を取り消し、又は営業の全部若しくは一部を禁止し、若しくは期間を定めて停止することができる。

厚生労働大臣は、営業者（食品、添加物、器具若しくは容器包装を輸入することを営む人又は法人に限る。）が第四条、第五条第二項、第六条、第七条第二項、第九条、第十条第二項、第十五条第四項若しくは第十九条の十八第三項の規定に違反した場合又は第四条の二第一項から第三項まで、第四条の三第一項若しくは第九条の二

規定による禁止に違反した場合においては、営業の全部若しくは一部を禁止し又は期間を定めて停止することができる。

第五十六条 都道府県知事は、営業者がその営業の施設につき第五十一条の規定による基準に違反した場合においては、その施設の整備改善を命じ、又は第五十二条第一項の許可を取り消し、若しくはその営業の全部若しくは一部を禁止し、若しくは期間を定めて停止することができる。

第十章 雑則

第五十七条 国庫は、政令で定めるところにより、次に掲げる都道府県又は保健所を設置する市の費用に対して、その二分の一を負担する。

- 一 第二十八条第一項（第六十二条第一項及び第三項において準用する場合を含む。）の規定による収去に要する費用
- 二 第三十条第一項（第六十二条第一項及び第三項において準用する場合を含む。）の規定による食品衛生監視員の設置に要する費用
- 三 第五十二条第一項（第六十二条第一項において準用する場合を含む。）の規定による営業の許可に要する費用
- 四 第五十四条（第六十二条第一項及び第三項において準用する場合を含む。）の規定による廃棄に要する費用

第一項の規定による禁止に違反した場合においては、営業の全部若しくは一部を禁止し、又は期間を定めて停止することができる。

第二十四条 都道府県知事は、営業者がその営業の施設につき第二十一条の規定による基準に違反した場合においては、その施設の整備改善を命じ、又は第二十一条第一項の許可を取り消し、若しくはその営業の全部若しくは一部を禁止し、若しくは期間を定めて停止することができる。

第七章 削除

第二十五条 削除

第八章 雑則

第二十六条 国庫は、政令の定めるところにより、左に掲げる都道府県又は保健所を設置する市の費用に対して、その二分の一を負担する。

- 一 第十七条第一項（第二十九条第一項及び第三項において準用する場合を含む。）の規定による収去に要する費用
- 二 第十九条第一項（第二十九条第一項及び第三項において準用する場合を含む。）の規定による食品衛生監視員の設置に要する費用
- 三 第二十一条第一項（第二十九条第一項において準用する場合を含む。）の規定による営業の許可に要する費用
- 四 第二十二条（第二十九条第一項及び第三項において準用する場合を含む。）の規定による廃棄に要する費用

五 第五十九条第一項又は第二項（第六十二条第一項において準用する場合を含む。）の規定による死体の解剖に要する費用

六（略）

第五十八条（略）

第五十九条（略）

第六十条（略）

第六十一条（略）

第六十二条 第六条、第八条、第十条、第十一条、第十六条から第二十条まで、第二十五条から第五十六条まで及び第五十八条から第六十条までの規定は、乳幼児が接触することによりその健康を損なうおそれがあるものとして厚生労働大臣の指定するおもちゃについて、これを準用する。この場合において、第十条中「添加物（天然香料及び一般に食品として飲食に供されている物であつて添加物として使用されるものを除く。）」とあるのは、「おもちゃの添加物として用いることを目的とする化学的合成品（化学的手段により元素又は化合物に分解反応以外の化学的反応を起こさせて得られた物質をいう。）」と読み替えるものとする。

第六条及び第十一条の規定は、洗浄剤であつて野菜若しくは果実又は飲食器の洗浄の用に供されるものについて準用する。

第十五条から第十八条まで、第二十五条第一項、第二十八条から第三十条まで、第五十一条及び第五十四条から第五十六条までの規定は、営業以外の場合で学校、病院その他の施設において継続的に

五 第二十八条第一項又は第二項（第二十九条第一項において準用する場合を含む。）の規定による死体の解剖に要する費用

六（略）

第二十七条（略）

第二十八条（略）

第二十八条の二（略）

第二十八条の三（略）

第二十九条 第四条、第四条の三、第六条、第七条、第九条から第十二条まで、第十四条から第二十四条まで及び第二十七条から第二十八条の二までの規定は、乳幼児が接触することによりその健康を損なうおそれがあるものとして厚生労働大臣の指定するおもちゃについて、これを準用する。この場合において、第六条中「添加物（天然香料及び一般に食品として飲食に供されている物であつて添加物として使用されるものを除く。）」とあるのは、「おもちゃの添加物として用いることを目的とする化学的合成品（化学的手段により元素又は化合物に分解反応以外の化学的反応を起こさせて得られた物質をいう。）」と読み替えるものとする。

第四条及び第七条の規定は、洗浄剤であつて野菜若しくは果実又は飲食器の洗浄の用に供されるものについて準用する。

第八条から第十条まで、第十四条第一項、第十七条から第十九条まで、第二十条及び第二十二条から第二十四条までの規定は、営業以外の場合で学校、病院その他の施設において継続的に不特定又は

不特定又は多数の者に食品を供与する場合に、これを準用する。

第六十二条 (略)

第六十四条 厚生労働大臣は、第六条第二号ただし書(第六十二条第一項及び第二項において準用する場合を含む。)に規定する人の健康を損なうおそれがない場合を定めようとするとき、第七条第一項から第三項までの規定による販売の禁止をしようとし、若しくは同条第四項の規定による禁止の全部若しくは一部の解除をしようとするとき、第九条第一項の厚生労働省令を制定し、若しくは改廃しようとするとき、第十条に規定する人の健康を損なうおそれのない場合を定めようとするとき、第十一条第一項(第六十二条第一項及び第二項において準用する場合を含む。)若しくは第十八条第一項(第六十二条第一項及び第三項において準用する場合を含む。)の規定により基準若しくは規格を定めようとするとき、第十九条第一項(第六十二条第一項において準用する場合を含む。)の規定により基準を定めようとするとき、第二十二条第一項に規定する指針を定め、若しくは変更しようとするとき、第二十三条第一項に規定する輸入食品監視指導計画を定め、若しくは変更しようとするとき、又は第五十条第一項の規定により基準を定めようとするときは、その趣旨、内容その他の必要な事項を公表し、広く国民の意見を求めるものとする。ただし、食品衛生上の危害の発生を防止するため緊急を要する場合で、あらかじめ広く国民の意見を求めるとまがないときは、この限りでない。

都道府県知事等は、第二十四条第一項に規定する都道府県等食品衛生監視指導計画を定め、又は変更しようとするときは、その趣旨、内容その他の必要な事項を公表し、広く住民の意見を求めなければ

多数の者に食品を供与する場合に、これを準用する。

第二十九条の二 (略)

第二十九条の二の二 厚生労働大臣は、第四条第二号ただし書(第二十九条第一項及び第二項において準用する場合を含む。)に規定する人の健康を害つ虞がない場合を定めようとするとき、第四条の二第一項から第三項までの規定による販売の禁止をしようとし、若しくは同条第四項の規定による禁止の全部若しくは一部の解除をしようとするとき、第五条第一項の厚生労働省令を制定し、若しくは改廃しようとするとき、第六条に規定する人の健康を損なうおそれのない場合を定めようとするとき、第七条第一項(第二十九条第一項及び第二項において準用する場合を含む。)若しくは第十条第一項(第二十九条第一項及び第三項において準用する場合を含む。)の規定により基準若しくは規格を定めようとするとき、第十一条第一項(第二十九条第一項において準用する場合を含む。)の規定により基準を定めようとするとき、第十三条の二第一項に規定する指針を定め、若しくは変更しようとするとき、第十三条の三第一項に規定する輸入食品監視指導計画を定め、若しくは変更しようとするとき、又は第十九条の十八第一項の規定により基準を定めようとするときは、その趣旨、内容その他の必要な事項を公表し、広く国民の意見を求めるものとする。ただし、食品衛生上の危害の発生を防止するため緊急を要する場合で、あらかじめ広く国民の意見を求めるとまがないときは、この限りでない。

都道府県知事等は、第十三条の四第一項に規定する都道府県等食品衛生監視指導計画を定め、又は変更しようとするときは、その趣旨、内容その他の必要な事項を公表し、広く住民の意見を求めなければ

ばならない。

(略)

第六十五条 (略)

第六十六条 第四十八条、第五十二条から第五十六条まで及び第六十三條の規定中「都道府県知事」とあるのは、保健所を設置する市又は特別区にあつては、「市長」又は「区長」と読み替えるものとする。ただし、政令で定める営業に関する政令で定める処分については、この限りでない。

第六十七条 (略)

第六十八条 (略)

第六十九条 第二十五条第一項(第六十二条第一項及び第三項において準用する場合を含む。)、第二十六条第一項(第六十二条第一項において準用する場合を含む。)、第二十八条第一項(第六十二条第一項及び第三項において準用する場合を含む。以下同じ。)、第三十条第二項(第五十一条に規定する営業(飲食店営業その他販売の営業であつて、政令で定めるものに限る。))の許可に付随する監視指導に係る部分を除くものとし、第六十二条第一項及び第三項において準用する場合を含む。以下同じ。)、第五十四条(第六十二条第一項及び第三項において準用する場合を含む。以下同じ。)、第五十八条(第六十二条第一項において準用する場合を含む。)、及び第五十九条第一項(第六十二条第一項において準用する場合を含む。以下同じ。))の規定により都道府県が処理することとされている事

ればならない。

(略)

第二十九条の二三 (略)

第二十九条の二の四 第十九條の十七、第二十一条から第二十四条まで及び第二十九條の二の規定中「都道府県知事」とあるのは、保健所を設置する市又は特別区にあつては、「市長」又は「区長」と読み替えるものとする。ただし、政令で定める営業に関する政令で定める処分については、この限りでない。

第二十九条の三 (略)

第二十九条の四 (略)

第二十九条の五 第十四條第一項(第二十九條第一項及び第三項において準用する場合を含む。)、第十五條第一項(第二十九條第一項において準用する場合を含む。)、第十七條第一項(第二十九條第一項及び第三項において準用する場合を含む。以下同じ。)、第十九條第二項(第二十條に規定する営業(飲食店営業その他販売の営業であつて、政令で定めるものに限る。))の許可に付随する監視指導に係る部分を除くものとし、第二十九條第一項及び第三項において準用する場合を含む。以下同じ。)、第二十二條(第二十九條第一項及び第三項において準用する場合を含む。以下同じ。)、第二十七條(第二十九條第一項において準用する場合を含む。)、及び第二十八條第一項(第二十九條第一項において準用する場合を含む。以下同じ。))の規定により都道府県が処理することとされている事

る事務は、第一号法定受託事務とする。

第二十八条第一項、第三十条第二項、第五十四条、第五十八条（第六十二条第一項において準用する場合を含む。）及び第五十九条第一項の規定により保健所を設置する市又は特別区が処理することとされている事務は、第一号法定受託事務とする。

第七十条（略）

第十一章 罰則

第七十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、これを三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

一 第六条（第六十二条第一項及び第二項において準用する場合を含む。）、第九条第一項又は第十条（第六十二条第一項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

二 第七条第一項から第三項までの規定による禁止に違反した者

三 第五十四条の規定による厚生労働大臣又は都道府県知事（第六十六条の規定により読み替えられる場合は、市長又は区長）の命令に従わない営業者（第六十二条第三項に規定する食品を供与する者を含む。）、又は第五十五条（第六十二条第一項及び第三項において準用する場合を含む。）、の規定による処分違反して営業を行った者

（略）

第七十二条 第十一条第二項（第六十二条第一項及び第二項において

務は、第一号法定受託事務とする。

第十七条第一項、第十九条第二項、第二十二條、第二十七條（第二十九條第一項において準用する場合を含む。）、及び第二十八條第一項の規定により保健所を設置する市又は特別区が処理することとされている事務は、第一号法定受託事務とする。

第二十九条の六（略）

第九章 罰則

第三十条 次の各号のいずれかに該当する者は、これを三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

一 第四条（第二十九条第一項及び第二項において準用する場合を含む。）、第五条第一項又は第六条（第二十九条第一項において準用する場合を含む。）、の規定に違反した者

二 第四条の二第一項から第三項までの規定による禁止に違反した者

三 第二十二條の規定による厚生労働大臣又は都道府県知事（第二十九條の二の四の規定により読み替えられる場合は、市長又は区長）の命令に従わない営業者（第二十九條第三項に規定する食品を供与する者を含む。）、又は第二十三條（第二十九條第一項及び第三項において準用する場合を含む。）、の規定による処分違反して営業を行った者

（略）

第三十条の二 第七条第二項（第二十九條第一項及び第二項において

準用する場合を含む。）、第十六条（第六十二条第一項及び第三項において準用する場合を含む。）、第十九条第二項（第六十二条第一項において準用する場合を含む。）、第二十条（第六十二条第一項において準用する場合を含む。）又は第五十二条第一項（第六十二条第一項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者は、二年以下の懲役又は二百万円以下の罰金に処する。

（略）

第七十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、これを一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一 第九条第二項、第十八条第二項（第六十二条第一項及び第三項において準用する場合を含む。）、第二十五条第一項（第六十二条第一項及び第三項において準用する場合を含む。）、第二十六条第四項（第六十二条第一項において準用する場合を含む。）又は第五十八条第一項（第六十二条第一項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

二 第八条第一項（第六十二条第一項において準用する場合を含む。）、又は第十七条第一項（第六十二条第一項及び第三項において準用する場合を含む。）の規定による禁止に違反した者

三 第四十条第一項の規定に違反して、その職務に関して知り得た秘密を漏らした者

四 第五十一条（第六十二条第一項及び第三項において準用する場合を含む。）の規定による基準又は第五十二条第三項（第六十二条第一項において準用する場合を含む。）の規定による条件に違反した者

五 第五十六条（第六十二条第一項及び第三項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による厚生労働大臣又は都道府県

準用する場合を含む。）、第九条（第二十九条第一項及び第三項において準用する場合を含む。）、第十一条第二項（第二十九条第一項において準用する場合を含む。）、第十二条（第二十九条第一項において準用する場合を含む。）又は第二十一条第一項（第二十九条第一項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者は、二年以下の懲役又は二百万円以下の罰金に処する。

（略）

第三十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、これを一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一 第五条第二項、第十条第二項（第二十九条第一項及び第三項において準用する場合を含む。）、第十四条第一項（第二十九条第一項及び第三項において準用する場合を含む。）、第十五条第四項（第二十九条第一項において準用する場合を含む。）又は第二十七条第一項（第二十九条第一項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

二 第四条の三第一項（第二十九条第一項において準用する場合を含む。）、又は第九条の二第一項（第二十九条第一項及び第三項において準用する場合を含む。）の規定による禁止に違反した者

三 第二十条（第二十九条第一項及び第三項において準用する場合を含む。）の規定による基準又は第二十一条第三項（第二十九条第一項において準用する場合を含む。）の規定による条件に違反した者

四 第二十四条（第二十九条第一項及び第三項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による厚生労働大臣又は都道府県

知事（第六十六条の規定により読み替えられる場合は、市長又は区長）の命令に従わない営業者（同項に規定する食品を供与する者を含む。）又は第五十六条の規定による処分に違反して営業を行つた者

第七十四条 第四十三条の規定による業務の停止の命令に違反した場合には、その違反行為をした登録検査機関の役員又は職員は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第七十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、これを五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十八条第一項の規定による当該官吏吏員の臨検検査又は収去を拒み、妨げ、又は忌避した者
- 二 第二十八条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 三 第二十七条又は第四十八条第八項（それぞれ第六十二条第一項において準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 四 第四十六条第二項の規定による命令に違反した者

第七十六条 次の各号のいずれかに掲げる違反があつた場合には、その違反行為をした登録検査機関の役員又は職員は、五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第三十八条の許可を受けずに製品検査の業務の全部を廃止したとき。
- 二 第四十四条の規定に違反して同条に規定する事項の記載をせず、虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

知事（第二十九条の二の四の規定により読み替えられる場合は、市長又は区長）の命令に従わない営業者（同項に規定する食品を供与する者を含む。）又は第二十四条の規定による処分に違反して営業を行つた者

第三十一条の二 第十九条の十三の規定による業務の停止の命令に違反した場合には、その違反行為をした指定検査機関の役員又は職員は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、これを五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十七条第一項の規定による当該官吏吏員の臨検検査又は収去を拒み、妨げ、又は忌避した者
- 二 第十七条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 三 第十六条又は第十九条の十七第八項（それぞれ第二十九条第一項において準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

第三十二条の二 次の各号のいずれかに掲げる違反があつた場合には、その違反行為をした指定検査機関の役員又は職員は、五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十九条の七の許可を受けずに製品検査の業務の全部を廃止したとき。
- 二 第十九条の十四の規定に違反して同条に規定する事項の記載をせず、虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

三 第四十七条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

四 第四十七条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

第七十七条 食品衛生管理者が第四十八条第三項に規定する職務を怠つたときは、当該施設においてその管理に係る食品又は添加物に關し第七十一条から第七十三条までの違反に該当する行為があつた場合において、その行為の態様に應じ各本条の罰金刑を科する。ただし、その食品衛生管理者がその行為を行つた者であるときは、この限りでない。

第七十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。ただし、その人が食品衛生管理者として、前条の規定により罰金刑を科せられるべきときは、その人については、この限りでない。

一 第七十一条又は第七十二条(第十一条第二項(第六十二条第一項及び第二項において準用する場合を含む。)、第十九条第二項(第六十二条第一項において準用する場合を含む。)、第二十条(第六十二条第一項において準用する場合を含む。))の規定に係る部分に限る。(一億円以下の罰金刑)

二 第七十二条(第十一条第二項(第六十二条第一項及び第二項において準用する場合を含む。))、第十九条第二項(第六十二条第一項

三 第十九条の十六第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

四 第十九条の十六第一項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

第三十二条の三 食品衛生管理者が第十九条の十七第三項に規定する職務を怠つたときは、当該施設においてその管理に係る食品又は添加物に關し第三十条から第三十一条までの違反に該当する行為があつた場合において、その行為の態様に應じ各本条の罰金刑を科する。ただし、その食品衛生管理者がその行為を行つた者であるときは、この限りでない。

第三十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。ただし、その人が食品衛生管理者として、前条の規定により罰金刑を科せられるべきときは、その人については、この限りでない。

一 第三十条又は第三十条の二(第七条第二項(第二十九条第一項及び第二項において準用する場合を含む。))、第十一条第二項(第二十九条第一項において準用する場合を含む。))及び第十二条(第二十九条第一項において準用する場合を含む。))の規定に係る部分に限る。(一億円以下の罰金刑)

二 第三十条の二(第七条第二項(第二十九条第一項及び第二項において準用する場合を含む。))、第十一条第二項(第二十九条第一項

一項において準用する場合を含む。）、第二十条（第六十二条第一項において準用する場合を含む。）の規定に係る部分を除く。）、第七十三条又は第七十五条 各本条の罰金刑

第七十九条 第三十九条第一項の規定に違反して財務諸表等を備えて置かず、財務諸表等に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに同条第二項各号の規定による請求を拒んだ者は、二十万円以下の過料に処する。

附則

第一条 この法律は、昭和二十三年一月一日から施行する。

第二条 次に掲げる法令は、廃止する。

- 一 飲食物その他の物品取締に関する法律（明治三十三年法律第十五号）
- 二 飲食物その他の物品取締に関する法律及び有毒飲食物等取締令の施行に関する件（昭和二十二年厚生省令第十号）
- 三 飲食物営業取締規則（昭和二十二年厚生省令第十五号）
- 四 牛乳営業取締規則（昭和八年内務省令第三十七号）
- 五 清涼飲料水営業取締規則（明治三十三年内務省令第三十号）
- 六 氷雪営業取締規則（明治三十三年内務省令第三十七号）
- 七 人工甘味質取締規則（明治三十四年内務省令第三十一号）
- 八 メチールアルコール（木精）取締規則（明治四十五年内務省令第八号）
- 九 有害性著色料取締規則（明治三十三年内務省令第十七号）

一項において準用する場合を含む。）及び第十二条（第二十九条第一項において準用する場合を含む。）の規定に係る部分を除く。）、第三十一条又は第三十二条 各本条の罰金刑

附則

第三十四条 この法律は、昭和二十三年一月一日から、これを施行する。

第三十五条 左に掲げる法令は、これを廃止する。

- 一 飲食物その他の物品取締に関する法律（明治三十三年法律第十五号）
- 二 飲食物その他の物品取締に関する法律及び有毒飲食物等取締令の施行に関する件（昭和二十二年厚生省令第十号）
- 三 飲食物営業取締規則（昭和二十二年厚生省令第十五号）
- 四 牛乳営業取締規則（昭和八年内務省令第三十七号）
- 五 清涼飲料水営業取締規則（明治三十三年内務省令第三十号）
- 六 氷雪営業取締規則（明治三十三年内務省令第三十七号）
- 七 人工甘味質取締規則（明治三十四年内務省令第三十一号）
- 八 メチールアルコール（木精）取締規則（明治四十五年内務省令第八号）
- 九 有害性著色料取締規則（明治三十三年内務省令第十七号）

十 飲食物防腐剤、漂白剤取締規則（昭和三年内務省令第二十二号）

十一 飲食物用器具取締規則（明治三十三年内務省令第五十号）

第三条 この法律の施行の際現に前条の規定による廃止前の飲食物その他の物品取締に関する法律に基づき命令の規定による営業の許可を受けて当該営業を営んでいる者は、当該営業が第五十二条第一項の規定により許可を必要とする営業である場合においては、これを同項の規定による許可を受けた者とみなす。

第五十二条第三項の規定は、前項の規定による許可について準用する。

別表（第三十二条関係）

理化学的検査	一 遠心分離機	次の各号のいずれかに該当すること。	四名
	二 純水製造装置	一 学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。）、旧大学令に基づく大学又は旧専門学校令に基づく専門学校において医学、歯学、薬学、獣医学、畜産学、水産学、農芸化学若しくは応用化学の課程又はこれらに相当する課程を修めて卒業し	
	三 超低温槽		
	四 ホモジナイザー		
	五 ガスクロマトグラフ		
	六 ガスクロマトグラフ質量分析計（食品に残留する農薬取締法第一		
	条の二第一項		

飲食物防腐剤、漂白剤取締規則（昭和三年内務省令第二十二号）

飲食物用器具取締規則（明治三十三年内務省令第五十号）

第三十六条 この法律施行の際現に旧法に基づいて発せられた命令の規定による営業の許可を受けて当該営業を営んでいる者は、当該営業が第二十一条第一項の規定により許可を必要とする営業である場合においては、これを同項の規定による許可を受けた者とみなす。

第二十一条第三項の規定は、前項の規定による許可について準用する。

	<p>細菌学的検査</p>	<p>に規定する農薬の検査を行う者に限る。</p> <p>七 原子吸光分光光度計</p> <p>八 高速液体クロマトグラフ</p> <p>一 遠心分離機</p> <p>二 純水製造装置</p> <p>三 超低温槽</p> <p>四 ホモジナイザー</p> <p>五 乾熱滅菌器</p> <p>六 光学顕微鏡</p> <p>七 高圧滅菌器</p>	<p>た後、一年以上理化学的検査の業務に従事した経験を有する者であること。</p> <p>二 学校教育法に基づく短期大学又は高等専門学校において工業化学の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、三年以上理化学的検査の業務に従事した経験を有する者であること。</p> <p>三 前二号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。</p> <p>四名</p>
--	---------------	--	--

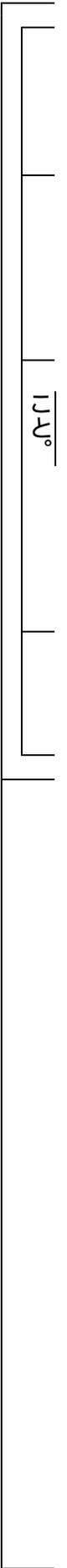
<p>動物を用いる検査</p>	
<p>一 遠心分離機 二 純水製造装置 三 超低温槽</p>	<p>八 心卵器</p>
<p>一 遠心分離機 二 純水製造装置 三 超低温槽</p>	<p>医学、畜産学、水産学、農芸化学若しくは生物学の課程又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、一年以上細菌学的検査の業務に従事した経験を有する者であること。</p> <p>二 学校教育法に基づく短期大学又は高等専門学校において生物学の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、三年以上細菌学的検査の業務に従事した経験を有する者であること。</p> <p>三 前二号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。</p>
<p>一 学校教育法に基づく大学（短期大学を</p>	<p>次の各号のいずれかに該当すること。</p> <p>一 学校教育法に基づく大学（短期大学を</p> <p>三名</p>

四 ホモジナイ
ザイ

除く。)、旧大学令
に基づく大学又は旧
専門学校令に基づく
専門学校において医
学、歯学、薬学、獣
医学、畜産学、水産
学、農芸化学若しく
は生物学の課程又は
これらに相当する課
程を修めて卒業した
後、一年以上動物を
用いる検査の業務に
従事した経験を有す
る者であること。

二 学校教育法に基づ
く短期大学又は高等
専門学校において生
物学の課程又はこれ
に相当する課程を修
めて卒業した後、三
年以上動物を用いる
検査の業務に従事し
た経験を有する者で
あること。

三 前二号に掲げる者
と同等以上の知識経
験を有する者である



改 正 案	現 行
<p>第八条 厚生労働大臣は、特定の国若しくは地域において採取され、製造され、加工され、調理され、若しくは貯蔵され、又は特定の者により採取され、製造され、加工され、調理され、若しくは貯蔵される特定の食品又は添加物について、第二十六条第一項から第三項まで又は第二十八条第一項の規定による検査の結果次に掲げる食品又は添加物に該当するものが相当数発見されたこと、生産地における食品衛生上の管理の状況その他の厚生労働省令で定める事由からみて次に掲げる食品又は添加物に該当するものが相当程度含まれるおそれがあると認められる場合において、人の健康を損なうおそれの程度その他の厚生労働省令で定める事項を勘案して、当該特定の食品又は添加物に起因する食品衛生上の危害の発生を防止するため特に必要があると認めるときは、薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて、当該特定の食品又は添加物を販売し、又は販売の用に供するために、採取し、製造し、輸入し、加工し、使用し、若しくは調理することを禁止することができる。</p> <p>一～四（略）</p> <p>五 第十一条第三項に規定する食品</p> <p>（略）</p> <p>第十一条（略）</p> <p>農薬（農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）第一条の二第</p>	<p>第八条 厚生労働大臣は、特定の国若しくは地域において採取され、製造され、加工され、調理され、若しくは貯蔵され、又は特定の者により採取され、製造され、加工され、調理され、若しくは貯蔵される特定の食品又は添加物について、第二十六条第一項から第三項まで又は第二十八条第一項の規定による検査の結果次に掲げる食品又は添加物に該当するものが相当数発見されたこと、生産地における食品衛生上の管理の状況その他の厚生労働省令で定める事由からみて次に掲げる食品又は添加物に該当するものが相当程度含まれるおそれがあると認められる場合において、人の健康を損なうおそれの程度その他の厚生労働省令で定める事項を勘案して、当該特定の食品又は添加物に起因する食品衛生上の危害の発生を防止するため特に必要があると認めるときは、薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて、当該特定の食品又は添加物を販売し、又は販売の用に供するために、採取し、製造し、輸入し、加工し、使用し、若しくは調理することを禁止することができる。</p> <p>一～四（略）</p> <p>（略）</p> <p>第十一条（略）</p>

一項に規定する農薬をいう。次条において同じ。）、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）（第二条第三項の規定に基づく農林水産省令で定める用途に供することを目的として飼料）同条第二項に規定する飼料をいう。）に添加、混和、浸潤その他の方法によつて用いられる物及び薬事法第二条第一項に規定する医薬品であつて動物のために使用されることが目的とされているものの成分である物質（その物質が化学的に変化して生成した物質を含み、人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして厚生労働大臣が定める物質を除く。）が、人の健康を損なうおそれのない量として厚生労働大臣が薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて定める量を超えて残留する食品は、これを販売の用に供するために製造し、輸入し、加工し、使用し、調理し、保存し、又は販売してはならない。ただし、当該物質の当該食品に残留する量の限度について第一項の食品の成分に係る規格が定められている場合については、この限りでない。

第十二条 厚生労働大臣は、前条第一項の食品の成分に係る規格として、食品に残留する農薬、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第二条第三項に規定する飼料添加物又は薬事法第二条第一項に規定する医薬品であつて専ら動物のために使用されることが目的とされているもの（以下この条において「農薬等」という。）の成分である物質（その物質が化学的に変化して生成した物質を含む。）の量の限度を定めるときその他必要があると認めるときは、農林水産大臣に対し、農薬等の成分に関する資料の提供その他必要な協力を求めることができる。

第十二条 厚生労働大臣は、前条第一項の食品の成分に係る規格として、食品に残留する農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）（第一条の二第一項に規定する農薬、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号））第二条第三項に規定する飼料添加物又は薬事法第二条第一項に規定する医薬品であつて専ら動物のために使用されることが目的とされているもの（以下この条において「農薬等」という。）の成分である物質（その物質が化学的に変化して生成した物質を含む。）の量の限度を定めるため必要があると認めるときは、農林水産大臣に対し、農薬等の成分に関する資料の提供その他必要な協力を求めることができる。

第二十六条 都道府県知事は、次の各号に掲げる食品、添加物、器具又は容器包装を発見した場合において、これらを製造し、又は加工した者の検査の能力等からみて、その者が製造し、又は加工する食品、添加物、器具又は容器包装がその後引き続き当該各号に掲げる食品、添加物、器具又は容器包装に該当するおそれがあり、食品衛生上の危害の発生を防止するため必要があるときは、政令で定める要件及び手続に従い、その者に対し、当該食品、添加物、器具又は容器包装について、当該都道府県知事又は登録検査機関の行う検査を受けるべきことを命ずることができる。

一～三 (略)

四 第十一条第三項に規定する食品

五・六 (略)

)(略)

第五十四条 厚生労働大臣又は都道府県知事は、営業者が第六条、第九条、第十条、第十一条第二項若しくは第三項、第十六条、第十八条第二項若しくは第二十条の規定に違反した場合又は第八条第一項若しくは第十七条第一項の規定による禁止に違反した場合においては、営業者若しくは当該官吏員にその食品、添加物、器具若しくは容器包装を廃棄させ、又はその他営業者に対し食品衛生上の危害を除去するために必要な処置をとることを命ずることができる。

第五十五条 都道府県知事は、営業者が第六条、第九条、第十条、第十一条第二項若しくは第三項、第十六条、第十八条第二項、第十九条第二項、第二十条、第二十五条第一項、第二十六条第四項、第四十八条第一項若しくは第五十条第三項の規定に違反した場合、第七条第一項から第三項まで、第八条第一項若しくは第十七条第一項の

第二十六条 都道府県知事は、次の各号に掲げる食品、添加物、器具又は容器包装を発見した場合において、これらを製造し、又は加工した者の検査の能力等からみて、その者が製造し、又は加工する食品、添加物、器具又は容器包装がその後引き続き当該各号に掲げる食品、添加物、器具又は容器包装に該当するおそれがあり、食品衛生上の危害の発生を防止するため必要があるときは、政令で定める要件及び手続に従い、その者に対し、当該食品、添加物、器具又は容器包装について、当該都道府県知事又は登録検査機関の行う検査を受けるべきことを命ずることができる。

一～三 (略)

四・五 (略)

)(略)

第五十四条 厚生労働大臣又は都道府県知事は、営業者が第六条、第九条、第十条、第十一条第二項、第十六条、第十八条第二項若しくは第二十条の規定に違反した場合又は第八条第一項若しくは第十七条第一項の規定による禁止に違反した場合においては、営業者若しくは当該官吏員にその食品、添加物、器具若しくは容器包装を廃棄させ、又はその他営業者に対し食品衛生上の危害を除去するために必要な処置をとることを命ずることができる。

第五十五条 都道府県知事は、営業者が第六条、第九条、第十条、第十一条第二項、第十六条、第十八条第二項、第十九条第二項、第二十条、第二十五条第一項、第二十六条第四項、第四十八条第一項若しくは第五十条第三項の規定に違反した場合、第七条第一項から第三項まで、第八条第一項若しくは第十七条第一項の規定による禁止

規定による禁止に違反した場合、第五十二条第二項第一号若しくは第三号に該当するに至つた場合又は同条第三項の規定による条件に違反した場合においては、同条第一項の許可を取り消し、又は営業の全部若しくは一部を禁止し、若しくは期間を定めて停止することができる。

厚生労働大臣は、営業者（食品、添加物、器具若しくは容器包装を輸入することを営む人又は法人に限る。）が第六条、第九条第二項、第十条、第十一条第二項若しくは第三項、第十六条、第十八条第二項、第二十六条第四項若しくは第五十条第三項の規定に違反した場合又は第七条第一項から第三項まで、第八条第一項若しくは第十七条第一項の規定による禁止に違反した場合においては、営業の全部若しくは一部を禁止し又は期間を定めて停止することができる。

第六十二条 第六条、第八条、第十条、第十一条第一項及び第二項、第十六条から第二十条まで、第二十五条から第五十六条まで並びに第五十八条から第六十条までの規定は、乳幼児が接触することによりその健康を損なうおそれがあるものとして厚生労働大臣の指定するおもちゃについて、これを準用する。この場合において、第十条中「添加物（天然香料及び一般に食品として飲食に供されている物であつて添加物として使用されるものを除く。）」とあるのは、「おもちゃの添加物として用いることを目的とする化学的合成品（化学的手段により元素又は化合物に分解反応以外の化学的反応を起こさせて得られた物質をいう。）」と読み替えるものとする。

第六条並びに第十一条第一項及び第二項の規定は、洗浄剤であつて野菜若しくは果実又は飲食器の洗浄の用に供されるものについて準用する。

に違反した場合、第五十二条第二項第一号若しくは第三号に該当するに至つた場合又は同条第三項の規定による条件に違反した場合においては、同条第一項の許可を取り消し、又は営業の全部若しくは一部を禁止し、若しくは期間を定めて停止することができる。

厚生労働大臣は、営業者（食品、添加物、器具若しくは容器包装を輸入することを営む人又は法人に限る。）が第六条、第九条第二項、第十条、第十一条第二項、第十六条、第十八条第二項、第二十六条第四項若しくは第五十条第三項の規定に違反した場合又は第七条第一項から第三項まで、第八条第一項若しくは第十七条第一項の規定による禁止に違反した場合においては、営業の全部若しくは一部を禁止し又は期間を定めて停止することができる。

第六十二条 第六条、第八条、第十条、第十一条、第十六条から第二十条まで、第二十五条から第五十六条まで及び第五十八条から第六十条までの規定は、乳幼児が接触することによりその健康を損なうおそれがあるものとして厚生労働大臣の指定するおもちゃについて、これを準用する。この場合において、第十条中「添加物（天然香料及び一般に食品として飲食に供されている物であつて添加物として使用されるものを除く。）」とあるのは、「おもちゃの添加物として用いることを目的とする化学的合成品（化学的手段により元素又は化合物に分解反応以外の化学的反応を起こさせて得られた物質をいう。）」と読み替えるものとする。

第六条及び第十一条の規定は、洗浄剤であつて野菜若しくは果実又は飲食器の洗浄の用に供されるものについて準用する。

(略)

第六十四条 厚生労働大臣は、第六条第二号ただし書(第六十二条第一項及び第二項において準用する場合を含む。)に規定する人の健康を損なうおそれがない場合を定めようとするとき、第七条第一項から第三項までの規定による販売の禁止をしようとし、若しくは同条第四項の規定による禁止の全部若しくは一部の解除をしようとするとき、第九条第一項の厚生労働省令を制定し、若しくは改廃しようとするとき、第十条に規定する人の健康を損なうおそれのない場合を定めようとするとき、第十一条第一項(第六十二条第一項及び第二項において準用する場合を含む。)(の規定により基準若しくは規格を定めようとするとき、第十一条第三項に規定する人の健康を損なうおそれのないことが明らかである物質若しくは人の健康を損なうおそれのない量を定めようとするとき、第十八条第一項(第六十二条第一項及び第三項において準用する場合を含む。)(の規定により基準若しくは規格を定めようとするとき、第十九条第一項(第六十二条第一項において準用する場合を含む。)(の規定により基準を定めようとするとき、第二十二條第一項に規定する指針を定め、若しくは変更しようとするとき、第二十三條第一項に規定する輸入食品監視指導計画を定め、若しくは変更しようとするとき、又は第五十条第一項の規定により基準を定めようとするときは、その趣旨、内容その他の必要な事項を公表し、広く国民の意見を求めるものとする。ただし、食品衛生上の危害の発生を防止するため緊急を要する場合で、あらかじめ広く国民の意見を求めるいとまがないときは、この限りでない。

(略)

(略)

第六十四条 厚生労働大臣は、第六条第二号ただし書(第六十二条第一項及び第二項において準用する場合を含む。)に規定する人の健康を損なうおそれがない場合を定めようとするとき、第七条第一項から第三項までの規定による販売の禁止をしようとし、若しくは同条第四項の規定による禁止の全部若しくは一部の解除をしようとするとき、第九条第一項の厚生労働省令を制定し、若しくは改廃しようとするとき、第十条に規定する人の健康を損なうおそれのない場合を定めようとするとき、第十一条第一項(第六十二条第一項及び第二項において準用する場合を含む。)(若しくは第十八条第一項(第六十二条第一項及び第三項において準用する場合を含む。)(の規定により基準若しくは規格を定めようとするとき、第十九条第一項(第六十二条第一項において準用する場合を含む。)(の規定により基準を定めようとするとき、第二十二條第一項に規定する指針を定め、若しくは変更しようとするとき、第二十三條第一項に規定する輸入食品監視指導計画を定め、若しくは変更しようとするとき、又は第五十条第一項の規定により基準を定めようとするときは、その趣旨、内容その他の必要な事項を公表し、広く国民の意見を求めるものとする。ただし、食品衛生上の危害の発生を防止するため緊急を要する場合で、あらかじめ広く国民の意見を求めるいとまがないときは、この限りでない。

(略)

第七十二条 第十一条第二項（第六十二条第一項及び第二項において準用する場合を含む。）若しくは第三項、第十六条（第六十二条第一項及び第三項において準用する場合を含む。）、第十九条第二項（第六十二条第一項において準用する場合を含む。）、第二十条（第六十二条第一項において準用する場合を含む。）又は第五十二条第一項（第六十二条第一項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者は、二年以下の懲役又は二百万円以下の罰金に処する。

（略）

第七十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。ただし、その人が食品衛生管理者として、前条の規定により罰金刑を科せられるべきときは、その人については、この限りでない。

- 一 第七十一条又は第七十二条（第十一条第二項（第六十二条第一項及び第二項において準用する場合を含む。）若しくは第三項、第十九条第二項（第六十二条第一項において準用する場合を含む。）、第二十条（第六十二条第一項において準用する場合を含む。）の規定に係る部分に限る。）一億円以下の罰金刑
- 二 第七十二条（第十一条第二項（第六十二条第一項及び第二項において準用する場合を含む。）若しくは第三項、第十九条第二項（第六十二条第一項において準用する場合を含む。）、第二十条（第六十二条第一項において準用する場合を含む。）の規定に係る部分を除く。）、第七十三条又は第七十五条 各本条の罰金刑

第七十二条 第十一条第二項（第六十二条第一項及び第二項において準用する場合を含む。）、第十六条（第六十二条第一項及び第三項において準用する場合を含む。）、第十九条第二項（第六十二条第一項において準用する場合を含む。）、第二十条（第六十二条第一項において準用する場合を含む。）又は第五十二条第一項（第六十二条第一項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者は、二年以下の懲役又は二百万円以下の罰金に処する。

（略）

第七十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。ただし、その人が食品衛生管理者として、前条の規定により罰金刑を科せられるべきときは、その人については、この限りでない。

- 一 第七十一条又は第七十二条（第十一条第二項（第六十二条第一項及び第二項において準用する場合を含む。）若しくは第三項、第十九条第二項（第六十二条第一項において準用する場合を含む。）、第二十条（第六十二条第一項において準用する場合を含む。）の規定に係る部分に限る。）一億円以下の罰金刑
- 二 第七十二条（第十一条第二項（第六十二条第一項及び第二項において準用する場合を含む。）若しくは第三項、第十九条第二項（第六十二条第一項において準用する場合を含む。）、第二十条（第六十二条第一項において準用する場合を含む。）の規定に係る部分を除く。）、第七十三条又は第七十五条 各本条の罰金刑



改 正 案	現 行
<p>（<u>獣畜のとさつ又は解体の検査</u>）</p> <p>第十条 <u>と畜場においては、都道府県知事の行う検査を経た獣畜以外の獣畜をとさつしてはならない。</u></p> <p>2 <u>と畜場においては、とさつ後都道府県知事の行う検査を経た獣畜以外の獣畜を解体してはならない。</u></p> <p>3 <u>と畜場内で解体された獣畜の肉、内臓、血液、骨及び皮は、都道府県知事を行う検査を経た後でなければ、と畜場外に持ち出してはならない。</u>ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。</p> <p>一 この項本文に規定する検査のため必要があると認められる場合において都道府県（保健所を設置する市にあつては、市。以下同じ。）の職員が解体された獣畜の肉、内臓、血液、骨又は皮の一部を持ち出すとき。</p> <p>二 厚生労働省令で定める疾病の有無についてのこの項本文に規定する検査を行う場合において都道府県知事の許可を得て獣畜の皮を持ち出すときその他の衛生上支障がない場合として政令で定めるとき。</p> <p>4 前三項の規定は、都道府県知事が特に検査を要しないものと認められた場合を除き、前条第一項第五号又はこれに係る同条第二項ただし書の規定によりと畜場以外の場所<u>で獣畜のとさつ又は解体が行われる場合に準用する。</u>この場合において、前項中「と畜場外」とあるのは、「<u>獣畜の解体を行った場所外</u>」と読み替えるものとする。</p>	<p>（<u>獣畜のと殺又は解体の検査</u>）</p> <p>第十条 <u>と畜場においては、都道府県知事を行う検査を経た獣畜以外の獣畜をと殺してはならない。</u></p> <p>2 <u>と畜場においては、と殺後都道府県知事を行う検査を経た獣畜以外の獣畜を解体してはならない。</u></p> <p>3 <u>と畜場内で解体された獣畜の肉、内臓、血液、骨及び皮は、都道府県知事を行う検査を経た後でなければ、と畜場外に持ち出してはならない。</u></p> <p>4 前三項の規定は、都道府県知事が特に検査を要しないものと認められた場合を除き、前条第一項第五号又はこれに係る同条第二項但書の規定によりと畜場以外の場所<u>で獣畜のと殺又は解体が行われる場合に準用する。</u>この場合において、前項中「と畜場外」とあるのは、「<u>獣畜の解体を行った場所外</u>」と読み替えるものとする。</p>

<p>5 前各項の規定により都道府県知事の行う検査の方法、手続その他検査に關し必要な事項は、政令で定める。</p> <p>6 第一項から第四項までの規定により都道府県知事が行う検査の結果については、行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）による不服申立てをすることができない。</p> <p>（と畜検査員）</p> <p>第十五条 第十条に規定する検査の事務に従事させ、並びに第十二条、第十三条第一項及び前条第二項に規定する当該職員の職務を行わせるため、都道府県にと畜検査員を置く。</p> <p>2 と畜検査員は、都道府県の職員のうちから、都道府県知事が命ずる。</p> <p>3 と畜検査員の資格について必要な事項は、政令で定める。</p> <p>附則</p> <p>（と畜検査員に關する経過規定）</p> <p>4 この法律の施行の際、現に従前の規定によりと畜検査員を命ぜられていた者は、この法律の規定によりと畜検査員を命ぜられたものとみなす。</p>	<p>5 前四項の規定により都道府県知事の行う検査の方法、手続その他検査に關し必要な事項は、政令で定める。</p> <p>6 第一項から第四項までの規定により都道府県知事が行なう検査の結果については、行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）による不服申立てをすることができない。</p> <p>（と畜検査員）</p> <p>第十五条 第十条に規定する検査の事務に従事させ、並びに第十二条、第十三条第一項及び前条第二項に規定する当該職員の職務を行わせるため、都道府県（保健所を設置する市にあつては、市。以下同じ。）にと畜検査員を置く。</p> <p>2 と畜検査員は、都道府県の職員のうちから、都道府県知事が命ずる。</p> <p>3 と畜検査員の資格について必要な事項は、政令で定める。</p> <p>附則</p> <p>（と畜検査員に關する経過規定）</p> <p>4 この法律の施行の際、現に従前の規定によりと畜検査員を命ぜられていた者は、この法律の規定によりと畜検査員を命ぜられたものとみなす。</p>
--	---

改 正 案	現 行
<p style="text-align: center;">と畜場法</p> <p>（この法律の目的）</p> <p>第一条 この法律は、と畜場の経営及び食用に供するために行つて<u>獣畜の処理の適正の確保のために公衆衛生の見地から必要な規制その他の措置を講じ</u>、もつて国民の健康の保護を図ることを目的とする。</p> <p>（国、都道府県及び保健所を設置する市の責務）</p> <p>第二条 国、都道府県及び地域保健法（昭和二十二年法律第百一号）<u>第五条第一項の規定に基づき政令で定める市</u>（以下「保健所を設置する市」という。）は、家畜の生産の実態及び獣畜の疾病の発生<u>の状況を踏まえ、食品衛生上の危害の発生を防止するため、食用に供するために</u>行つて<u>獣畜の処理の適正の確保のために必要な措置を講じなければならぬ。</u></p> <p>（定義）</p> <p>第三条 この法律で「<u>獣畜</u>」とは、牛、馬、豚、めん羊及び山羊をいう。</p> <p>2 この法律で「<u>と畜場</u>」とは、食用に供する目的で<u>獣畜をとさつし</u>、又は解体するために設置された施設をいう。</p> <p>3 この法律で「<u>一般と畜場</u>」とは、通例として生後一年以上の牛若しくは馬又は一日に十頭を超える<u>獣畜をとさつし</u>、又は解体する規模を有すると<u>畜場をいう。</u></p>	<p style="text-align: center;">と畜場法</p> <p>（この法律の目的）</p> <p>第一条 この法律は、と畜場の経営及び食用に供するために行つて<u>獣畜の処理の適正を図り</u>、もつて公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的とする。</p> <p>（定義）</p> <p>第二条 この法律で「<u>獣畜</u>」とは、牛、馬、豚、めん羊及び山羊をいう。</p> <p>2 この法律で「<u>と畜場</u>」とは、食用に供する目的で<u>獣畜をと殺し</u>、又は解体するために設置された施設をいう。</p> <p>3 この法律で「<u>一般と畜場</u>」とは、通例として生後一年以上の牛若しくは馬又は一日に十頭をこえる<u>獣畜をと殺し</u>、又は解体する規模を有すると<u>畜場をいう。</u></p>

- 4 この法律で「簡易と畜場」とは、一般と畜場以外のと畜場をいう。
- 5 この法律で「と畜業者」とは、獣畜のとさつ又は解体の業を営む者をいう。

(と畜場の設置の許可)

第四条 一般と畜場又は簡易と畜場は、都道府県知事（保健所を設置する市にあつては、市長。以下同じ。）の許可を受けなければ、設置してはならない。

2 (略)

3 第一項の規定により許可を受けて設置したと畜場について、構造設備その他厚生労働省令で定める事項を変更しようとする者は、あらかじめ、都道府県知事に届け出なければならない。

第五条 都道府県知事は、前条第一項の規定により許可の申請があつた場合において、当該と畜場の設置の場所が次の各号のいずれかに該当するとき、又は当該と畜場の構造設備が政令で定める一般と畜場若しくは簡易と畜場の基準に合わないと認めるときは、同項の許可を与えないことができる。

一～三 (略)

2 都道府県知事は、公衆衛生上必要があると認めるときは、前条第一項の規定による許可を受けたと畜場（以下単に「と畜場」という。）につき、その構造設備の規模に応じ、当該と畜場において通例として処理することができる獣畜の種類及び一日当りの頭数を制限することができる。

(と畜場の衛生保持)

- 4 この法律で「簡易と畜場」とは、一般と畜場以外のと畜場をいう。
- 5 この法律で「と畜業者」とは、獣畜のと殺又は解体の業を営む者をいう。

(と畜場の設置の許可)

第三条 一般と畜場又は簡易と畜場は、都道府県知事（保健所を設置する市にあつては、市長。以下同じ。）の許可を受けなければ、設置してはならない。

2 (略)

3 第一項の規定により許可を受けて設置したと畜場について、構造設備その他厚生労働省令で定める事項を変更しようとする者は、あらかじめ、都道府県知事に届け出なければならない。

第四条 都道府県知事は、前条第一項の規定により許可の申請があつた場合において、当該と畜場の設置の場所が左の各号の一に該当するとき、又は当該と畜場の構造設備が政令で定める一般と畜場若しくは簡易と畜場の基準に合わないと認めるときは、同条同項の許可を与えないことができる。

一～三 (略)

2 都道府県知事は、公衆衛生上必要があると認めるときは、前条第一項の規定による許可を受けたと畜場（以下単に「と畜場」という。）につき、その構造設備の規模に応じ、当該と畜場において通例として処理することができる獣畜の種類及び一日当りの頭数を制限することができる。

(と畜場の衛生保持)

第六条 と畜場の設置者又は管理者は、と畜場の内外を常に清潔にし、汚物処理を十分に行い、ねずみ、昆虫等の発生の防止及び駆除に努め、その他公衆衛生上必要な措置を講じなければならない。

(衛生管理責任者)

第七条 と畜場の管理者(と畜場の管理者がいないと畜場にあつては、と畜場の設置者。以下この項、第六項、次条並びに第十八条第一項第五号及び第六号において同じ。)は、と畜場を衛生的に管理させるため、と畜場ごとに、衛生管理責任者を置かなければならない。ただし、と畜場の管理者が自ら衛生管理責任者となつて管理すると畜場については、この限りでない。

2 衛生管理責任者は、と畜場の衛生管理に関してこの法律又はこの法律に基づく命令若しくは処分に係る違反が行われないように、当該と畜場の衛生管理に従事する者を監督し、当該と畜場の構造設備を管理し、その他当該と畜場の衛生管理につき、必要な注意をしなければならぬ。

3 衛生管理責任者は、と畜場の衛生管理に関してこの法律又はこの法律に基づく命令若しくは処分に係る違反が行われないように、当該と畜場の衛生管理につき、当該と畜場の設置者又は管理者に対し必要な意見を述べなければならない。

4 と畜場の設置者又は管理者は、前項の規定による衛生管理責任者の意見を尊重しなければならない。

5 次の各号のいずれかに該当する者でなければ、衛生管理責任者となることができない。

一 獣医師

二 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に基づく大学、旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)に基づく大学又は旧専門

第五条 と畜場の設置者又は管理者は、と畜場の内外をつねに清潔にし、汚物処理を十分に行い、ねずみ、昆虫等の発生の防止及び駆除に努め、その他公衆衛生上必要な措置を講じなければならない。

学校令（明治三十六年勅令第六十一号）に基づく専門学校において獣医学又は畜産学の課程を修めて卒業した者

三 学校教育法第四十七条に規定する者又は厚生労働省令で定めるところによりこれらの者と同等以上の学力があると認められる者で、と畜場の衛生管理の業務に三年以上従事し、かつ、都道府県又は保健所を設置する市が行う講習会の課程を修了した者

6 と畜場の管理者は、衛生管理責任者を置き、又は自ら衛生管理責任者となつたときは、その日から十五日以内に、都道府県知事に、その衛生管理責任者の氏名又は自ら衛生管理責任者となつた旨その他厚生労働省令で定める事項を届け出なければならない。衛生管理責任者を変更したときも、同様とする。

7 受講科目その他第五項第三号の講習会の課程に関して必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第八条 都道府県知事は、衛生管理責任者が次の各号のいずれかに該当する場合であつて当該衛生管理責任者に引き続きその職務を行わせることが適切でないとき、と畜場の管理者に対し、その解任を命ずることができる。

一 この法律又はこの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。

二 前条第二項に規定する職務を怠つたとき。

（と畜業者等の講ずべき衛生措置）

第九条 と畜業者その他獣畜のとさつ又は解体を行う者（以下「と畜業者等」といふ。）は、と畜場内において獣畜のとさつ又は解体を行う場合には、清潔な器具を用い、水洗を十分に行い、その他公衆衛生上必要な措置を講じなければならない。

（と畜業者等の講ずべき衛生措置）

第六条 と畜業者その他獣畜のと殺又は解体を行う者は、と畜場内において獣畜のと殺又は解体を行う場合には、清潔な器具を用い、水洗を十分に行い、その他公衆衛生上必要な措置を講じなければならない。

(作業衛生責任者)

第十条 と畜業者等は、獣畜のとさつ又は解体を衛生的に管理させるため、と畜場ごとに、作業衛生責任者を置かなければならない。ただし、と畜業者等が自ら作業衛生責任者となつて管理すると畜場については、この限りでない。

2 第七条第二項から第七項までの規定及び第八条の規定は、作業衛生責任者について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(と畜場の使用等の拒否の制限)

第十一条 と畜場の設置者又は管理者は、正当な理由がなければ、獣畜のとさつ又は解体のためにと畜場を使用することを拒んではならない。

2 と畜業者は、正当な理由がなければ、獣畜のとさつ又は解体を拒んではならない。

(と畜場使用料及びとさつ解体料)

第十二条 と畜場の設置者若しくは管理者又はと畜業者は、と畜場使用料又はとさつ解体料について、あらかじめ、その額を定めて、都道府県知事の認可を受けなければならない。認可を受けたと畜場使用料又はとさつ解体料の額を変更しようとするときも、同様とする。

2 と畜場の設置者若しくは管理者又はと畜業者は、前項の規定により認可を受けた額を超えると畜場使用料又はとさつ解体料を受けてはならない。

3 と畜場の設置者若しくは管理者又はと畜業者は、第一項の規定に

(と畜場の使用等の拒否の制限)

第七条 と畜場の設置者又は管理者は、正当な理由がなければ、獣畜のと殺又は解体のためにと畜場を使用することを拒んではならない。

2 と畜業者は、正当な理由がなければ、獣畜のと殺又は解体を拒んではならない。

(と畜場使用料及びと殺解体料)

第八条 と畜場の設置者若しくは管理者又はと畜業者は、と畜場使用料又はと殺解体料について、あらかじめ、その額を定めて、都道府県知事の認可を受けなければならない。認可を受けたと畜場使用料又はと殺解体料の額を変更しようとするときも、同様とする。

2 と畜場の設置者若しくは管理者又はと畜業者は、前項の規定により認可を受けた額をこえると畜場使用料又はと殺解体料を受けてはならない。

3 と畜場の設置者若しくは管理者又はと畜業者は、第一項の規定に

より認可を受けたと畜場使用料又はとさつ解体料を、と畜場内の見やすい場所に掲示しなければならない。

(獣畜のとさつ又は解体)

第十三条 何人も、と畜場以外の場所において、食用に供する目的で獣畜をとさつしてはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 食肉販売業その他食肉を取り扱う営業で厚生労働省令で定めるものを営む者以外の者が、あらかじめ、厚生労働省令で定めるところにより、都道府県知事に届け出て、主として自己及び同居者の食用に供する目的で、獣畜（生後一年以上の牛及び馬を除く。）をとさつする場合

二 獣畜が不慮の災害により、負傷し、又は救うことができない状態に陥り、直ちにとさつすることが必要である場合

三 獣畜が難産、産褥麻痺又は急性鼓張症その他厚生労働省令で定める疾病にかかり、直ちにとさつすることが必要である場合

四 (略)

2 何人も、と畜場以外の場所において、食用に供する目的で獣畜を解体してはならない。ただし、前項第一号又は第四号の規定によりと畜場以外の場所においてとさつした獣畜を解体する場合は、この限りでない。

3 都道府県知事は、公衆衛生上必要があると認めるときは、前二項の規定により、と畜場以外の場所において獣畜をとさつし、又は解体する者に対し、とさつ又は解体の場所、肉、内臓等の取扱方法及び汚物の処理方法を指示することができる。

より認可を受けたと畜場使用料又はと殺解体料を、と畜場内の見やすい場所に掲示しなければならない。

(獣畜のと殺又は解体)

第九条 何人も、と畜場以外の場所において、食用に供する目的で畜をと殺してはならない。但し、左の各号に掲げる場合は、この限りでない。

一 食肉販売業その他食肉を取り扱う営業で厚生労働省令で定めるものを営む者以外の者が、あらかじめ、厚生労働省令で定めるところにより、都道府県知事に届け出て、主として自己及び同居者の食用に供する目的で、獣畜（生後一年以上の牛及び馬を除く。）をと殺する場合

二 獣畜が不慮の災害により、負傷し、又は救うことができない状態に陥り、直ちにと殺することが必要である場合

三 獣畜が難産、産褥麻痺又は急性鼓張症その他厚生労働省令で定める疾病にかかり、直ちにと殺することが必要である場合

四 遠洋航路を航行する船舶内で船員、船客等の食用に供する目的でと殺する場合

五 (略)

2 何人も、と畜場以外の場所において、食用に供する目的で獣畜を解体してはならない。但し、前項第一号、第四号又は第五号の規定によりと畜場以外の場所においてと殺した獣畜を解体する場合は、この限りでない。

3 都道府県知事は、公衆衛生上必要があると認めるときは、前二項の規定により、と畜場以外の場所において獣畜をと殺し、又は解体する者に対し、と殺又は解体の場所、肉、内臓等の取扱方法及び汚物の処理方法を指示することができる。

(獣畜のとさつ又は解体の検査)

第十四条 (略)

2・3 (略)

4 前三項の規定は、都道府県知事が特に検査を要しないものと認められた場合を除き、前条第一項第四号又はこれに係る同条第二項ただし書の規定によりと畜場以外の場所での獣畜のとさつ又は解体が行われる場合に準用する。この場合において、前項中「と畜場外」とあるのは、「獣畜の解体を行った場所外」と読み替えるものとする。

5 前各項に規定する都道府県知事の権限に属する事務のうち、政令で定める疾病の有無についての検査に係るものは、前各項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、都道府県知事及び厚生労働大臣が行う。

6 前各項の規定により都道府県知事及び厚生労働大臣の行う検査の方法、手続その他検査に關し必要な事項は、政令で定める。

7 第一項から第五項までの規定により都道府県知事及び厚生労働大臣が行う検査の結果については、行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)による不服申立てをすることができない。

(譲受けの禁止)

第十五条 何人も、第十三条第二項の規定に違反してと畜場以外の場所での解体された獣畜の肉若しくは内臓、又は前条第三項(同条第四項において準用する場合及び同条第五項の規定の適用がある場合を含む。)の規定に違反して持ち出された獣畜の肉若しくは内臓を、食品として販売(不特定又は多数の者に対する販売以外の授与を含む。)の用に供する目的で譲り受けてはならない。

(獣畜のとさつ又は解体の検査)

第十条 (略)

2・3 (略)

4 前三項の規定は、都道府県知事が特に検査を要しないものと認められた場合を除き、前条第一項第五号又はこれに係る同条第二項ただし書の規定によりと畜場以外の場所での獣畜のとさつ又は解体が行われる場合に準用する。この場合において、前項中「と畜場外」とあるのは、「獣畜の解体を行った場所外」と読み替えるものとする。

5 前各項の規定により都道府県知事が行う検査の方法、手続その他検査に關し必要な事項は、政令で定める。

6 第一項から第四項までの規定により都道府県知事が行う検査の結果については、行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)による不服申立てをすることができない。

(譲受の禁止)

第十一条 何人も、第九条第二項の規定に違反してと畜場以外の場所での解体された獣畜の肉若しくは内臓、又は前条第三項(同条第四項において準用する場合を含む。)の規定に違反して持ち出された獣畜の肉若しくは内臓を、食品として販売(不特定又は多数の者に対する販売以外の授与を含む。)の用に供する目的で譲り受けてはならない。

(とさつ)解体の禁止等)

第十六条 都道府県知事は、第十四条の規定による検査の結果、獣畜が疾病にかかり食用に供することができないと認めるとき、又は当該獣畜により若しくは当該獣畜のとさつ若しくは解体により病ウイルスを伝染させるおそれがあると認めるときは、公衆衛生上必要な限度において、次に掲げる措置をとることができる。

- 一 当該獣畜のとさつ又は解体を禁止すること。
- 二 当該獣畜の所有者若しくは管理者、と畜場の設置者若しくは管理者、と畜業者その他の関係者に対し、当該獣畜の隔離、と畜場内の消毒その他の措置を講ずべきことを命じ、又は当該職員にこれらの措置を講じさせること。

三 (略)

(報告の徴収等)

第十七条 都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、と畜場の設置者若しくは管理者、と畜業者その他の関係者から必要な報告を徴し、又は当該職員に、と畜場若しくはと畜場の設置者若しくは管理者、と畜業者その他の関係者の事務所、倉庫その他の施設に立ち入り、設備、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 (略)

(と畜場の設置の許可の取消し等)

第十八条 都道府県知事は、次に掲げる場合には、第四条第一項の規定

(と殺)解体の禁止等)

第十二条 都道府県知事は、第十条の規定による検査の結果、獣畜が疾病にかかり食用に供することができないと認めるとき、又は当該獣畜により若しくは当該獣畜のと殺若しくは解体により病ウイルスを伝染させるおそれがあると認めるときは、公衆衛生上必要な限度において、左の各号に掲げる措置をとることができる。

- 一 当該獣畜のと殺又は解体を禁止すること。
- 二 当該獣畜の所有者若しくは管理者、と畜場の設置者若しくは管理者、と畜業者その他の関係者に対し、当該獣畜の隔離、と畜場内の消毒その他の措置を講ずべきことを命じ、又は当該職員にこれらの措置を講じさせること。

三 (略)

(報告の徴収等)

第十三条 都道府県知事は、公衆衛生の見地から必要があると認めるときは、と畜場の設置者若しくは管理者若しくはと畜業者から必要な報告を徴し、又は当該職員をして、と畜場に立ち入り、第五条若しくは第六条の規定による措置若しくは前条第二号若しくは第三号の規定により命ぜられた措置の実施状況を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、且つ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 (略)

(と畜場の設置の許可の取消し等)

第十四条 都道府県知事は、左の各号に掲げる場合には、第三条第一

定による許可を取り消し、又はと畜場の設置者若しくは管理者に対し、期間を定めて、当該と畜場の施設の使用の制限若しくは停止を命ずることができる。

一 当該と畜場の構造設備が第五条第一項の規定による基準に合わなくなつたとき。

二 第五条第二項の規定による獣畜の種類及び頭数の制限が定められていると畜場において、その制限によらないで獣畜のとさつ又は解体が行われるに至つたとき。

三 第五条第二項の規定による獣畜の種類及び頭数の制限が定められていない簡易と畜場において、通例として、一日に十頭を超えたる獣畜又は生後一年以上の牛若しくは馬のとさつ又は解体が行われるに至つたとき。

四 当該と畜場の設置者又は管理者が、都道府県知事の警告を受けたにもかかわらず、なお継続して第六条の規定に違反したとき。

五 当該と畜場の管理者が、第七条第一項又は第六項の規定に違反したとき。

六 当該と畜場の管理者が、第八条の規定による命令に違反したとき。

2 都道府県知事は、次に掲げる場合には、と畜業者等に対し、期間を定めて、とさつ若しくは解体の業務の停止を命じ、又はとさつ若しくは解体を行うことを禁止することができる。

一 当該と畜業者等が、当該職員の警告を受けたにもかかわらず、なお継続して第九条の規定に違反したとき。

二 当該と畜業者等が、第十条第一項又は第二項において準用する第七条第六項の規定に違反したとき。

項の規定による許可を取り消し、又はと畜場の設置者若しくは管理者に対し、期間を定めて、当該と畜場の施設の使用の制限若しくは停止を命ずることができる。

一 当該と畜場の構造設備が第四条第一項の規定による基準に合わなくなつたとき。

二 第四条第二項の規定による獣畜の種類及び頭数の制限が定められていると畜場において、その制限によらないで獣畜のと殺又は解体が行われるに至つたとき。

三 第四条第二項の規定による獣畜の種類及び頭数の制限が定められていない簡易と畜場において、通例として、一日に十頭をこえる獣畜又は生後一年以上の牛若しくは馬のと殺又は解体が行われるに至つたとき。

四 当該と畜場の設置者又は管理者が、都道府県知事の警告を受けたにもかかわらず、なお継続して第五条の規定に違反したとき。

2 都道府県知事は、と畜業者その他獣畜のと殺又は解体を行う者が、当該職員の警告を受けたにもかかわらず、なお継続して第六条の規定に違反したときは、その者に対し、期間を定めて、と殺若しくは解体の業務の停止を命じ、又はと殺若しくは解体を行うことを禁止することができる。

三 当該と畜業者等が、第十条第二項において準用する第八条の規定による命令に違反したとき。

(と畜検査員)

第十九条 第十四条に規定する検査の事務に従事させ、並びに第十六条、第十七条第一項及び前条第二項に規定する当該職員の職務を行わせるため、都道府県にと畜検査員を置く。

2・3 (略)

(厚生労働大臣の調査の要請等)

第二十条 厚生労働大臣は、食品衛生法(昭和二十二年法律第二百二十三号)第二十八条の二の規定に基づき報告を求めた場合その他食品衛生上の危害の発生防止のため特に必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、期限を定めて、第十四条第一項から第四項までの規定により行う検査及び第十七条第一項の規定による措置を実施し、食中毒の原因を調査し、調査の結果を報告するように求めることができる。

(国民の意見の聴取)

第二十一条 厚生労働大臣は、第十三条第一項第三号の厚生労働省令を制定し、若しくは改廃しようとするとき、又は第十四条第六項の政令の制定若しくは改廃の立案をしようとするときは、その趣旨、内容その他の必要な事項を公表し、広く国民の意見を求めるものとする。ただし、食品衛生上の危害の発生を防止するため緊急を要する場合で、あらかじめ広く国民の意見を求めるいとまがないときは、この限りでない。

2 厚生労働大臣は、前項ただし書の場合においては、事後において

(と畜検査員)

第十五条 第十条に規定する検査の事務に従事させ、並びに第十二条、第十三条第一項及び前条第二項に規定する当該職員の職務を行わせるため、都道府県にと畜検査員を置く。

2・3 (略)

、遅滞なく、広く国民の意見を求めるものとする。

(連絡及び協力)

第二十二條 厚生労働大臣及び農林水産大臣は、この法律の施行に当たつては、食用に供するために行つて獸畜の処理の適正の確保に関する事項について、相互に緊密に連絡し、及び協力しなければならぬ。

(事務の区分)

第二十三條 第十七條第一項の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二條第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(罰則)

第二十四條 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

- 一 第四條第一項の規定に違反した者
- 二 第十三條第一項又は第二項の規定に違反した者
- 三 第十四條第一項から第三項まで(同條第四項において準用する場合及び同條第五項の規定の適用がある場合を含む。)の規定に違反した者

第二十五條 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

- 一 第十五條の規定に違反した者
- 二 第十六條の規定による禁止若しくは命令に違反した者又は同條第二号若しくは第三号の規定により当該職員の職務の執行を拒み

(事務の区分)

第十五條の二 第十三條第一項の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二條第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(罰則)

第十六條 左の各号の一に該当する者は、三年以下の懲役又は五百万円以下の罰金に処する。

- 一 第三條第一項の規定に違反した者
- 二 第九條第一項又は第二項の規定に違反した者
- 三 第十條第一項から第三項まで(同條第四項において準用する場合を含む。)の規定に違反した者

第十七條 左の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

- 一 第十一條の規定に違反した者
- 二 第十二條の規定による禁止若しくは命令に違反した者又は同條第二号若しくは第三号の規定により当該職員の職務の執行を拒み

- 、妨げ、若しくは忌避した者
- 三 第十八条第一項の規定による命令又は同条第二項の規定による命令若しくは禁止に違反した者

第二十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第七条第六項（第十条第二項において準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 二 第十一条の規定に違反した者
- 三 第十二条第一項の規定による認可を受けないで、又は同条第二項の規定に違反して、と畜場使用料又はとさつ解体料を受けた者
- 四 第十三条第三項の規定による指示に違反した者
- 五 第十七条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は当該職員の立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第二十七条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

- 一 第二十四条 一億円以下の罰金刑
- 二 第二十五条又は前条 各本条の罰金刑

附則

（施行期日）

- 、妨げ、若しくは忌避した者
- 三 第十四条第一項の規定による命令又は同条第二項の規定による命令若しくは禁止に違反した者

第十八条 左の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

- 一 第七条の規定に違反した者
- 二 第八条第一項の規定による認可を受けないで、又は同条第二項の規定に違反して、と畜場使用料又はとさつ解体料を受けた者
- 三 第九条第三項の規定による指示に違反した者
- 四 第十三条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は当該職員の立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第十九条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

附則

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第十二条の規定は、公布の日から起算して一箇月を経過した日から施行する。

(と畜場設置の許可に関する経過規定)

3 この法律の施行の際、現に従前の規定による許可を受けて設置されていると畜場のうち、その構造設備が第五条第一項の規定による一般と畜場の基準に合つもの及び通例として一日に十頭を超える獣畜をとさつし、又は解体しているものは、この法律の規定による許可を受けて設置された一般と畜場とみなし、その他のものは、この法律の規定による許可を受けて設置された簡易と畜場とみなす。

1 この法律は、公布の日から施行する。但し、第八条の規定は、公布の日から起算して一箇月を経過した日から施行する。

(と畜場設置の許可に関する経過規定)

3 この法律の施行の際、現に従前の規定による許可を受けて設置されていると畜場のうち、その構造設備が第四条第一項の規定による一般と畜場の基準に合つもの及び通例として一日に十頭をこえる獣畜をと殺し、又は解体しているものは、この法律の規定による許可を受けて設置された一般と畜場とみなし、その他のものは、この法律の規定による許可を受けて設置された簡易と畜場とみなす。

改 正 案	現 行
<p>（と畜場の衛生管理）</p> <p>第六条 と畜場の設置者又は管理者は、と畜場の内外を常に清潔にし、汚物処理を十分に行い、ねずみ、昆虫等の発生の防止及び駆除に努め、厚生労働省令で定める基準に従い、と畜場を衛生的に管理し、その他公衆衛生上必要な措置を講じなければならない。</p> <p>（衛生管理責任者）</p> <p>第七条 と畜場の管理者（と畜場の管理者がいらないと畜場にあつては、と畜場の設置者。以下この項、第六項、次条及び第十八条第一項第五号において同じ。）は、と畜場を衛生的に管理させるため、と畜場ごとに、衛生管理責任者を置かなければならない。ただし、と畜場の管理者が自ら衛生管理責任者となつて管理すると畜場については、この限りでない。</p> <p>277 （略）</p> <p>（と畜業者等の講ずべき衛生措置）</p> <p>第九条 と畜業者その他獣畜のとさつ又は解体を行う者（以下「と畜業者等」という。）は、と畜場内において獣畜のとさつ又は解体を行う場合には、厚生労働省令で定める基準に従い、獣畜のとさつ又は解体を衛生的に管理し、その他公衆衛生上必要な措置を講じなければならない。</p>	<p>（と畜場の衛生保持）</p> <p>第六条 と畜場の設置者又は管理者は、と畜場の内外を常に清潔にし、汚物処理を十分に行い、ねずみ、昆虫等の発生の防止及び駆除に努め、その他公衆衛生上必要な措置を講じなければならない。</p> <p>（衛生管理責任者）</p> <p>第七条 と畜場の管理者（と畜場の管理者がいらないと畜場にあつては、と畜場の設置者。以下この項、第六項、次条並びに第十八条第一項第五号及び第六号において同じ。）は、と畜場を衛生的に管理させるため、と畜場ごとに、衛生管理責任者を置かなければならない。ただし、と畜場の管理者が自ら衛生管理責任者となつて管理すると畜場については、この限りでない。</p> <p>277 （略）</p> <p>（と畜業者等の講ずべき衛生措置）</p> <p>第九条 と畜業者その他獣畜のとさつ又は解体を行う者（以下「と畜業者等」という。）は、と畜場内において獣畜のとさつ又は解体を行う場合には、清潔な器具を用い、水洗を十分に行い、その他公衆衛生上必要な措置を講じなければならない。</p>

<p>(獣畜のとさつ又は解体の検査) 第十四条 (略)</p>	<p>(獣畜のとさつ又は解体の検査) 第十四条 (略)</p>
<p>2 5 (略)</p>	<p>2 5 (略)</p>
<p>6 前各項の規定による検査は、次に掲げるものの有無について行うものとする。</p>	<p>6 前各項の規定により都道府県知事及び厚生労働大臣の行う検査の方法、手続その他検査に 関し必要な事項は、政令で定める。</p>
<p>一 家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第六十六号)第二条第一項に規定する家畜伝染病及び同法第四条第一項に規定する届出伝染病</p>	<p>6 前各項の規定により都道府県知事及び厚生労働大臣の行う検査の方法、手続その他検査に 関し必要な事項は、政令で定める。</p>
<p>二 前号に掲げるもの以外の疾病であつて厚生労働省令で定めるものの</p>	<p>7 (略)</p>
<p>三 潤滑油の付着その他の厚生労働省令で定める異常</p>	<p>7 (略)</p>
<p>7 前項に定めるもののほか、第一項から第五項までの規定により都道府県知事及び厚生労働大臣の行う検査の方法、手続その他検査に 関し必要な事項は、政令で定める。</p>	<p>6 前各項の規定により都道府県知事及び厚生労働大臣の行う検査の方法、手続その他検査に 関し必要な事項は、政令で定める。</p>
<p>8 (略)</p>	<p>7 (略)</p>
<p>(とさつ解体の禁止等)</p>	<p>(とさつ解体の禁止等)</p>
<p>第十六条 都道府県知事は、第十四条の規定による検査の結果、獣畜が疾病にかかり、若しくは異常があり食用に供することができないと認めたととき、又は当該獣畜により若しくは当該獣畜のとさつ若しくは解体により病気を伝染させるおそれがあると認めたとときは、公衆衛生上必要な限度において、次に掲げる措置をとることができる。</p>	<p>第十六条 都道府県知事は、第十四条の規定による検査の結果、獣畜が疾病にかかり食用に供することができないと認めたととき、又は当該獣畜により若しくは当該獣畜のとさつ若しくは解体により病気を伝染させるおそれがあると認めたとときは、公衆衛生上必要な限度において、次に掲げる措置をとることができる。</p>
<p>一 三 (略)</p>	<p>一 三 (略)</p>
<p>(と畜場の設置の許可の取消し等)</p>	<p>(と畜場の設置の許可の取消し等)</p>
<p>第十八条 都道府県知事は、次に掲げる場合には、第四条第一項の規定</p>	<p>第十八条 都道府県知事は、次に掲げる場合には、第四条第一項の規定</p>

定による許可を取り消し、又はと畜場の設置者若しくは管理者に対し、期間を定めて、当該と畜場の施設の使用の制限若しくは停止を命ずることができる。

一～三 (略)

四 当該と畜場の設置者又は管理者が、第六条又は第七条第一項若しくは第六項の規定に違反したとき。

五 当該と畜場の管理者が、第八条の規定による命令に違反したとき。

2 都道府県知事は、次に掲げる場合には、と畜業者等に対し、期間を定めて、とさつ若しくは解体の業務の停止を命じ、又はとさつ若しくは解体を行うことを禁止することができる。

一 当該と畜業者等が、第九条又は第十条第一項若しくは第二項において準用する第七条第六項の規定に違反したとき。

二 (略)

(と畜検査員)

第十九条 第十四条に規定する検査の事務に従事させ、並びに第十六条及び第十七条第一項に規定する当該職員の仕事並びに食用に供するために行つた獣畜の処理の適正の確保に関する指導の職務を行わせるため、都道府県知事は、当該都道府県の職員のうちからと畜検査員を命ずるものとする。

2 都道府県知事は、食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号

(第二十四条第一項に規定する都道府県等食品衛生監視指導計画の

定による許可を取り消し、又はと畜場の設置者若しくは管理者に対し、期間を定めて、当該と畜場の施設の使用の制限若しくは停止を命ずることができる。

一～三 (略)

四 当該と畜場の設置者又は管理者が、都道府県知事の警告を受けたにもかかわらず、なお継続して第六条の規定に違反したとき。

五 当該と畜場の管理者が、第七条第一項又は第六項の規定に違反したとき。

六 当該と畜場の管理者が、第八条の規定による命令に違反したとき。

2 都道府県知事は、次に掲げる場合には、と畜業者等に対し、期間を定めて、とさつ若しくは解体の業務の停止を命じ、又はとさつ若しくは解体を行うことを禁止することができる。

一 当該と畜業者等が、当該職員の警告を受けたにもかかわらず、なお継続して第九条の規定に違反したとき。

二 当該と畜業者等が、第十条第一項又は第二項において準用する第七条第六項の規定に違反したとき。

三 (略)

(と畜検査員)

第十九条 第十四条に規定する検査の事務に従事させ、並びに第十六条、第十七条第一項及び前条第二項に規定する当該職員の仕事を行わせるため、都道府県にと畜検査員を置く。

2 と畜検査員は、都道府県の職員のうちから、都道府県知事が命ずる。

定めるところにより、と畜検査員に前項に規定する事務又は職務を行わせなければならない。

3 (略)

(厚生労働大臣の調査の要請等)

第二十条 厚生労働大臣は、食品衛生法第六十条の規定に基づき報告を求めた場合その他食品衛生上の危害の発生防止のため特に必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、期限を定めて、第十四条第一項から第四項までの規定により行う検査及び第十七条第一項の規定による措置を実施し、食中毒の原因を調査し、調査の結果を報告するように求めることができる。

(国民の意見の聴取)

第二十一条 厚生労働大臣は、第六条、第九条、第十三条第一項第三号若しくは第十四条第六項第二号若しくは第三号の厚生労働省令を制定し、若しくは改廃しようとするとき、又は同条第七項の政令の制定若しくは改廃の立案をしようとするときは、その趣旨、内容その他の必要な事項を公表し、広く国民の意見を求めるものとする。ただし、食品衛生上の危害の発生を防止するため緊急を要する場合は、あらかじめ広く国民の意見を求めるいとまがないときは、この限りでない。

2 (略)

3 (略)

(厚生労働大臣の調査の要請等)

第二十条 厚生労働大臣は、食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号)第二十八条の二の規定に基づき報告を求めた場合その他食品衛生上の危害の発生防止のため特に必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、期限を定めて、第十四条第一項から第四項までの規定により行う検査及び第十七条第一項の規定による措置を実施し、食中毒の原因を調査し、調査の結果を報告するように求めることができる。

(国民の意見の聴取)

第二十一条 厚生労働大臣は、第十三条第一項第三号の厚生労働省令を制定し、若しくは改廃しようとするとき、又は第十四条第六項の政令の制定若しくは改廃の立案をしようとするときは、その趣旨、内容その他の必要な事項を公表し、広く国民の意見を求めるものとする。ただし、食品衛生上の危害の発生を防止するため緊急を要する場合は、あらかじめ広く国民の意見を求めるいとまがないときは、この限りでない。

2 (略)

改 正 案

現 行

<p>目次</p> <p>第一章 総則（<u>第一条</u> <u>第二条</u>）</p> <p>第二章 食鳥処理の事業の許可等（<u>第三条</u> <u>第十条</u>）</p> <p>第三章 食鳥処理業者の遵守事項（<u>第十一条</u> <u>第十四条</u>）</p> <p>第四章 食鳥検査等（<u>第十五条</u> <u>第二十条</u>）</p> <p>第五章 指定検査機関（<u>第二十一条</u> <u>第三十五条</u>）</p> <p>第六章 雑則（<u>第三十六条</u> <u>第四十四条</u>）</p> <p>第七章 罰則（<u>第四十五条</u> <u>第五十条</u>）</p> <p>附則</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、食鳥処理の事業について公衆衛生の見地から必要な規制その他の措置を講ずるとともに、食鳥検査の制度を設けることにより、食鳥肉等に起因する衛生上の危害の発生を防止し、もって国民の健康の保護を図ることを目的とする。</p> <p>（国及び都道府県等の責務）</p> <p>第一条の二 国、都道府県、地域保健法（昭和二十二年法律第百一号）（<u>第五条</u>）第一項の規定に基づく政令で定める市（以下「保健所を設ける市」という。）及び特別区は、家きんの生産の実態及び食鳥の疾病の発生の状況を踏まえ、食鳥肉等に起因する衛生上の危害の発生を防止するための必要な措置を講じなければならない。</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（<u>第一条</u>・<u>第二条</u>）</p> <p>第二章 食鳥処理の事業の許可等（<u>第三条</u> <u>第十条</u>）</p> <p>第三章 食鳥処理業者の遵守事項（<u>第十一条</u> <u>第十四条</u>）</p> <p>第四章 食鳥検査等（<u>第十五条</u> <u>第二十条</u>）</p> <p>第五章 指定検査機関（<u>第二十一条</u> <u>第三十五条</u>）</p> <p>第六章 雑則（<u>第三十六条</u> <u>第四十四条</u>）</p> <p>第七章 罰則（<u>第四十五条</u> <u>第五十一条</u>）</p> <p>附則</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、食鳥処理の事業について衛生上の見地から必要な規制を行うとともに、食鳥検査の制度を設けることにより、食鳥肉等に起因する衛生上の危害の発生を防止し、もって公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的とする。</p>
--	---

(食鳥処理の事業の許可)

第三条 食鳥処理の事業を営むとする者は、食鳥処理場ごとに、当該食鳥処理場の所在地を管轄する都道府県知事(その所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合)又は、当該保健所を設置する市の市長又は特別区の区長。以下同じ。)の許可を受けなければならない。

(食鳥処理衛生管理者)

第十二条 (略)

2 食鳥処理衛生管理者は、食鳥処理に関してこの法律又はこの法律に基づく命令若しくは処分に係る違反が行われないように、食鳥処理に従事する者を監督し、食鳥処理場の構造設備を管理し、その他食鳥処理につき、必要な注意をしなければならない。

3 食鳥処理衛生管理者は、食鳥処理に関してこの法律又はこの法律に基づく命令若しくは処分に係る違反が行われないように、食鳥処理につき、食鳥処理業者に対し必要な意見を述べなければならない。

4 食鳥処理業者は、前項の規定による食鳥処理衛生管理者の意見を尊重しなければならない。

5・6 (略)

(食鳥検査)

第十五条 (略)

2・5 (略)

6 食鳥処理業者が、厚生労働省令で定めるところにより、食鳥とた

(食鳥処理の事業の許可)

第三条 食鳥処理の事業を営むとする者は、食鳥処理場ごとに、当該食鳥処理場の所在地を管轄する都道府県知事(その所在地が地域保健法(昭和二十二年法律第百一号)第五条第一項の政令で定める市(以下「保健所を設置する市」という。))又は特別区の区域にある場合)又は、当該保健所を設置する市の市長又は特別区の区長。以下同じ。)の許可を受けなければならない。

(食鳥処理衛生管理者)

第十二条 (略)

2 食鳥処理衛生管理者は、食鳥処理に関してこの法律又はこの法律に基づく命令若しくは処分に係る違反が行われないように、食鳥処理に従事する者を監督しなければならない。

3・4 (略)

(食鳥検査)

第十五条 (略)

2・5 (略)

6 食鳥処理業者が、厚生労働省令で定めるところにより、食鳥とた

い体表の状況又は食鳥中抜とたいに係る内臓及びその体壁の内側の状況について、第十二条第六項の規定による届出をした食鳥処理衛生管理者に厚生労働省令で定める基準に適合する旨の確認をさせた場合においては、都道府県知事は、厚生労働省令で定めるところにより、脱羽後検査及び内臓摘出後検査の方法を簡略化することができる。

(厚生労働大臣の調査の要請等)

第四十条 厚生労働大臣は、食品衛生法第二十八条の二の規定に基づき報告を求めた場合その他食鳥肉等に起因する衛生上の危害の発生の防止のため特に必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、期限を定めて、第十五条第一項から第三項までの規定により行う検査並びに第三十七条第一項及び第三十八条第一項の規定による措置を実施し、食中毒の原因を調査し、調査の結果を報告するように求めることができる。

(国民の意見の聴取)

第四十条の二 厚生労働大臣は、第十一条、第十五条第五項又は第十九条の厚生労働省令を制定し、又は改廃しようとするときは、その趣旨、内容その他の必要な事項を公表し、広く国民の意見を求めるものとする。ただし、食鳥肉等に起因する衛生上の危害の発生を防止するため緊急を要する場合で、あらかじめ広く国民の意見を求めるいとまがないときは、この限りでない。

2 厚生労働大臣は、前項ただし書の場合においては、事後において、遅滞なく、広く国民の意見を求めるものとする。

(連絡及び協力)

い体表の状況又は食鳥中抜とたいに係る内臓及びその体壁の内側の状況について、第十二条第四項の規定による届出をした食鳥処理衛生管理者に厚生労働省令で定める基準に適合する旨の確認をさせた場合においては、都道府県知事は、厚生労働省令で定めるところにより、脱羽後検査及び内臓摘出後検査の方法を簡略化することができる。

第四十条 削除

第四十条の三 厚生労働大臣及び農林水産大臣は、この法律の施行に当たっては、食鳥肉等に起因する衛生上の危害の発生の防止に関する事項について、相互に緊密に連絡し、及び協力しなければならぬ。

第四十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

一 四 (略)

第四十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一 六 (略)

第四十七条 第三十三条第二項の規定による食鳥検査の業務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした指定検査機関の役員又は職員は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第四十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第六条第一項の許可を受けずに食鳥処理場の構造又は設備を変更した者

二 第十二条第六項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

三 第三十七条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

四 第三十八条第一項の規定による立入り、検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して

第四十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一 四 (略)

第四十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 六 (略)

第四十七条 第三十三条第二項の規定による食鳥検査の業務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした指定検査機関の役員又は職員は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第四十八条 第六条第一項の許可を受けずに食鳥処理場の構造又は設備を変更した者は、三十万円以下の罰金に処する。

答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

第四十九条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした指定検査機関の役員又は職員は、五十万円以下の罰金に処する。

一～四 (略)

第五十条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一 第四十五条 一億円以下の罰金刑

二 第四十六条又は第四十八条 各本条の罰金刑

第四十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

一 第十二条第四項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第二十七条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第三十八条第一項の規定による立入り、検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

第五十条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした指定検査機関の役員又は職員は、二十万円以下の罰金に処する。

一～四 (略)

第五十一条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第四十五条、第四十六条、第四十八条又は第四十九条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

改正案	現行
<p>（食鳥処理衛生管理者） 第十二条（略） 2～4（略） 5 次の各号のいずれかに該当する者でなければ、食鳥処理衛生管理者となることができない。 一・二（略） 三 厚生労働大臣の登録を受けた食鳥処理衛生管理者の養成施設において所定の課程を修了した者 四 学校教育法第四十七条に規定する者又は厚生労働省令で定めるところによりこれらの者と同等以上の学力があると認められる者で、食鳥処理の業務に三年以上従事し、かつ、厚生労働大臣の登録を受けた講習会の課程を修了した者 6（略） 7 第五項第三号の養成施設及び同項第四号の講習会の登録に関して必要な事項は政令で、受講科目その他同項第三号の養成施設及び同項第四号の講習会の課程に関して必要な事項は厚生労働省令で定める。</p> <p>第十三条 都道府県知事は、食鳥処理衛生管理者が次の各号のいずれかに該当する場合であつて当該食鳥処理衛生管理者に引き続きその職務を行わせることが適切でないとき、食鳥処理業者に對し、その解任を命ずることができる。</p>	<p>（食鳥処理衛生管理者） 第十二条（略） 2～4（略） 5 次の各号のいずれかに該当する者でなければ、食鳥処理衛生管理者となることができない。 一・二（略） 三 厚生労働大臣の指定した食鳥処理衛生管理者の養成施設において所定の課程を修了した者 四 学校教育法第四十七条に規定する者又は厚生労働省令で定めるところによりこれらの者と同等以上の学力があると認められる者で、食鳥処理の業務に三年以上従事し、かつ、厚生労働大臣の指定した講習会の課程を修了した者 6（略）</p> <p>第十三条 都道府県知事は、食鳥処理衛生管理者が次の各号のいずれかに該当する場合であつて当該食鳥処理衛生管理者に引き続きその職務を行わせることが適切でないとき、食鳥処理業者に對し、その解任を命ずることができる。</p>

一・二 (略)

三 第十五条第七項の規定による確認に係る事項が同項の厚生労働省令で定める基準に適合していなかったとき。

(食鳥検査)

第十五条 (略)

2・3 (略)

4 前三項の規定による検査は、次に掲げるものの有無について行うものとする。

一 家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第二条第一項に規定する家畜伝染病及び同法第四条第一項に規定する届出伝染病

二 前号に掲げるもの以外の疾病であつて厚生労働省令で定めるものの

三 潤滑油の付着その他の厚生労働省令で定める異常

5 (略)

6 前二項に定めるもののほか、第一項から第三項までに規定する検査(以下「食鳥検査」という。)は、厚生労働省令で定める方法及び手続により行う。

7 (略)

(持出し等の禁止)

第十七条 何人も、食鳥検査に合格した後又は前条第五項の厚生労働省令で定める基準に適合する旨の同項の確認がされた後でなければ、食鳥とたい、食鳥中抜とたい又は食鳥肉等を食鳥処理場の外に持ち出してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

一・二 (略)

三 第十五条第六項の規定による確認に係る事項が同項の厚生労働省令で定める基準に適合していなかったとき。

(食鳥検査)

第十五条 (略)

2・3 (略)

4 (略)

5 前項に定めるもののほか、第一項から第三項までに規定する検査(以下「食鳥検査」という。)は、厚生労働省令で定める方法及び手続により行う。

6 (略)

(持出し等の禁止)

第十七条 何人も、食鳥検査に合格した後又は前条第五項の厚生労働省令で定める基準に適合する旨の同項の確認がされた後でなければ、食鳥とたい、食鳥中抜とたい又は食鳥肉等を食鳥処理場の外に持ち出してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

一〇三 (略)

四 食鳥処理業者が、食肉の販売の事業を営む者（食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第五十二条第一項の許可を受けた者に限る。）であつて、あらかじめ、厚生労働省令で定めるところにより、その事務所を管轄する都道府県知事に届け出た者（以下「届出食肉販売業者」という。）に脱羽後検査に合格した食鳥とたいを譲り渡すとき。

2 (略)

第二十条 都道府県知事は、前条に規定する食鳥が疾病にかかつてい
るため若しくは同条に規定する食鳥とたい、食鳥中抜とたい若しく
は食鳥肉等が疾病にかつた食鳥に係るものであるため、若しくは
同条に規定する食鳥、食鳥とたい、食鳥中抜とたい若しくは食鳥肉
等に異常があるため食用に供することができないと認めるとき、又
は同条に規定する食鳥、食鳥とたい、食鳥中抜とたい若しくは食鳥
肉等により若しくは同条に規定する食鳥のとさつ、羽毛の除去若し
くは内臓の摘出により病原体が伝染するおそれがあると認めるとき
は、公衆衛生上必要な限度において、次に掲げる措置を採ることが
できる。ただし、同条に規定する消毒、廃棄又は食用に供すること
ができないようにする措置により、次に掲げる措置の目的が達成さ
れる場合にあつては、この限りでない。

一〇三 (略)

(食鳥検査等を実施する職員)

第三十九条 食鳥検査の事務、第二十条及び前条第一項に規定する都
道府県の職員の職務並びに食鳥処理に関する指導の職務は、食品衛
生監視員、と畜検査員その他厚生労働省令で定める職員であつて政

一〇三 (略)

四 食鳥処理業者が、食肉の販売の事業を営む者（食品衛生法（昭
和二十二年法律第二百三十三号）第二十一条第一項の許可を受け
た者に限る。）であつて、あらかじめ、厚生労働省令で定めると
ころにより、その事務所を管轄する都道府県知事に届け出た者（
以下「届出食肉販売業者」という。）に脱羽後検査に合格した食
鳥とたいを譲り渡すとき。

2 (略)

第二十条 都道府県知事は、前条に規定する食鳥が疾病にかかつてい
るため若しくは同条に規定する食鳥とたい、食鳥中抜とたい若しく
は食鳥肉等が疾病にかつた食鳥に係るものであるため食用に供す
ることができないと認めるとき、又は同条に規定する食鳥、食鳥と
たい、食鳥中抜とたい若しくは食鳥肉等により若しくは同条に規定
する食鳥のとさつ、羽毛の除去若しくは内臓の摘出により病原体が
伝染するおそれがあると認めるときは、公衆衛生上必要な限度にお
いて、次に掲げる措置を採ることができる。ただし、同条に規定す
る消毒、廃棄又は食用に供することができないようにする措置によ
り、次に掲げる措置の目的が達成される場合にあつては、この限り
でない。

一〇三 (略)

(食鳥検査等を実施する職員)

第三十九条 食鳥検査の事務並びに第二十条及び前条第一項に規定す
る都道府県の職員の職務は、食品衛生監視員、と畜検査員その他厚
生労働省令で定める職員であつて政令で定める資格を有するもの

令で定める資格を有するもののうちからあらかじめ都道府県知事が指定する者が行う。

2 都道府県知事は、食品衛生法第二十四条第一項に規定する都道府県等食品衛生監視指導計画の定めるところにより、前項の都道府県知事が指定する者に同項に規定する事務又は職務を行わせなければならない。

(厚生労働大臣の調査の要請等)

第四十条 厚生労働大臣は、食品衛生法第六十条の規定に基づき報告を求めた場合その他食鳥肉等に起因する衛生上の危害の発生を防止のため特に必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、期限を定めて、第十五条第一項から第三項までの規定により行う検査並びに第三十七条第一項及び第三十八条第一項の規定による措置を実施し、食中毒の原因を調査し、調査の結果を報告するように求めることができる。

(国民の意見の聴取)

第四十条の二 厚生労働大臣は、第十一条、第十五条第四項第二号若しくは第三号、同条第六項又は第十九条の厚生労働省令を制定し、又は改廃しようとするときは、その趣旨、内容その他の必要な事項を公表し、広く国民の意見を求めるものとする。ただし、食鳥肉等に起因する衛生上の危害の発生を防止するため緊急を要する場合で、あらかじめ広く国民の意見を求めるいとまがないときは、この限りでない。

2 (略)

うちからあらかじめ都道府県知事が指定する者が行う。

(厚生労働大臣の調査の要請等)

第四十条 厚生労働大臣は、食品衛生法第二十八条の二の規定に基づき報告を求めた場合その他食鳥肉等に起因する衛生上の危害の発生を防止のため特に必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、期限を定めて、第十五条第一項から第三項までの規定により行う検査並びに第三十七条第一項及び第三十八条第一項の規定による措置を実施し、食中毒の原因を調査し、調査の結果を報告するように求めることができる。

(国民の意見の聴取)

第四十条の二 厚生労働大臣は、第十一条、第十五条第五項又は第十九条の厚生労働省令を制定し、又は改廃しようとするときは、その趣旨、内容その他の必要な事項を公表し、広く国民の意見を求めるものとする。ただし、食鳥肉等に起因する衛生上の危害の発生を防止するため緊急を要する場合で、あらかじめ広く国民の意見を求めるいとまがないときは、この限りでない。

2 (略)

改正案	現行
<p style="text-align: center;">附則</p> <p style="text-align: center;">（既存添加物に関する経過措置）</p> <p>第二条 厚生大臣は、次に掲げる添加物（第一条の規定による改正前の食品衛生法（以下「旧食品衛生法」という。）第二条第三項に規定する化学的合成品たる添加物並びに第一条の規定による改正後の食品衛生法（以下「新食品衛生法」という。）第二条第三項に規定する天然香料及び一般に食品として飲食に供されている物であつて添加物として使用されるものを除く。）の名称を記載した表（以下「既存添加物名簿」という。）を作成し、これをこの法律の公布の日から三月以内に公示しなければならない。</p> <p>一 この法律の公布の際現に販売され、又は販売の用に供するために、製造され、輸入され、加工され、使用され、貯蔵され、若しくは陳列されている添加物</p> <p>二 この法律の公布の際現に販売され、又は販売の用に供するために、製造され、輸入され、加工され、使用され、貯蔵され、若しくは陳列されている製剤又は食品に含まれる添加物</p> <p>2 何人も、前項の規定により公示された既存添加物名簿に関し、訂正する必要があると認めるときは、厚生省令で定めるところにより、その公示の日から六月以内に限り、その旨を厚生大臣に申し出ることができる。</p> <p>3 厚生大臣は、前項の申出があつた場合において、その申出に理由があると認めるときは、その申出に係る添加物の名称を既存添加物</p>	<p style="text-align: center;">附則</p> <p style="text-align: center;">（既存添加物に関する経過措置）</p> <p>第二条 厚生大臣は、次に掲げる添加物（第一条の規定による改正前の食品衛生法（以下「旧食品衛生法」という。）第二条第三項に規定する化学的合成品たる添加物並びに第一条の規定による改正後の食品衛生法（以下「新食品衛生法」という。）第二条第三項に規定する天然香料及び一般に食品として飲食に供されている物であつて添加物として使用されるものを除く。）の名称を記載した表（以下「既存添加物名簿」という。）を作成し、これをこの法律の公布の日から三月以内に公示しなければならない。</p> <p>一 この法律の公布の際現に販売され、又は販売の用に供するために、製造され、輸入され、加工され、使用され、貯蔵され、若しくは陳列されている添加物</p> <p>二 この法律の公布の際現に販売され、又は販売の用に供するために、製造され、輸入され、加工され、使用され、貯蔵され、若しくは陳列されている製剤又は食品に含まれる添加物</p> <p>2 何人も、前項の規定により公示された既存添加物名簿に関し、訂正する必要があると認めるときは、厚生省令で定めるところにより、その公示の日から六月以内に限り、その旨を厚生大臣に申し出ることができる。</p> <p>3 厚生大臣は、前項の申出があつた場合において、その申出に理由があると認めるときは、その申出に係る添加物の名称を既存添加物</p>

名簿に追加し、又は既存添加物名簿から削除するとともに、その旨をその申出をした者に通知しなければならない。

4 厚生大臣は、前項の規定による追加又は削除を行った既存添加物名簿をこの法律の施行の日（以下「施行日」という。）の一月前までに公示しなければならない。

第二条の二 厚生労働大臣は、既存添加物名簿にその名称が記載されている添加物について、人の健康を損なうおそれがあると認めるときは、薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて、当該添加物の名称を既存添加物名簿から削除することができる。

2 厚生労働大臣は、前項の規定により既存添加物名簿にその名称が記載されている添加物の名称を当該既存添加物名簿から削除しようとするときは、その趣旨、内容その他の必要な事項を公表し、広く国民の意見を求めるものとする。ただし、食品衛生上の危害の発生を防止するため緊急を要する場合で、あらかじめ広く国民の意見を求めるいとまがないときは、この限りでない。

3 厚生労働大臣は、前項ただし書の場合においては、事後において、遅滞なく、広く国民の意見を求めるものとする。

4 厚生労働大臣は、第一項の規定による削除を行った既存添加物名簿を遅滞なく公示しなければならない。

第二条の三 厚生労働大臣は、既存添加物名簿にその名称が記載されている添加物について、その販売、製造、輸入、加工、使用、貯蔵及び陳列の状況からみて、当該添加物並びにこれを含む製剤及び食品が現に販売の用に供されていないと認めるときは、当該添加物の名称を記載した表（以下「消除予定添加物名簿」という。）を作成することができる。

名簿に追加し、又は既存添加物名簿から削除するとともに、その旨をその申出をした者に通知しなければならない。

4 厚生大臣は、前項の規定による追加又は削除を行った既存添加物名簿をこの法律の施行の日（以下「施行日」という。）の一月前までに公示しなければならない。

2 厚生労働大臣は、前項の規定により消除予定添加物名簿を作成したときは、これを公示しなければならない。

3 何人も、前項の規定により公示された消除予定添加物名簿に関し、訂正する必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、その公示の日から六月以内に限り、その旨を厚生労働大臣に申し出ることができる。

4 厚生労働大臣は、前項の申出があつた場合において、その申出に理由があると認めるときは、その申出に係る添加物の名称を消除予定添加物名簿に追加し、又は消除予定添加物名簿から消除するとともに、その旨をその申出をした者に通知しなければならない。

5 厚生労働大臣は、第二項の公示の日から一年以内に、同項の規定により公示した消除予定添加物名簿（前項の規定による追加又は消除を行った場合にあつては、その追加又は消除を行った消除予定添加物名簿）に記載されている添加物の名称を既存添加物名簿から消除するとともに、遅滞なく、その旨を公示しなければならない。

第三条 既存添加物名簿に記載されている添加物並びにこれを含む製剤及び食品については、新食品衛生法第六条の規定は、適用しない。

第三条 前条第四項の規定により厚生大臣が公示した既存添加物名簿に記載されている添加物並びにこれを含む製剤及び食品については、新食品衛生法第六条の規定は、適用しない。

改正案	現行
<p>附則</p> <p>第三条 既存添加物名簿に記載されている添加物並びにこれを含む製剤及び食品については、新食品衛生法第十条の規定は、適用しない。</p> <p>（営業の許可に関する経過措置）</p> <p>第五条 附則第一条第二号に掲げる改正規定の施行の際現に旧食品衛生法第二十一条第一項の許可（同条第三項の規定により有効期間が付けられたものに限る。）を受けている者に対する当該許可に係る新食品衛生法第五十五条の規定の適用については、当該有効期間が経過するまでの間は、同条中「に違反した場合、第五十二条第二項第一号若しくは第三号に該当するに至つた場合又は同条第三項」とあるのは、「又は第五十二条第三項」とする。</p>	<p>附則</p> <p>第三条 既存添加物名簿に記載されている添加物並びにこれを含む製剤及び食品については、新食品衛生法第六条の規定は、適用しない。</p> <p>（営業の許可に関する経過措置）</p> <p>第五条 附則第一条第二号に掲げる改正規定の施行の際現に旧食品衛生法第二十一条第一項の許可（同条第三項の規定により有効期間が付けられたものに限る。）を受けている者に対する当該許可に係る新食品衛生法第二十三条の規定の適用については、当該有効期間が経過するまでの間は、同条中「に違反した場合、第二十一条第二項第一号若しくは第三号に該当するに至つた場合又は同条第三項」とあるのは、「又は第二十一条第三項」とする。</p>

改 正 案

現

行

別表第一 第一号法定受託事務（第二条関係）		別表第一 第一号法定受託事務（第二条関係）	
法律	事務	法律	事務
（略）	（略）	（略）	（略）
食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）	一 第十四条第一項（第二十九条第一項及び第三項において準用する場合を含む。）、第十五条第一項（第二十九条第一項において準用する場合を含む。）、第十七条第一項（第二十九条第一項及び第三項において準用する場合を含む。以下同じ。）、第十九条第二項（第二十条に規定する営業（飲食店営業その他販売の営業であつて、政令で定めるものに限る。）の許可に付随する監視指導に係る部分を除くものとし、第二十九条第一項及び第三項において準用する場合を含む。以下同じ。）、第二十二條（第二十九条第一項及び第三項において準用する場合を含む。以下同じ。）、第二十七條（第二十九条第一項において準用する場合を含む。以下同じ。）、及び第二十八條第一項（第二十九条第一項において準用する	食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）	一 第十四条第一項（第二十九条第一項及び第三項において準用する場合を含む。）、第十五条第一項（第二十九条第一項において準用する場合を含む。）、第十七条第一項（第二十九条第一項及び第三項において準用する場合を含む。以下同じ。）、第十九条第二項（第二十条に規定する営業（飲食店営業その他販売の営業であつて、政令で定めるものに限る。）の許可に付随する監視又は指導に係る部分を除くものとし、第二十九条第一項及び第三項において準用する場合を含む。以下同じ。）、第二十二條（第二十九条第一項及び第三項において準用する場合を含む。以下同じ。）、第二十七條（第二十九條第一項において準用する場合を含む。以下同じ。）、及び第二十八條第一項（第二十九條第一項において準用する場合を

(略)	と畜場法(昭和二十八年法律第百十四号)	(略)	第十七条第一項の規定により都道府県が処理することとされている事務	<p>場合を含む。以下同じ。)の規定により都道府県が処理することとされている事務</p> <p>二 第十七条第一項、第十九条第二項、第二十二條、第二十七條及び第二十八條第一項の規定により保健所を設置する市又は特別区が処理することとされている事務</p>
(略)	と畜場法(昭和二十八年法律第百十四号)	(略)	第十三条第一項の規定により都道府県が処理することとされている事務	<p>含む。以下同じ。)の規定により都道府県が処理することとされている事務</p> <p>二 第十七条第一項、第十九条第二項、第二十二條、第二十七條第一項及び第二項(第二十九條第一項において準用する場合を含む。)並びに第二十八條第一項の規定により保健所を設置する市又は特別区が処理することとされている事務</p>

改 正 案

現

行

<p>別表第一 第一号法定受託事務（第二条関係）</p>	<p>別表第一 第一号法定受託事務（第二条関係）</p>
<p>法律 （略）</p>	<p>法律 （略）</p>
<p>食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）</p>	<p>食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）</p>
<p>（略）</p> <p>一 第二十五条第一項（第六十二条第一項及び第三項において準用する場合を含む。）、第二十六条第一項（第六十二条第一項において準用する場合を含む。）、第二十八条第一項（第六十二条第一項及び第三項において準用する場合を含む。）、第三十条第二項（第五十一条に規定する営業）飲食店営業その他販売の営業であつて、政令で定めるものに限る。）の許可に付随する監視指導に係る部分を除くものとし、第六十二条第一項及び第三項において準用する場合を含む。以下同じ。）、第五十四条（第六十二条第一項及び第三項において準用する場合を含む。）、第五十八条（第六十二条第一項において準用する場合を含む。）、及び第五十九条第一項（第六十二条第一項において</p>	<p>（略）</p> <p>一 第十四条第一項（第二十九条第一項及び第三項において準用する場合を含む。）、第十五条第一項（第二十九条第一項において準用する場合を含む。）、第十七条第一項（第二十九条第一項及び第三項において準用する場合を含む。）、第十九条第二項（第二十条に規定する営業）飲食店営業その他販売の営業であつて、政令で定めるものに限る。）の許可に付随する監視指導に係る部分を除くものとし、第二十九条第一項及び第三項において準用する場合を含む。以下同じ。）、第二十七条（第二十九条第一項において準用する場合を含む。）、及び第二十八条第一項（第二十九条第一項において準用する</p>

(略)	<p>準用する場合を含む。以下同じ。()の規定により都道府県が処理することとされている事務</p> <p>二 第二十八条第一項、第三十条第二項、第五十四条、第五十八条及び第五十九条第一項の規定により保健所を設置する市又は特別区が処理することとされている事務</p>
(略)	<p>場合を含む。以下同じ。()の規定により都道府県が処理することとされている事務</p> <p>二 第十七条第一項、第十九条第二項、第二十二条、第二十七条及び第二十八条第一項の規定により保健所を設置する市又は特別区が処理することとされている事務</p>

改正案	現行
<p>（用語の意義） 第二条（略） 2～10（略）</p> <p>11 この法律において「接客業務受託営業」とは、専ら、次に掲げる営業を営む者から委託を受けて当該営業の営業所において客に接する業務の一部を行うこと（当該業務の一部に従事する者が委託を受けた者及び当該営業を営む者の指揮命令を受ける場合を含む。）を内容とする営業をいう。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 飲食店営業（設備を設けて客に飲食をさせる営業で食品衛生法（昭和二十二年法律第百三十三号）<u>第五十二条第一項の許可を受けて営むもの</u>をいい、接待飲食等営業又は店舗型性風俗特殊営業に該当するものを除く。以下同じ。）のうち、バー、酒場その他客に酒類を提供して営む営業）営業の常態として、通常主食と認められる食事を提供して営むものを除く。以下「酒類提供飲食店営業」という。）で、日出時から午後十時までの時間においてのみ営むもの以外のもの</p>	<p>（用語の意義） 第二条（略） 2～10（略）</p> <p>11 この法律において「接客業務受託営業」とは、専ら、次に掲げる営業を営む者から委託を受けて当該営業の営業所において客に接する業務の一部を行うこと（当該業務の一部に従事する者が委託を受けた者及び当該営業を営む者の指揮命令を受ける場合を含む。）を内容とする営業をいう。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 飲食店営業（設備を設けて客に飲食をさせる営業で食品衛生法（昭和二十二年法律第百三十三号）<u>第二十一条第一項の許可を受けて営むもの</u>をいい、接待飲食等営業又は店舗型性風俗特殊営業に該当するものを除く。以下同じ。）のうち、バー、酒場その他客に酒類を提供して営む営業）営業の常態として、通常主食と認められる食事を提供して営むものを除く。以下「酒類提供飲食店営業」という。）で、日出時から午後十時までの時間においてのみ営むもの以外のもの</p>

死体解剖保存法（昭和二十四年法律第二百四号）（附則第十八条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第二条 死体の解剖をしようとする者は、あらかじめ、解剖をしようとする地の保健所長の許可を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>一～四（略）</p> <p>五 食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第五十九条第一項又は第二項の規定により解剖する場合</p> <p>六（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>第七条 死体の解剖をしようとする者は、その遺族の承諾を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、この限りでない。</p> <p>一～三（略）</p> <p>四 食品衛生法第五十九条第一項の規定により解剖する場合</p> <p>五（略）</p>	<p>第二条 死体の解剖をしようとする者は、あらかじめ、解剖をしようとする地の保健所長の許可を受けなければならない。但し、左の各号の一に該当する場合は、この限りでない。</p> <p>一～四（略）</p> <p>五 食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第二十八条第一項又は第二項の規定により解剖する場合</p> <p>六（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>第七条 死体の解剖をしようとする者は、その遺族の承諾を受けなければならない。但し、左の各号の一に該当する場合には、この限りでない。</p> <p>一～三（略）</p> <p>四 食品衛生法第二十八条第二項の規定により解剖する場合</p> <p>五（略）</p>

改 正 案	現 行
<p>（事業所税の非課税の範囲） 第七百一条の三十四（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 指定都市等は、次に掲げる施設に係る事業所床面積及び従業者給与総額に対しては事業に係る事業所税を、事業所用家屋で当該施設に係るものの新築又は増築で当該施設に係る事業を行う者が建築主であるものに係る新增設事業所床面積に対しては新增設に係る事業所税を課することができない。</p> <p>一～四（略）</p> <p>五 と畜場法（昭和二十八年法律第百十四号）第三条第一項に規定すると畜場</p> <p>六～二十八（略）</p> <p>4～11（略）</p> <p>附 則</p> <p>（固定資産税等の課税標準の特例） 第十五条（略）</p> <p>2～42（略）</p> <p>43 と畜場法第三条第三項に規定する一般と畜場の設置者が、平成十四年四月一日から平成十六年三月三十一日までの間に新たに取得した牛の処理を衛生的に行うための設備で政令で定めるものに対して</p>	<p>（事業所税の非課税の範囲） 第七百一条の三十四（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 指定都市等は、次に掲げる施設に係る事業所床面積及び従業者給与総額に対しては事業に係る事業所税を、事業所用家屋で当該施設に係るものの新築又は増築で当該施設に係る事業を行う者が建築主であるものに係る新增設事業所床面積に対しては新增設に係る事業所税を課することができない。</p> <p>一～四（略）</p> <p>五 と畜場法（昭和二十八年法律第百十四号）第二条第二項に規定すると畜場</p> <p>六～二十八（略）</p> <p>4～11（略）</p> <p>附 則</p> <p>（固定資産税等の課税標準の特例） 第十五条（略）</p> <p>2～42（略）</p> <p>43 と畜場法第二条第三項に規定する一般と畜場の設置者が、平成十四年四月一日から平成十六年三月三十一日までの間に新たに取得した牛の処理を衛生的に行うための設備で政令で定めるものに対して</p>

課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二の規定にかかわらず、当該設備に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から三年度分の固定資産税に限り、当該設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の二分の一の額とする。

44
48
(略)

課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二の規定にかかわらず、当該設備に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から三年度分の固定資産税に限り、当該設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の二分の一の額とする。

44
48
(略)

改 正 案	現 行
<p>（土地を収用し、又は使用することができる事業）</p> <p>第三条 土地を収用し、又は使用することができる公共の利益となる事業は、次の各号のいずれかに該当するものに関する事業でなければならぬ。</p> <p>一～二五 （略）</p> <p>二十六 と畜場法（昭和二十八年法律第百十四号）によると畜場又は化製場等に関する法律（昭和二十三年法律第百四十号）による化製場若しくは死亡獣畜取扱場</p> <p>二十七～三十五 （略）</p>	<p>（土地を収用し、又は使用することができる事業）</p> <p>第三条 土地を収用し、又は使用することができる公共の利益となる事業は、次の各号のいずれかに該当するものに関する事業でなければならぬ。</p> <p>一～二五 （略）</p> <p>二十六 と畜場法（昭和二十八年法律第百十四号）によると畜場又は化製場等に関する法律（昭和二十三年法律第百四十号）による化製場若しくは死亡獣畜取扱場</p> <p>二十七～三十五 （略）</p>

酒税法（昭和二十八年法律第六号）（附則第二十一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（収去酒類等の非課税）</p> <p>第六条の四 次に掲げる酒類がその製造場から移出され、又は保税地域から引き取られる場合には、当該酒類には、酒税を課さない。</p> <p>一 食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）<u>第二十八条第一項</u>（臨検検査等）の規定により収去される酒類</p> <p>二・三 （略）</p>	<p>（収去酒類等の非課税）</p> <p>第六条の四 次に掲げる酒類がその製造場から移出され、又は保税地域から引き取られる場合には、当該酒類には、酒税を課さない。</p> <p>一 食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）<u>第十七条第一項</u>（臨検検査等）の規定により収去される酒類</p> <p>二・三 （略）</p>

生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和三十二年法律第百六十四号）（附則第二十二條關係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（適用営業及び営業者の定義）</p> <p>第二條 この法律は、次に掲げる営業につき適用する。</p> <p>一 食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）の規定により許可を受けて営む同法第五十一條に規定する営業のうち、飲食店営業、喫茶店営業、食肉販売業及び冰雪販売業</p> <p>二 一七（略）</p>	<p>（適用営業及び営業者の定義）</p> <p>第二條 この法律は、次の各号に掲げる営業につき適用する。</p> <p>一 食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）の規定により許可を受けて営む同法第二十條に規定する営業のうち、飲食店営業、喫茶店営業、食肉販売業及び冰雪販売業</p> <p>二 一七（略）</p>

製菓衛生師法（昭和四十一年法律第百十五号）（附則第二十三条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（定義）</p> <p>第二条 この法律において「製菓衛生師」とは、都道府県知事の免許を受け、製菓衛生師の名称を用いて菓子製造業（食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第五十一条に規定する営業のうち菓子製造業をいう。以下同じ。）に従事する者をいう。</p>	<p>（定義）</p> <p>第二条 この法律において「製菓衛生師」とは、都道府県知事の免許を受け、製菓衛生師の名称を用いて菓子製造業（食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第二十条に規定する営業のうち菓子製造業をいう。以下同じ。）に従事する者をいう。</p>

消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十二号）（附則第二十四条関係）

（傍線の部分は改正部分）

<p>改 正 案</p>	<p>現 行</p>
<p>別表 一（略） 二 食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）<u>第四条第一項</u>に規定する食品及び同条第二項に規定する添加物並びに同法第六十二條第二項に規定する洗淨劑 三十九（略）</p>	<p>別表 一（略） 二 食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）<u>第二条第一項</u>に規定する食品及び同条第二項に規定する添加物並びに同法第二十九條第二項に規定する洗淨劑 三十九（略）</p>

有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十二号）（附則第二十五条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>別表</p> <p>一 食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）<u>第四条第一項</u>に規定する食品、<u>同条第二項</u>に規定する添加物、<u>同条第四項</u>に規定する器具及び<u>同条第五項</u>に規定する容器包装並びに<u>同法第六十条第一項</u>に規定するおもちゃ及び<u>同条第二項</u>に規定する洗淨剤</p> <p>二・三（略）</p>	<p>別表</p> <p>一 食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）<u>第二条第一項</u>に規定する食品、<u>同条第二項</u>に規定する添加物、<u>同条第四項</u>に規定する器具及び<u>同条第五項</u>に規定する容器包装並びに<u>同法第二十九条第一項</u>に規定するおもちゃ及び<u>同条第二項</u>に規定する洗淨剤</p> <p>二・三（略）</p>

改 正 案	現 行
<p>（他の法令との関係）</p> <p>第四十条 次の各号に掲げる物である化学物質については第三条、第五條の二第一項、第六條第一項、第七條、第十一條第一項、第十四條、第十五條第一項、第二十二條、第二十三條第一項、第二十四條第一項、第二十六條第一項、第二十七條第一項、第二十八條第一項、第二十九條及び第三十條の規定を、第一種特定化学物質が使用されている次の各号に掲げる物については第十三條第一項及び第二十二條の規定を、第二種特定化学物質が使用されている次の各号に掲げる物については第二十六條第一項及び第二十八條第一項の規定を、次の各号に掲げる物の原材料としての化学物質の使用については第十四條、第十五條第一項、第二十七條第一項、第二十八條第一項、第二十九條及び第三十條の規定を適用せず、当該各号に掲げる法律の定めるところによる。</p> <p>一 食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）<u>第四條第一項</u>に規定する食品、<u>同條第二項</u>に規定する添加物、<u>同條第五項</u>に規定する容器包装、<u>同法第六十二條第一項</u>に規定するおもちゃ及び同條第二項に規定する洗淨剤</p> <p>二五（略）</p>	<p>（他の法令との関係）</p> <p>第四十条 次の各号に掲げる物である化学物質については第三条、第五條の二第一項、第六條第一項、第七條、第十一條第一項、第十四條、第十五條第一項、第二十二條、第二十三條第一項、第二十四條第一項、第二十六條第一項、第二十七條第一項、第二十八條第一項、第二十九條及び第三十條の規定を、第一種特定化学物質が使用されている次の各号に掲げる物については第十三條第一項及び第二十二條の規定を、第二種特定化学物質が使用されている次の各号に掲げる物については第二十六條第一項及び第二十八條第一項の規定を、次の各号に掲げる物の原材料としての化学物質の使用については第十四條、第十五條第一項、第二十七條第一項、第二十八條第一項、第二十九條及び第三十條の規定を適用せず、当該各号に掲げる法律の定めるところによる。</p> <p>一 食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）<u>第二條第一項</u>に規定する食品、<u>同條第二項</u>に規定する添加物、<u>同條第五項</u>に規定する容器包装、<u>同法第二十九條第一項</u>に規定するおもちゃ及び同條第二項に規定する洗淨剤</p> <p>二五（略）</p>

改 正 案	現 行
<p>別表第一（第六条関係）</p> <p>一～二十一（略）</p> <p>二十二 卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）第二条第四項（定義）に規定する地方卸売市場、家畜取引法（昭和三十一年法律第二百二十三号）第二条第三項（定義）に規定する家畜市場、と畜場法（昭和二十八年法律第百十四号）第二条第二項（定義）に規定すると畜場又は食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成二年法律第七十号）第二条第六号（定義）に規定する食鳥処理場の用に供されている土地等</p> <p>二十三～二十五（略）</p>	<p>別表第一（第六条関係）</p> <p>一～二十一（略）</p> <p>二十二 卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）第二条第四項（定義）に規定する地方卸売市場、家畜取引法（昭和三十一年法律第二百二十三号）第二条第三項（定義）に規定する家畜市場、と畜場法（昭和二十八年法律第百十四号）第二条第二項（定義）に規定すると畜場又は食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成二年法律第七十号）第二条第六号（定義）に規定する食鳥処理場の用に供されている土地等</p> <p>二十三～二十五（略）</p>

阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成七年法律第十六号）（附則第二十八条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（と畜場の災害復旧に関する補助）</p> <p>第二十条 国は、特定被災地方公共団体である市町村に対し、阪神・淡路大震災により著しい被害を受けたその設置すると畜場（と畜場法（昭和二十八年法律第百十四号）<u>第三条第二項に規定すると畜場をいう。</u>）の災害復旧に要する費用について、予算の範囲内において、その三分の二を補助する。</p>	<p>（と畜場の災害復旧に関する補助）</p> <p>第二十条 国は、特定被災地方公共団体である市町村に対し、阪神・淡路大震災により著しい被害を受けたその設置すると畜場（と畜場法（昭和二十八年法律第百十四号）<u>第二条第二項に規定すると畜場をいう。</u>）の災害復旧に要する費用について、予算の範囲内において、その三分の二を補助する。</p>

牛海綿状脳症対策特別措置法（平成十四年法律第七十号）（附則第二十九条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（と畜場における牛海綿状脳症に係る検査等）</p> <p>第七条 と畜場内で解体された厚生労働省令で定める月齢以上の牛の肉、内臓、血液、骨及び皮は、別に法律又はこれに基づく命令で定めるところにより、都道府県知事又は保健所を設置する市の長の行う牛海綿状脳症に係る検査を経た後でなければ、と畜場外に持ち出してはならない。ただし、と畜場法（昭和二十八年法律第百十四号）<u>第十條第三項ただし書に該当するときは、この限りでない。</u></p> <p>2・3 （略）</p>	<p>（と畜場における牛海綿状脳症に係る検査等）</p> <p>第七条 と畜場内で解体された厚生労働省令で定める月齢以上の牛の肉、内臓、血液、骨及び皮は、別に法律又はこれに基づく命令で定めるところにより、都道府県知事又は保健所を設置する市の長の行う牛海綿状脳症に係る検査を経た後でなければ、と畜場外に持ち出してはならない。</p> <p>2・3 （略）</p>

牛海綿状脳症対策特別措置法（平成十四年法律第七十号）（附則第三十条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（と畜場における牛海綿状脳症に係る検査等）</p> <p>第七条 と畜場内で解体された厚生労働省令で定める月齢以上の牛の肉、内臓、血液、骨及び皮は、別に法律又はこれに基づく命令で定めるところにより、都道府県知事又は保健所を設置する市の長の行う牛海綿状脳症に係る検査を経た後でなければ、と畜場外に持ち出してはならない。ただし、と畜場法（昭和二十八年法律第百十四号）<u>第十四条第三項</u>ただし書に該当するときは、この限りでない。</p> <p>2・3 （略）</p>	<p>（と畜場における牛海綿状脳症に係る検査等）</p> <p>第七条 と畜場内で解体された厚生労働省令で定める月齢以上の牛の肉、内臓、血液、骨及び皮は、別に法律又はこれに基づく命令で定めるところにより、都道府県知事又は保健所を設置する市の長の行う牛海綿状脳症に係る検査を経た後でなければ、と畜場外に持ち出してはならない。ただし、と畜場法（昭和二十八年法律第百十四号）<u>第十条第三項</u>ただし書に該当するときは、この限りでない。</p> <p>2・3 （略）</p>

改 正 案	現 行
<p>（特別用途食品の検査及び収去） 第二十七条（略） 2（略） 3 第一項に規定する当該職員の権限は、食品衛生法（昭和二十二年法律第百三十三号）<u>第三十条第一項</u>に規定する食品衛生監視員が行つものとする。 4・5（略）</p>	<p>（特別用途食品の検査及び収去） 第二十七条（略） 2（略） 3 第一項に規定する当該職員の権限は、食品衛生法（昭和二十二年法律第百三十三号）<u>第十九条第一項</u>に規定する食品衛生監視員が行つものとする。 4・5（略）</p>

改正案	現行
<p>（委員会の意見の聴取）</p> <p>第二十四条 関係各大臣は、次に掲げる場合には、委員会の意見を聴かなければならない。ただし、委員会が第十一条第一項第一号に該当すると認める場合又は関係各大臣が同項第三号に該当すると認める場合は、この限りでない。</p> <p>一 食品衛生法第四条第二号ただし書（同法第二十九条第二項において準用する場合を含む。）に規定する人の健康を害つ虞がない場合を定めようとするとき、同法第四条の二第一項から第三項までの規定による販売の禁止をしようとし、若しくは同条第四項の規定による禁止の全部若しくは一部の解除をしようとするとき、同法第五条第一項の厚生労働省令を制定し、若しくは改廃しようとするとき、同法第六条に規定する人の健康を損なうおそれのない場合を定めようとするとき、同法第七条第一項（同法第二十九条第二項において準用する場合を含む。）若しくは同法第十条第一項（同法第二十九条第三項において準用する場合を含む。）の規定により基準若しくは規格を定めようとするとき、又は同法第十九条の十八第一項の規定により基準を定めようとするとき。</p> <p>二（五）（略）</p> <p>六 と畜場法（昭和二十八年法律第百十四号）第十三条第一項第三号の厚生労働省令を制定し、若しくは改廃しようとするとき、又は同法第十四条第六項の政令の制定若しくは改廃の立案をしようとするとき。</p>	<p>（委員会の意見の聴取）</p> <p>第二十四条 関係各大臣は、次に掲げる場合には、委員会の意見を聴かなければならない。ただし、委員会が第十一条第一項第一号に該当すると認める場合又は関係各大臣が同項第三号に該当すると認める場合は、この限りでない。</p> <p>一 食品衛生法第四条第二号ただし書（同法第二十九条第二項において準用する場合を含む。）に規定する人の健康を害つ虞がない場合を定めようとするとき、同法第四条の二の規定による販売の禁止をしようとするとき、同法第五条第一項の厚生労働省令を制定し、若しくは改廃しようとするとき、同法第六条に規定する人の健康を損なうおそれのない場合を定めようとするとき、同法第七条第一項（同法第二十九条第二項において準用する場合を含む。）若しくは同法第十条第一項（同法第二十九条第三項において準用する場合を含む。）の規定により基準若しくは規格を定めようとするとき、又は同法第十九条の十八第一項の規定により基準を定めようとするとき。</p> <p>二（五）（略）</p> <p>六 と畜場法（昭和二十八年法律第百十四号）第九条第一項第三号の厚生労働省令を制定し、若しくは改廃しようとするとき、又は同法第十条第五項の政令の制定若しくは改廃の立案をしようとするとき。</p>

<p>2 3 (略)</p>	<p>七 十 (略)</p> <p>十一 食品衛生法及び栄養改善法の一部を改正する法律(平成七年法律第百一号)(附則第一条の二第一項の規定により添加物の名称を削除しよつとするとすゝき。</p>
<p>2 3 (略)</p>	<p>七 十 (略)</p> <p>十一 十三 (略)</p>

改 正 案	現 行
<p>（食品関連事業者の責務）</p> <p>第八条 肥料、農薬、飼料、飼料添加物、動物用の医薬品その他食品の安全性に影響を及ぼすおそれがある農林漁業の生産資材、食品（その原料又は材料として使用される農林水産物を含む。）若しくは添加物（食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第四条第二項に規定する添加物をいう。）又は器具（同条第四項に規定する器具をいう。）若しくは容器包装（同条第五項に規定する容器包装をいう。）の生産、輸入又は販売その他の事業活動を行う事業者（以下「食品関連事業者」という。）は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たって、自らが食品の安全性の確保について第一義的責任を有していることを認識して、食品の安全性を確保するために必要な措置を食品供給行程の各段階において適切に講ずる責務を有する。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（委員会の意見の聴取）</p> <p>第二十四条 関係各大臣は、次に掲げる場合には、委員会の意見を聴かなければならない。ただし、委員会が第十一条第一項第一号に該当すると認める場合又は関係各大臣が同項第三号に該当すると認める場合は、この限りでない。</p> <p>一 食品衛生法第六条第二号ただし書（同法第六十二条第二項において準用する場合を含む。）に規定する人の健康を損なうおそれ</p>	<p>（食品関連事業者の責務）</p> <p>第八条 肥料、農薬、飼料、飼料添加物、動物用の医薬品その他食品の安全性に影響を及ぼすおそれがある農林漁業の生産資材、食品（その原料又は材料として使用される農林水産物を含む。）若しくは添加物（食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第二条第二項に規定する添加物をいう。）又は器具（同条第四項に規定する器具をいう。）若しくは容器包装（同条第五項に規定する容器包装をいう。）の生産、輸入又は販売その他の事業活動を行う事業者（以下「食品関連事業者」という。）は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たって、自らが食品の安全性の確保について第一義的責任を有していることを認識して、食品の安全性を確保するために必要な措置を食品供給行程の各段階において適切に講ずる責務を有する。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（委員会の意見の聴取）</p> <p>第二十四条 関係各大臣は、次に掲げる場合には、委員会の意見を聴かなければならない。ただし、委員会が第十一条第一項第一号に該当すると認める場合又は関係各大臣が同項第三号に該当すると認める場合は、この限りでない。</p> <p>一 食品衛生法第四条第二号ただし書（同法第二十九条第二項において準用する場合を含む。）に規定する人の健康を害す虞がない</p>

がない場合を定めようとするとき、同法第七条第一項から第三項までの規定による販売の禁止をしようとし、若しくは同条第四項の規定による禁止の全部若しくは一部の解除をしようとするとき、同法第九条第一項の厚生労働省令を制定し、若しくは改廃しようとするとき、同法第十条に規定する人の健康を損なうおそれのない場合を定めようとするとき、同法第十一条第一項（同法第六十二条第二項において準用する場合を含む。）若しくは同法第十八条第一項（同法第六十二条第三項において準用する場合を含む。）の規定により基準若しくは規格を定めようとするとき、又は同法第五十条第一項の規定により基準を定めようとするとき。

二〇五（略）

六 と畜場法（昭和二十八年法律第百十四号）第六条、第九条、第十三条第一項第三号若しくは第十四条第六項第二号若しくは第三号の厚生労働省令を制定し、若しくは改廃しようとするとき、又は同法第十四条第七項の政令の制定若しくは改廃の立案をしようとするとき。

七〇九（略）

十 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成二年法律第七十号）第十一条、第十五条第四項第二号若しくは第三号、同条第六項又は第十九条の厚生労働省令を制定し、又は改廃しようとするとき。

一一〇十四（略）

2・3（略）

場合を定めようとするとき、同法第四条の二第一項から第三項までの規定による販売の禁止をしようとし、若しくは同条第四項の規定による禁止の全部若しくは一部の解除をしようとするとき、同法第五条第一項の厚生労働省令を制定し、若しくは改廃しようとするとき、同法第六条に規定する人の健康を損なうおそれのない場合を定めようとするとき、同法第七条第一項（同法第二十九条第二項において準用する場合を含む。）若しくは同法第十九条第一項（同法第二十九条第三項において準用する場合を含む。）の規定により基準若しくは規格を定めようとするとき、又は同法第十九条の十八第一項の規定により基準を定めようとするとき。

二〇五（略）

六 と畜場法（昭和二十八年法律第百十四号）第十三条第一項第三号の厚生労働省令を制定し、若しくは改廃しようとするとき、又は同法第十四条第六項の政令の制定若しくは改廃の立案をしようとするとき。

七〇九（略）

十 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成二年法律第七十号）第十一条、第十五条第五項又は第十九条の厚生労働省令を制定し、又は改廃しようとするとき。

一一〇十四（略）

2・3（略）

改 正 案	現 行
<p>（委員会の意見の聴取）</p> <p>第二十四条 関係各大臣は、次に掲げる場合には、委員会の意見を聴かなければならない。ただし、委員会が第十一条第一項第一号に該当すると認める場合又は関係各大臣が同項第三号に該当すると認める場合は、この限りでない。</p> <p>一 食品衛生法第六条第二号ただし書（同法第六十二条第二項において準用する場合を含む。）に規定する人の健康を損なうおそれがない場合を定めようとするとき、同法第七条第一項から第三項までの規定による販売の禁止をしようとし、若しくは同条第四項の規定による禁止の全部若しくは一部の解除をしようとするとき、同法第九条第一項の厚生労働省令を制定し、若しくは改廃しようとするとき、同法第十条に規定する人の健康を損なうおそれのない場合を定めようとするとき、同法第十一条第一項（同法第六十二条第二項において準用する場合を含む。）の規定により基準若しくは規格を定めようとするとき、同法第十一条第三項に規定する人の健康を損なうおそれのない量^{（一）}を定めようとするとき、同法第十八条第一項（同法第六十二条第三項において準用する場合を含む。）の規定により基準若しくは規格を定めようとするとき、又は同法第五十条第一項の規定により基準を定めようとするとき。</p> <p>二 十四（略）</p>	<p>（委員会の意見の聴取）</p> <p>第二十四条 関係各大臣は、次に掲げる場合には、委員会の意見を聴かなければならない。ただし、委員会が第十一条第一項第一号に該当すると認める場合又は関係各大臣が同項第三号に該当すると認める場合は、この限りでない。</p> <p>一 食品衛生法第六条第二号ただし書（同法第六十二条第二項において準用する場合を含む。）に規定する人の健康を損なうおそれがない場合を定めようとするとき、同法第七条第一項から第三項までの規定による販売の禁止をしようとし、若しくは同条第四項の規定による禁止の全部若しくは一部の解除をしようとするとき、同法第九条第一項の厚生労働省令を制定し、若しくは改廃しようとするとき、同法第十条に規定する人の健康を損なうおそれのない場合を定めようとするとき、同法第十一条第一項（同法第六十二条第二項において準用する場合を含む。）若しくは同法第十八条第一項（同法第六十二条第三項において準用する場合を含む。）の規定により基準若しくは規格を定めようとするとき、又は同法第五十条第一項の規定により基準を定めようとするとき。</p> <p>二 十四（略）</p>

2
·
3
(略)

2
·
3
(略)

改 正 案	現 行
<p>（所掌事務）</p> <p>第四条 厚生労働省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～三十八 （略）</p> <p>三十九 販売の用に供する食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）<u>第四条第一項、第二項、第四項若しくは第五項に規定する食品、添加物、器具若しくは容器包装又は同法第六十二条第一項に規定するおもちゃ</u>（<u>第十六条第二項において「食品等」という。</u>）の取締りに関すること。</p> <p>四十～百十一 （略）</p> <p>2 （略）</p>	<p>（所掌事務）</p> <p>第四条 厚生労働省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～三十八 （略）</p> <p>三十九 販売の用に供する食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）<u>第二条第一項、第二項、第四項若しくは第五項に規定する食品、添加物、器具若しくは容器包装又は同法第二十九条第一項に規定するおもちゃ</u>（<u>第十六条第二項において「食品等」という。</u>）の取締りに関すること。</p> <p>四十～百十一 （略）</p> <p>2 （略）</p>